

令和 2 年第 1 回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
令和 2 年 2 月 25 日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	15
会議録署名議員の指名について	16
議案の上程について	16
市長の提案理由の説明	16
請願について	25
令和 2 年 2 月 27 日	
出席及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により出席した者	28
本議会に出席した事務局職員	28
議事日程	28
議案質疑について（議案第 1 号～議案第 3 号）	30
（議案第 4 号～議案第10号）	31
（議案第11号～議案第18号）	37
（議案第19号～議案第20号）	39
（議案第21号～議案第28号）	39
令和 2 年 3 月 2 日	
出席及び欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により出席した者	44
本議会に出席した事務局職員	44
議事日程	45
一般質問について	46

緒方 寿光 議員	46
伊藤 法博 議員	63
新谷信次郎 議員	74
近藤 末治 議員	87
菊次 太丸 議員	103

令和2年3月3日

出席及び欠席議員	121
地方自治法第121条の規定により出席した者	122
本議会に出席した事務局職員	122
議事日程	123
一般質問について	123
高田千壽輝 議員	123
今村 智子 議員	138
白谷 義隆 議員	148
橋本 憲之 議員	159
矢ヶ部広巳 議員	176

令和2年3月16日

出席及び欠席議員	187
地方自治法第121条の規定により出席した者	188
本議会に出席した事務局職員	188
議事日程	188
議会運営委員長報告について	190
各委員長報告について	190
総務委員長報告について	190
建設経済委員長報告について	192
教育民生委員長報告について	193
予算審査特別委員長報告について	195
議案の上程について	203
議員提出議案の提案理由の説明	203
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	204

第 1 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 25 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
2 月 26 日	水	考 案 日	
2 月 27 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
2 月 28 日	金	考 案 日	
2 月 29 日	土	休 会	
3 月 1 日	日	休 会	
3 月 2 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 3 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 4 日	水	休 会	
3 月 5 日	木	委 員 会	
3 月 6 日	金	委 員 会	
3 月 7 日	土	休 会	
3 月 8 日	日	休 会	
3 月 9 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 10 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 11 日	水	休 会	
3 月 12 日	木	事務整理日	
3 月 13 日	金	事務整理日	
3 月 14 日	土	休 会	
3 月 15 日	日	休 会	
3 月 16 日	月	本 会 議	採決・閉会

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	令和元年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	2.3.16	原案可決
議 案 第 2 号	令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	2.3.16	原案可決
議 案 第 3 号	令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	2.3.16	原案可決
議 案 第 4 号	令和2年度柳川市一般会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 5 号	令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 6 号	令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 7 号	令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 8 号	令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 9 号	令和2年度柳川市水道事業会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 10号	令和2年度柳川市下水道事業会計予算について	2.3.16	原案可決
議 案 第 11号	柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定について	2.3.16	原案可決
議 案 第 12号	柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決
議 案 第 13号	柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決

議案 第14号	柳川市監査委員条例及び柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2.2.27	原案可決
議案 第15号	柳川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決
議案 第16号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決
議案 第17号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決
議案 第18号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決
議案 第19号	財産の取得について	2.2.27	原案可決
議案 第20号	市道路線の認定及び変更認定について	2.3.16	原案可決
議案 第21号	人権擁護委員候補者の推薦について	2.2.27	同意
議案 第22号	人権擁護委員候補者の推薦について	2.2.27	同意
議案 第23号	人権擁護委員候補者の推薦について	2.2.27	同意
議案 第24号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	2.2.27	同意
議案 第25号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	2.2.27	同意
議案 第26号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	2.2.27	同意
議案 第27号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	2.2.27	同意
議案 第28号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	2.2.27	同意

議案 第29号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2.3.16	原案可決
------------	-----------------------------	--------	------

請願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第4号	「柳川市民温水プール」に関する請願	2.3.16	不採択

柳川市議会第1回定例会会議録

令和2年2月25日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

14番	諸藤哲男	19番	伊藤法博
-----	------	-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	酒見勇次												
教	育	長	沖	毅										
総務	部	長	石橋正次											
会計	管	理	者	白谷通孝										
市民	部	長	椛島謙治											
保健	福	祉	部	長	島添守男									
建設	部	長	松永泰治											
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	木	下	隆	行								
人	事	秘	書	課	長	高	田	啓	介					
総	務	課	長	平	田	敬	介							
企	画	課	長	池	末	勇	人							
財	政	課	長	田	中	勝	裕							
税	務	課	長	山	田	秀	太							
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦				
福	祉	課	長	武	田	真	治							
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋						
生	涯	学	習	課	長	新	開	文	隆					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	木	下	隆								
水	路	課	長	松	永	久								

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範									
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛				
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(令和元年10月分、11月分)
- (2) 市長の所信表明について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案の上程について
- 議案第１号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第４号）について
- 議案第２号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
について
- 議案第３号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
について
- 議案第４号 令和２年度柳川市一般会計予算について
- 議案第５号 令和２年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第６号 令和２年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第７号 令和２年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第８号 令和２年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第９号 令和２年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第10号 令和２年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第11号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定について
- 議案第12号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市監査委員条例及び柳川市水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第17号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第19号 財産の取得について
- 議案第20号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第24号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

日程(4) 請願について

請願第4号 「柳川市民温水プール」に関する請願

午前10時 開会

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は令和2年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長(金子健次君)(登壇)

皆さんおはようございます。本日ここに令和2年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの対応について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が日本国内でも発生し、その数は日ごと増えるという状況になっています。今月20日には福岡市でも2名の方が感染したというニュースがありました。

柳川市においても、不測の事態に備えるため、全庁的な対応が必要とされることから、18日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、公共施設等への消毒液の配置やポスターの掲示を行い、手洗い、洗顔やせきエチケットなどの注意喚起を行っているところです。過剰に心配することなく謙虚に備えることが大事であると考えます。

さて、本定例会は令和2年度の当初予算をはじめとする重要な議案の御審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、令和2年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、昨年は福岡県と西日本鉄道株式会社との共同で、西鉄柳川駅前周辺整備事業を実施することといたしました。掘割を二ツ川から西鉄柳川駅西口まで引き込み、駅からすぐに川下りを楽しめるように乗船場を整備いたします。また、周辺の広場や道路の整備を市が、飲食、物販、観光案内機能などを持つ柳川らしいにぎわいのある交流施設を西日本鉄道株式会社が建設されます。整備完了は令和6年度を予定しています。

また、航空機の佐賀空港への着陸経路が3月26日から見直されることになりました。昨年6月、国土交通大臣宛てに提出した「佐賀空港の西側海上からの計器着陸装置の設置要望」に対し回答されたものです。着陸経路の見直しにより、市上空を通過する回数は着陸回数全体のおおむね5%以下へと大幅に減少します。

また、平成16年度より着手され、地元の理解、協力の下、平成27年度から始まった中島地区の築堤工事が浦島橋から下流部の土堤にかけて完成いたしました。昭和30年代に築造されたコンクリート製の堤防を土堤にする事業で、これにより流域住民の防災、安全性が大きく向上いたしました。

一方、7月から8月にかけての台風や記録的な豪雨により、倒伏や潮風による塩害、冠水による湿害など、米、大豆を中心に甚大な被害が発生しました。また、有明海への流木の流出など、水産業へも大きな被害が生じました。市といたしましては、いち早く復旧していただくためにも、県、国などの補助事業への対応、さらに、福岡県農業共済組合に出向き、迅速な対応をしていただけるよう緊急要請書を提出してまいりました。今後とも大雨時の内水氾濫の対策として、大雨が予想される場合には事前に水路内の水位を下げ、また、排水ポンプを活用するなど、できる限りの対策を行ってまいります。

それでは、第2次柳川市総合計画の将来像「水と人とまちが輝く柳川」を実現するための政策目標である「ひとづくり」「まちづくり」「ふるさとづくり」「しごとづくり」に合わせ、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目の政策目標「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」の主な取組について申し上げます。

最初に、子育て世代包括支援センター事業について説明いたします。

人口減少や少子高齢化、核家族化の急速な進展により、育児に関する相談ができずに、負担感や不安、孤立感を感じる親が増加しています。このため、母子保健事業と子育て支援事業の一体的な実施など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、併せて関係機関との連絡調整の役割を担うため、柳川庁舎子育て支援課内に子育て世代包括支援センターを4月に設置します。

次に、スマートフォンを活用した母子手帳アプリ導入事業について説明いたします。

妊娠期から子育て期に関する理解を深め、子育てによる不安を軽減し、子育てしやすい環境をつくるため、若い世代の情報収集手段であるスマートフォンに着目し、妊娠、出産、子

育て期の情報提供の方法として、スマートフォンアプリによるサービスを導入するものです。

次に、柳川市産後ケア事業「ゆりかごサポート」について説明いたします。

先ほど申し上げました子育て世代包括支援センターの新規事業として、産後ケア事業「ゆりかごサポート」を実施します。この事業は「小児科医と助産師によるママとベビーのなんでも相談」と題して、産後うつや育児不安、母乳の悩み、赤ちゃんの体のことやお母さんの心と体の心配事について小児科医による相談や助産師による母乳ケアなどを実施して、安心して子育てができるように産院退院直後からの支援を行います。

次に、地域子育て支援拠点施設整備事業について説明いたします。

柳城児童館は、これまで育児に関する不安、孤立感を解消し、安心して子育てができる環境づくりを行ってきました。しかし、建設から52年を経過し老朽化が進んでいるため、これに代わる新たな子育て支援拠点施設を整備するものであります。令和2年度に設計、令和3年度に建設を行い、令和4年4月オープンを目指します。

次に、給食材料費等の公会計化について説明いたします。

これまで学校給食費は学校や保護者の協力の下で集金し、そのお金で学校や調理場が食材費を支払う私会計方式でありました。これを市の一般会計で行う公会計とし、集金の負担を軽減するとともに、学校や調理場が給食費の現金を扱わなくなることで、事務の透明化や軽減を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブ支援員処遇改善事業について説明いたします。

核家族化や共働き家庭の増加等により依然として放課後児童クラブのニーズは高い状況にあります。しかしながら、各放課後児童クラブでは慢性的に支援員不足の状況が見られることから、報酬等の見直し、資格手当の支給、有給休暇取得時の代替職員報酬分を委託料に加算すること等により支援員の処遇改善を図るものです。

2点目、「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」の主な取組について申し上げます。

まず初めに、水郷柳河^{すいきょうやながわ}掘割地区整備事業並びに掘割の夜間景観整備事業について説明します。

本事業につきましては、本市都市計画マスタープランで都市づくりの核となり、役割に応じた機能を集積する拠点として、西鉄柳川駅周辺の広域拠点、沖端地区の観光拠点、水の郷や本年12月オープン予定の市民文化会館周辺の文化拠点を設定しています。加えて、本市景観計画での景観重要地区、名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}の指定地を含んだ範囲を事業地区に設定し、拠点の機能強化と拠点間の連携強化、柳川らしい景観づくりに取り組むことで、住民や観光客の満足度の向上や地域の活性化、市街地のにぎわいの創出を図ってまいります。

本事業では、西鉄柳川駅周辺及び沖端水天宮周辺の掘割や道路の改修整備等のほか、市民や来訪者が地域で過ごす時間をより豊かにするため、昼間の景観だけでなく、夜間景観の質

の向上も重要と考え、名勝に指定された水郷柳河^{すいきょうやながわ}を巡る主要川下りコース沿いを対象とし、「静かで優しい光」「水を感じる光」をコンセプトにストーリー性のある夜間景観づくりにも取り組んでまいります。

なお、財源としては、本年4月から導入される福岡県宿泊税を財源として市町村に交付される福岡県宿泊税交付金を活用いたします。

次に、ホテルの舞う環境整備事業について説明いたします。

立花いこいの森公園内のせせらぎ水路の環境改善や、関係団体と連携しながら、幼虫の飼育環境を整備することにより、安定した蛍の個体数を生息させ、市民の憩いの場として蛍が飛び交う環境をつくるとともに、水郷柳川の風情を共感できるようなまちづくりを目指してまいります。

次に、柳川市可燃ごみ減量作戦プロジェクト事業について説明いたします。

廃棄物行政につきましては、みやま市と共同整備する新ごみ焼却施設の建設工事が順調に進んでおり、令和4年春に竣工予定です。稼働後1年間の可燃ごみ排出量で建設費の負担割合が決まるため、可燃ごみ減量は本市の喫緊の課題でございます。これに関連し、昨年、可燃ごみ減量に向けた取組の方策を有識者や市民の代表者などから成る柳川市廃棄物減量等推進審議会で検討いただき、答申を受けました。今年度はこの答申に基づく様々な方策に取り組んでまいりたいと考えております。搬入手数料の値上げをはじめ、可燃ごみ袋の値上げとともに、資源ごみ袋を値下げするなど、「分別すれば得をする」をスローガンに資源物の分別を促進するためのイベントや啓発活動を進めてまいります。

次に、災害からまちを守り誰もが安全で安心できるまちづくりのため、消防防災設備の充実、住環境の改善を図るため、次の事業を行います。

初めに、13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車購入事業について説明いたします。

老朽化している東部出張所の水槽付消防ポンプ自動車に換えて導入する多目的消防ポンプ自動車は、これまでの水槽つき機能に加え、水を有効利用できる圧縮空気泡消火装置と、地上からの高さはビル5階相当の13.7メートル、地下2.1メートルまで届く軽量アルミ製ブームを搭載しています。このことにより、救助戦術が広がるだけでなく、中層建築物等における火災への対応及び高所からの放水も可能となります。

次に、防災行政無線屋外拡声子局増設事業について説明いたします。

防災行政無線は防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用する無線局で、平常時も情報伝達に利用できます。柳川庁舎内に親局を置き、屋外拡声機や戸別受信機を通じて、市から直接、同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。令和元年度末までに屋外拡声機を全部で39局整備し、さらに、令和2年度に16局増設予定で、来訪者を含め市内にいる人全てに速やかに情報が伝わるよう伝達体制の充実を図ります。

3点目、「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」の主な取組につ

いて申し上げます。

令和2年は、立花宗茂が柳川に再封されて400年の節目の年です。これを機に、市民をはじめ、多くの人々が柳川の偉人を学び理解することにより郷土愛の醸成を図ります。このため、立花宗茂再封400年記念特別展「宗茂再封！」を令和2年12月から令和3年2月にかけて立花家資料館と共同で開催します。また、引き続きNHK大河ドラマ招致に向け、福岡県やゆかりのある自治体などと協力し、招致活動を行ってまいります。

次に、郷土の歴史文化財案内板改修事業について説明いたします。

市内には、文化財案内板や標柱が200件ほど確認されています。これらの案内板等について経年による劣化が見受けられることから、市が設置したもので破損しているものや内容が読みづらいものについて集中的に修理を行うものです。また、地元団体等からの要望が多い箇所への文化財案内板の設置を併せて行っていきます。

次に、柳川市の新たな文化交流拠点となる市民文化会館が令和2年12月20日に開館します。それに伴い、令和4年までを市民文化会館の普及促進の強化期間と位置づけ、文化会館自主事業実行委員会を主体とした文化振興等の拡大に向けた事業を展開してまいります。

4点目、「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」の主な取組について申し上げます。

初めに、観光プラットフォーム構築事業について説明します。

経済波及効果が大きい観光は、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大など、大きな効果が期待されています。

本市においても、地域が一丸となって個性あふれる観光地域をつくり上げ、その魅力を自ら積極的に発信していくことで広く観光客を呼び込み、地域の経済効果を高める対策に取り組むため、推進母体となる観光プラットフォーム（仮称）の組織構築を目指してまいります。

次に、スマート農業推進事業について説明いたします。

水田農業における担い手不足、高齢化を踏まえてICT技術を活用したスマート農業機械の導入により、経営規模の拡大省力化、生産者の所得向上を図ります。

次に、漁協共同利用施設整備事業について説明いたします。

漁協が整備する共同利用施設であるノリ網冷凍保存冷蔵庫・冷却設備、つくだ煮加工施設等に補助金を交付することで、水産業の振興を図るものです。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

今年は、第2次柳川市総合計画の後期基本計画と第4次柳川市行財政改革大綱のスタートの年であります。本市のこれからの大きな課題である子育て環境、雇用の場の確保等に対する解決策として、ふるさとづくり、ひとづくり、まちづくり、しごとづくりという4つの柱に沿って、長期的かつ総合的な行政運営を図り、その実現に向け、事業を進めてまいります。

す。

一方で、人口減少や少子高齢化に起因した行政需要は拡大、多様化しており、暮らしの安全・安心の取組や地方創生に向けた取組等を地域の実態に即して推進していく必要があります。このため、限りある資源を最大限活用し、迅速かつ的確に応えていくとともに、持続可能な財政運営を維持し、本市を取り巻く状況や時代の潮流に対応しながら取り組んでまいります。行政と市民の皆様が共に汗をかき、共にまちづくりを行うことで、柳川市の将来像「水と人とまちが輝く柳川」を達成できると思います。

今後ともどうか市民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。令和2年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る2月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、2月25日から3月16日までの21日間といたしております。

内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、26日、考案日、27日、議案質疑、28日、考案日、29日、3月1日は休日で休会、2日、3日、4日を一般質問、5日、6日を委員会、7日、8日は休日で休会、9日、10日、11日を予算審査特別委員会、12日、13日は事務整理日、14日、15日は休日で休会、16日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第1号から議案第28号までの28議案の一括上程であります。

日程4が請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第4号は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第1号から議案第3号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第1号は総務委員会に審査を付託、議案第2号及び議案第3号の2議案は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第4号から議案第10号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第4号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第5号から議案第7号までの3議案については教育民生委員会に審査を付託、議案第8号は総務委員会に審査を付託、議案第9号及び議案第10号の2議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第11号から議案第18号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第11号は教育民生委員会に審査を付託、議案第12号及び議案第13号の2議案は総務委員会に審査を付託、議案第14号は即決、議案第15号は総務委員会に審査を付託、議案第16号は教育民生委員会に審査を付託、議案第17号は総務委員会に審査を付託、議案第18号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第19号及び議案第20号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第19号は即決、議案第20号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第21号から議案第28号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、8議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告をして終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番立花純議員及び9番近藤末治議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第1号から議案第28号までの28議案を一括上程いたします。

初めに、議案第1号から議案第10号までの10議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第1号から議案第3号までの補正予算3議案及び議案第4号から議案第10号までの令和2年度予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,737千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33,954,813千円としようとするものです。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

2款・総務費は132,668千円を増額補正しております。

内容としましては、基金積立てに係る経費、マイナンバーカード交付に係る経費などを計上しております。

3款・民生費は518,732千円を減額補正しております。

内容としましては、在宅老人対策事業費を増額する一方、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券事業費、福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療事業費、生活保護費などを減額しております。

6款・農林水産業費は53,988千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入費用を助成する担い手確保・経営強化支援事業費補助金、両開・皿垣開漁港のしゅんせつ事業である機能保全事業費などを増額する一方、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金などを減額しております。

8款・土木費では76,944千円を減額補正しております。

内容としましては、高橋中牟田線道路整備事業費や中島谷垣開線道路整備事業費などをそれぞれ減額しております。

9款・消防費では3,683千円を増額補正しております。

内容としましては、消防団員の公務災害補償費、消火栓工事負担金を計上しております。

10款・教育費では398,600千円を増額補正しております。

内容としましては、国の補正予算を活用した校内通信ネットワーク環境整備に係る経費、緒方記念科学振興財団からの寄付金を活用した中学校への理科教材購入に係る経費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では普通交付税につきまして56,499千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金等29,005千円を増額補正しております。

14款・県支出金では産地パワーアップ事業費補助金等25,842千円を増額補正しております。

15款．財産収入では27,615千円を増額補正しております。

16款．寄付金では32,196千円を増額補正しております。

17款．繰入金では252,264千円を減額補正しております。

19款．諸収入では159,130千円を減額補正しております。

20款．市債では漁港機能保全事業費など233,500千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では個別施設計画策定事業費など20件につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では市民文化会館電気保安整備管理業務委託料につきまして追加を行っております。

第4表 地方債補正では漁港機能保全事業費など5件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第2号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みによる保険給付費の減額と交付金、繰入金等の額の確定に伴い、必要な額を補正するもので、併せて前年度繰越金の調整を行っております。

歳出においては、2款．保険給付費を4億円減額し、3款．国民健康保険事業費納付金を408千円増額いたしております。

歳入においては、1款．国民健康保険税を130,191千円、3款．県支出金を404,639千円及び一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる一般会計繰入金を15,643千円減額し、6款．繰越金を149,900千円、8款．国庫支出金を981千円増額いたしております。このため、歳入歳出それぞれ399,592千円を減額し、補正後の予算額を9,058,378千円とするものであります。

次に、議案第3号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するものです。

歳出においては、基盤安定負担金を含む後期高齢者医療広域連合納付金を12,072千円減額いたしております。

歳入においては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金を12,072千円減額いたしております。

このため、歳入歳出それぞれ12,072千円を減額し、補正後の予算額を1,073,728千円とするものであります。

次に、議案第4号 令和2年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度当初予算においては、令和2年度を初年度とする第2次総合計画の後期基本計

画に掲げる4つの政策目標を実現するための各施策を計上することとし、効果的な事業効果の発現のため新規事業に取り組むなど、予算の重点化を行いました。

また、合併算定替えによる優遇措置が終了することにより普通交付税がさらに減額されることが見込まれることから、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、限られた資源の有効活用、事業の選択と集中、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、決算審査特別委員会、監査委員の意見要望を踏まえて予算編成に望んだところであります。

このようにして編成しました結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに32,482,000千円となり、前年度の当初予算と比較しますと、額にして514,000千円、率にして1.6%の増額となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度との比較により歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、令和元年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、前年度より114,200千円増の6,382,811千円を計上しております。

次に、地方消費税交付金は、令和元年度の交付見込額や国の地方財政計画等から、前年度より219,000千円増の1,338,000千円を計上しております。

次に、地方交付税は、国の地方財政計画や令和元年度交付額を参考に、普通交付税は前年度より20,000千円減の7,180,000千円を計上し、特別交付税は前年同額の1,150,000千円を計上しております。

次に、繰入金は、財政調整基金やふるさと元気応援基金などから繰り入れ、前年度より224,097千円減の1,386,263千円を計上しております。

次に、市債は、前年度より36,700千円増の4,656,900千円を計上しております。これにより令和2年度末の市債残高は、前年度末と比較して1,679,621千円増の36,482,274千円となる見込みであります。

なお、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約64.1%に相当する2,985,230千円と試算しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など8事業に1,521,200千円を計上しており、この結果、令和2年度末における借入総額は、普通建設事業分で26,194,700千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

初めに、議会費は前年度より1,442千円減の224,893千円を計上いたしておりますが、この減額は議員共済給付負担金の減額によるものであります。

次に、総務費は前年度より288,889千円減の2,619,299千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、令和元年度にピアス跡地アスベスト除去及び建物等解体工事費や柳川庁舎空調設備改修工事費を計上していたことによるものです。

そのほか、予算の主なものとしましては、庁舎管理などの財産管理費、定住促進事業をは

じめとした企画費、電算推進費、徴税費、市長選挙費、指定統計費などであります。

次に、民生費は前年度より280,612千円増の12,638,963千円を計上しておりますが、この増額は無償化や公定価格の引上げに伴う認定こども園施設型給付費等の増加及び放課後児童クラブ支援員の処遇改善のため資格手当分を加算するなど学童保育所運営費委託料を増加して計上したことなどによるものであります。

次に、衛生費は前年度より691,964千円増の3,523,950千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、みやま市と共同で建設を進めている柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費の増額によるものです。

そのほか、ごみ排出量の1割削減を目指し、電動生ごみ処理機購入に対する補助や啓発グッズ、パンフレットや看板の作成、資源物回収ボックスの設置などの経費を計上しております。

次に、労働費は前年度より898千円増の14,387千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、シルバー人材センター高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金が増額になったことによるものです。

次に、農林水産業費は前年度より143,261千円減の2,370,955千円を計上しておりますが、この減額は沖端地区ノリ共同加工施設整備事業の期間変更による設置補助金の減等によるものです。

農業関係では、農業振興費として各種農業施設、機械整備への補助のほか、国や県の補助事業を適切に活用するため農地中間管理機構への農地の集約などを進めていくこととしております。

農地・クリーク保全関係では、国や県の事業を活用しながらクリーク管理費や湛水防除事業費などを引き続き計上しております。

水産業関係では、漁協が整備する共同利用施設につきまして補助金を交付することで漁業振興を図ってまいります。

次に、商工費は前年度より46,893千円減の851,320千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、柳川観光第2のエンジン創出事業費におけるむつごろうランド整備の事業進捗によるものです。

商工振興関係では、商店街活性化対策費、新規起業・創業支援事業費などを計上しております。

また、観光費としては、柳川観光の新たな価値創造のために、観光協会を中心とした民間による中間支援組織である観光プラットフォーム（仮称）構築に係る経費を計上しております。

次に、土木費は前年度より210,583千円増の2,344,866千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、社会資本整備総合交付金を活用した水郷柳河掘割地区整備事業費を計上

したこと、事業の進捗に伴い高橋中牟田線道路整備事業費を増額したことなどによるものであります。

そのほか、予算の主なものとしましては、生活基盤となる道路、橋梁の整備費、公園及び住宅の管理費などであります。

次に、消防費は前年度より220,590千円増の1,146,239千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、筑後地域共同通信指令センター通信機器等の中間整備費用や13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車整備事業、防災行政無線屋外拡声子局増設工事費を計上したことなどによるものです。

次に、教育費は前年度より493,135千円減の3,471,886千円を計上しておりますが、この減額は市民文化会館整備推進費の事業進捗に伴う減額が主な理由であります。

そのほか、予算の主なものとしましては、小・中学校の管理費、地域学校協働活動事業、コミュニティ施設費、12月20日に開館する文化会館の管理費、オリンピックキャンプ受入事業負担金などを計上しております。

また、学校給食費については、令和2年度から一般会計に組み入れた公会計化の取扱いとし、給食費保護者負担金や給食材料購入費などを予算計上しております。

次に、公債費は前年度より63,526千円増の3,205,698千円を計上しておりますが、この増額の要因は、大型事業の財源として地方債を活用したことによる市債残高増加に伴うものです。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など9事業の債務負担行為を、第3表では地域子育て支援拠点施設整備事業費など23事業に係る地方債を併せて御提案申し上げます。

次に、議案第5号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度からの国保の都道府県単位化により福岡県に国保事業費納付金を納め、療養給付費相当額を県から交付されることになりました。予算規模としましては、歳入歳出ともに8,923,771千円といたしております。

本会計の歳出の主なものは、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費で、大部分を占める保険給付費は前年度当初予算より9.5%の減を見込んでおります。

また、歳入の主なものは、被保険者の国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金となっております。

次に、議案第6号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模は、歳入歳出ともに1,098,000千円といたしております。

本会計の歳出といたしましては、保険料の徴収に伴う事務経費と後期高齢者広域連合への納付金が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

次に、議案第7号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度の予算規模としましては、歳入歳出それぞれ632千円を計上しております。

歳出においては、事業費22千円、公債費610千円を計上しております。

歳入では、県補助金15千円、繰越金355千円、諸収入262千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容であります。

次に、議案第8号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度予算については、昨年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算といたしております。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

次に、議案第9号 令和2年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,477,060千円、事業費用を1,449,609千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は638,804千円、支出は1,058,811千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額420,007千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

次に、議案第10号 令和2年度柳川市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

本市の下水道事業は、4月1日より地方公営企業法の規定の全部を適用する地方公営企業へ移行することに伴い、令和2年度の予算からは、地方公営企業会計制度に基づく予算編成を行っております。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、下水道事業収益を861,915千円、下水道事業費用を849,057千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は351,486千円、支出は709,379千円計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額357,893千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

また、特例的収入及び支出としては、地方公営企業法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度において発生した債権、または債務に係る未収金、または未払金については、地方

公営企業会計移行初年度に属する債権、または債務として整理することとなっており、その金額はそれぞれ137,064千円及び99,709千円を予定しております。

なお、議案第4号から議案第10号までの令和2年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

議長（樽見哲也君）

次に、議案第11号から議案第28号までの18議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第11号から議案第18号までの条例案8議案、その他2議案及び人事案件8議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第11号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、昨年6月9日に天井材の一部の落下以降、安全面の確保ができないため休館としていた柳川市民温水プールを廃止するものであります。

次に、議案第12号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイムで任用される会計年度任用職員については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されました。

本案は、これに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例とする規定を新たに追加するものであります。

次に、議案第14号 柳川市監査委員条例及び柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、4月1日に施行される地方自治法の一部改正に伴い、当該条項の引用部分に条ずれが生じるため、条例を整備するものであります。

次に、議案第15号 柳川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の服務の宣誓について、国が発出している会計年度任用職員制度の導入

等に向けた事務処理マニュアルが改定されました。これに伴い、本市においても、この事務処理マニュアルに基づき、任用される会計年度任用職員の任用形態等にふさわしい方法で服務の宣誓ができるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計は、平成30年度から都道府県単位化され、各市町村は事業費納付金を県に納め、県から被保険者に関わる保険給付費の交付を受ける仕組みとなり、今般、本市の令和2年度の事業費納付金額が県から示されたところです。

本案は、この事業費納付金を納めるため、県が示す標準保険料率を基に5年ぶりに保険税の税率改正を行い、健全な運営を図るものであります。

次に、議案第17号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の改正に伴い、手数料を徴収する事務、名称及び額に、住民票の除票の写し、住民票の除票記載事項証明、戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を追加するものであります。

次に、議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に際し、子ども・子育て支援法等の関係法令が改正されたことに伴い、同法に基づき制定している条例の一部を改正するものです。

主な内容は、無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更、法改正に伴う用語の整理などです。

次に、議案第19号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市民文化会館の大ホールで主に使用するグランドピアノの購入に関する売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約金額は23,000千円で、福岡市中央区赤坂2丁目4番5号、株式会社ファイネストピアノ福岡、代表取締役、時藤照生と物品売買契約を締結するものであります。

なお、このピアノにつきましては、工事竣工後の8月、お盆前頃に市民文化会館への納入を予定しておりますことを申し添えます。

次に、議案第20号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、私有道路の寄付採納等に伴う8路線の新規認定及び道路改良事業に伴う1路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の北原小世子委員が令和2年6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の瀬戸口京子委員が令和2年6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の稲又義輝委員が令和2年6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に石橋眞剛氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第24号から議案第28号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

これら5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が令和2年3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱について御提案するものであります。

政治倫理審査会の委員は2年の任期で、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者及び柳川市に居住し、選挙権を有する者の中から合計5人を委嘱することとなっております。

そこで、専門的知識を有する委員としては、第24号では弁護士の桑原義浩氏、第25号では税理士の富永諭氏及び第26号では公認会計士の上野雅成氏の3氏を引き続き委嘱しようとするものです。

また、柳川市に居住し、選挙権を有する委員としては、第27号で三小田悦子氏及び第28号で石川真貴子氏の両氏を引き続き委嘱しようとするものでありまして、これら5人の委員委嘱について柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 請願について

議長（樽見哲也君）

日程4 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第4号 「柳川市民温水プール」に関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

令和2年2月27日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
子	育	乗	富	由	美
	支			美	子
	援				
	課				
	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
					長			香	
					補				
					佐				
					兼				
					議				
					事				
					係				
					長				

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

- 議案第2号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 議案第3号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
- 議案第4号 令和2年度柳川市一般会計予算について
- 議案第5号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第6号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第7号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第8号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第9号 令和2年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第10号 令和2年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第11号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定について
- 議案第12号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市監査委員条例及び柳川市水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第17号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第19号 財産の取得について
- 議案第20号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第24号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について、議案第2号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第3号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第2号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第4号 令和2年度柳川市一般会計予算について、議案第5号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について、議案第8号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、議案第9号 令和2年度柳川市水道事業会計予算について及び議案第10号 令和2年度柳川市下水道事業会計予算についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

1番（白谷義隆君）

私は議案第4号 令和2年度柳川市一般会計予算についてお尋ねをいたします。

予算書の141ページ、地域子育て支援拠点事業費の設計業務委託料についてであります。

これは柳城児童館の建て替えに伴うものですが、これら公共施設については、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共建築物については延べ床面積を平成29年度から10年間で20%削減することを目標とし、公共建築物の維持管理等の実施方針として、公共建築物の修繕、更新に関する実施計画を策定し、長期的な視点から計画的に行っていくとしています。そして、その計画策定に当たっては議会や市民の意見を聴き、平成31年度までに策定をしております。

そこで、お尋ねしますが、実施計画における児童館の建て替えはどのようになっているのでしょうか。

また、なぜ計画が示されないままに事業実施がなされようとしているのか、お聞かせください。

それと、先ほども言いましたが、計画策定に当たっては議会や市民の意見を聴きながら進めていくという執行部の方針が示されておりますが、それらのことについてどのようになったのか、併せてお聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

白谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは1点目と3点目についてお答えをしたいと思います。

個別施設計画に関する御質問をいただきましたけれども、その基計画でございます公共施設等総合管理計画も含めて御答弁を申し上げたいと思います。

まず、公共施設等総合管理計画で示している柳城児童館の現状と課題、管理に関する基本的な方針についてお答えをいたします。

まず、現状でございますけれども、総合管理計画では、老朽化比率を現状判断に使用いたしております。この老朽化比率の考え方でございますが、60%以上の施設を更新検討時期に入った老朽化施設と位置づけ、80%以上の施設は更新、または除却等の行動を起こす時期に

入った完全老朽化施設というふうに位置づけております。柳城児童館の場合、老朽化比率は100%となっております。

この現状を踏まえ、課題を柳城児童館は建築後52年経過し、耐用年数を30年経過しているため早急な対応が必要であると整理をしております。

なお、ただいま答弁いたしました年数につきましては、計画書記載の年数ではなくて、現時点での年数に置き換えております。

また、管理計画では、管理に関する基本的な方針で、柳城児童館は老朽化が進んでいることから、建て替え時期に合わせ他施設との複合化を検討するとしております。

次に、御質問いただきました公共建築物個別施設計画における柳城児童館の方針についてお答えをいたします。

この個別施設計画につきましては、本年度中に策定を完了する予定で作業を進めてきておりましたけれども、遅れが出ておまして、4月以降にずれ込む見込みとなっております。このため計画案を基にした答弁になることを御了承いただきたいと思います。

この計画案におきましては、子育て支援拠点施設を新たに建設することとし、柳城児童館については子育て支援拠点施設に機能を移転し、速やかに廃止することといたしております。

次に、御質問3点目の市民と議会との情報共有の件でございます。

議会に対しましては、今定例会会期中に、まずは総務委員会で個別施設計画案をお示しする予定にいたしておりますし、また、全員協議会でも御報告をさせていただきたいと考えております。（発言する者あり）

議長（樽見哲也君）

続けてください。

財政課長（田中勝裕君）

個別施設計画につきましては、総務委員会のほうで御報告を申し上げたいと思っております。

また、市民との情報共有といたしましては、3月中に個別施設計画案を公表し、パブリックコメントを実施する予定にしております。あわせて、パブリックコメント期間中に市民説明会の開催を予定しております。

私のほうからは以上でございます。

子育て支援課長（乗富由美子君）

白谷議員の2点目の質疑、個別施設計画が示されないまま、なぜ事業実施がなされようとしているのかの質疑についてお答えをいたします。

地域子育て支援拠点事業は、子育て親子が気軽に集い、子育てについての悩みを気軽に相談できる場所として、なくてはならない重要な事業でございます。少子化、核家族化が進む社会環境の中、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる親が増え、全国的に痛ましい児

児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待の発生予防、早期発見のための取組の強化が求められております。現在の事業実施場所である柳城児童館は建設から52年を経て老朽化が著しく、耐震基準も満たしておりません。また、現敷地は手狭で、駐車場も不足しており、施設面の課題から現在の事業の継続さえ危ぶまれる状況でございます。加えて、子ども・子育て支援事業計画のアンケートでの住民の皆様のお意見として、子育て支援拠点事業や、それを運営しているスタッフの方々の存在が子育て中のお母さん方の大きな支えになっていることがうかがえます。

施設設備の面では狭くて老朽化しており、駐車場が不便などの厳しい御意見をいただいております。特に、駐車場が不足した場合は市役所に駐車をされて、交通量の多い道路を横断してきておられます。子育て支援関係者の皆様からも施設整備を熱望されている状況でございます。

なお、遊び場の確保の面から、敷地内に植栽等を施し、就学前の子供が遊べるような遊具も設置して、小公園的な整備を望む御意見も多数寄せられています。

そこで、近隣市の子育て支援拠点施設の調査を行いましたところ、特に、八女市や筑後市では施設を整備し、事業の充実を図り、本市の約3倍の利用者がございます。隣の大川市では新たな施設の整備に着手をされております。このようなことから、施設の利便性や機能性を高めた上で実施する事業を充実していくことによって、潜在化しているニーズに応え、多くの子育て世代への支援となり、児童虐待の予防に効果があると考えられます。

以上のことから、安心して子育てできる柳川市に向けて、より一層の事業の充実を図るために、新たな地域子育て支援拠点施設の整備を計画するものでございます。

現在策定中の個別施設計画においては新規建設することで位置づけしておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

この場は質疑ですので、あまり触れたくありませんけど、私は子育て支援拠点施設の必要性とかは別に触れておりませんよ。実施計画をつくると言われておったのに、なぜ実施計画を示されないままに事業が開始されているかということを知っているわけですよ。

それと、実施計画についても、今、財政課長のほうから答弁をいただきましたけど、全く抽象的で、そういう実施計画が 私は実施計画でどのように計画されているかと聞いたんですからね、今、財政課でつくっている実施計画がその程度のものなのかどうか分かりませんが、今の私の質問に対しては非常におかしいなと。先ほども必要だから造りますと。必要ということは分かりますよ。ただ、必要であれば何でもいいんですかと。総合管理計画で長期的な観点から計画的に施設の更新等やっていくということを書いてあるわけですから、それに基づいた事業実施をやっていないと、何のための計画なのか、何のために総合管理

計画をつくったのか、全く分からないじゃないですか。こうした行き当たりばったりのやり方で本当にいいのかどうか、私は疑問に思います。

そのことはここで答弁をいただくようなことでもありませんけど、ただ1つ、その中で、総合管理計画では施設を更新する場合は複合化を前提として施設総量の削減を進めていくという記載があります。先ほども言いましたけど、10年間で20%削減を目標とされております。この児童館更新に当たって複合化についてはどのように検討をされたのか、教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

まず、複合化に関してどのような検討をなされたのかという御質問でございます。

柳城児童館の施設整備の検討に当たりましては、まず第1に、水の郷などの公共施設を一部改修しての複合化ということも検討をいたしたところでございます。しかしながら、どうしても事業実施に必要な施設面積等が確保できないということがありまして、駐車場も施設から遠く不便な状況でございまして、複合化については困難であるという結論に達したところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

質疑ですので、これ以上は聞きません。ただ、詳細については、また予算審査特別委員会の中でお尋ねをしたいと思っております。

これで終わります。

議長（樽見哲也君）

ほかに質疑をされる方はおられませんか。

5番（新谷信次郎君）

では、私のほうからは議案第5号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算書7ページ、1、総括、歳入について質問します。

これは国民健康保険の税率が上げられるという案もありますので、それに関連して質問しますけれども、まず、国民健康保険税1,768,579千円は前年より45,795千円増額になっています。これは国民健康保険の税率が引き上げられた結果、こういう予算になっているということですけれども、保険税率が引き上げられる理由についてお尋ねします。

引き続き、その歳入の中の県支出金6,295,487千円は前年より651,987千円減額されています。その理由。

そして、さらに繰入金854,936千円は前年より117,201千円増額となっていますけれども、繰入れ先はどうなっていますか。

以上についてお尋ねします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

まず、国民健康保険税率の改正の理由について御説明申し上げます。

平成30年度から始まった国保の都道府県単位化により、福岡県に納める事業費納付金につきましては、保険給付費の増加と公費の減少などの影響により、令和2年度は本年度より約6.2%増の2,574,591,704円となりました。基金も持たず、繰越金も見込めない本市におきましては、この事業費納付金を納めるための財源確保のため、国保税率の改正をお願いするものです。これにより国保税額は45,795千円の増額となっております。

次に、県支出金が651,987千円減額となった理由についてでございますが、都道府県単位化されたことによりまして、被保険者の医療給付費相当額を福岡県から交付される仕組みとなっております。昨年度、高めに見積もっていた医療給付費を令和2年度では本年度の実績により低く見積もっておりますので、福岡県からの交付金も減額となっております。

また、繰入金増額分につきましては、主に保険基盤安定繰入金と事務費繰入金、その他一般会計繰入金です。保険基盤安定繰入金は、そのほとんどを県に納める事業費納付金の納付に充て、事務費繰入金、その他一般会計繰入金は国民健康保険事務費や保健事業費等に充当します。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

保険税率の引上げが県に納める事業費納付金の増額のためということは分かりました。ただ、県のほうは3年間据え置くという方針があったのに、このように事業費納付金が増額されて、そのことが結果的に柳川市民の国民健康保険の税率が引き上げられるということについてはちょっと問題があるのではないかと思います。

続きまして、その保険税率の引上げによって、例えば、40歳以上65歳未満の方が介護保険料も払っておられるわけですが、そういう方で所得が3,000千円、いわゆる父親が給与所得者、母親が専業主婦、子供さんが学生という世帯を想定した場合、その世帯の年間保険料と増加分はどうなりますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

40歳以上65歳未満の夫婦と介護保険の納付が不要な学生の3人の世帯で所得が3,000千円の場合、年間511,300円であった保険料は543,900円となり、年間増加額は32,600円となります。通常、10期で納付いただくため、単純に割りますと1期当たり3,200円ほど負担していただく額が増える計算となります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

年間32,600円の増額ということになりますけれども、これもそれぞれの世帯にとっては大きな負担になるのではなからうかと思います。そういう点も考えて、今後の保険税率、そして、歳入歳出の見通しはどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

予算規模といたしましては、被保険者が減少傾向にあるため、年々減少すると見込んでおります。しかしながら、1人当たりの保険給付費等は高額医療や先進医療の保険適用の影響を受け、しばらくは高い水準で伸びていくのではないかと考えており、県に納める事業費納付金額も高水準で推移すると見込んでおります。このため、国民健康保険税率も見直す必要が生じるのではないかと考えております。

以上です。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 令和2年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員21名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第5号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

は、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 令和2年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 令和2年度柳川市下水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第11号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定について、議案第12号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 柳川市監査委員条例及び柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市監査委員条例及び柳川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第19号 財産の取得について及び議案第20号 市道路線の認定及び変更認定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第19号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第24号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について及び議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱についての以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。8議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり瀬戸口京子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり瀬戸口京子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり石橋眞剛氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石橋眞剛氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり上野雅成氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり上野雅成氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり三小田悦子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三小田悦子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり石川真貴子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石川真貴子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時38分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

令和2年3月2日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
12番	荒木憲	13番	高田千壽輝
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	19番	伊藤法博
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2.欠席議員

11番	河村好浩
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
経	済	袖	崎	朋	洋
部	長	木	下	隆	行
兼	大	高	田	啓	介
和	庁	平	田	敬	介
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	田	中	勝	裕
教	育	山	田	秀	太
部	長	田	島	雅	彦
兼	三	武	田	真	治
三	橋	古	賀		洋
橋	庁	新	開	文	隆
庁	舎	待	鳥		哲
舎	長	木	下		隆
長		松	永		久
消	防	梅	崎	誠	司
人	事	乗	富	由	美
秘	書	江	口	英	子
課	長	目	野	隆	範
総	務	松	藤	満	広
課	長	田	中	安	也
企	画	古	賀	和	幸
課	長	松	尾		明
財	政				強
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
生	活				
支	援				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
都	市				
計	画				
課	長				
観	光				
課	長				
水	道				
課	長				
商	工				
・	ブ				
ラ	ン				
ド	振				
興	課				
長					
廃	棄				
物	対				
策	課				
長					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 田 尻 主 範
 議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛
 議会事務局次長補佐兼議事係長 徳 永 喜 美 香

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	16 番 緒 方 寿 光	1 . 本市の生産年齢人口減少の現状と対策はいかに 2 . 「ひきこもり」の実態と支援策は 3 . 「新型コロナウイルス感染症」への対策は
2	19 番 伊 藤 法 博	1 . 高潮対策について 2 . 柳川農業の多様性について
3	5 番 新 谷 信次郎	1 . 柳川市立小中学校教職員の「働き方改革」について (1) 文科省通達の勤務時間上限規制指針、及び変形労働時間導入への対応 (2) 柳川市立小中学校における「働き方改革」の実態（タイムレコーダー運用実態 他） 2 . 3 歳児健康診査における弱視検査のためのスポットビジョンスクリーナー導入について 3 . 防災対策について (1) 高齢者の避難計画について (2) 家庭ごとのマイタイムラインの作成を進めてはどうか
4	9 番 近 藤 末 治	1 . 水道事業について (1) 老朽配水管の布設替計画は (2) 水道使用料の滞納と対策は 2 . 道路整備について (1) 都市計画道路矢加部柳河線について (2) 三橋町枝光交差点改良と昭代地区への道路計画は (3) 有明海沿岸道路について（ 4 車線化に向けて） 3 . 収納対策について
5	7 番 菊 次 太 丸	1 . 柳川駅前掘割引込み事業について 2 . 柳川市廃棄物減量等推進審議会の答申をうけて本市の対応は 3 . 地域猫活動について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員20名で定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

2月27日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は江口義明議員に決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、早速一般質問を行います。

なお、通告しておりました一般質問の質問順位を変更させていただきますので、執行部におかれましては御理解いただきますようお願いいたします。

私の今回の質問は、大きく3点です。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症への本市の対策について質問します。

国内の現況として、3月1日18時時点での厚生労働省発表では、国内感染者数が241人、死亡者数が5人となっており、福岡県内において、症状があり、感染が確定した人が3人となっているようです。

今回、中国国内において発生したとされる流行している新型コロナウイルス感染症が日本国内においても感染者数の増加が見受けられます。私は今行うべきことは、新型コロナウイルス感染症について正しい知識を持ち、感染拡大防止に努めることと考えておりますが、過度に心配しパニックになることなく、あらゆる情報に対して正しく理解し、一人一人が感染予防を徹底して行うこと、さらに、万が一の適切な行動につなげていくための準備、つまりは危機管理が今最も重要だと考えております。

そこで初めに、本市としての新型コロナウイルス感染症への対応及び対策を質問いたします。

2点目は、本市の生産年齢人口、つまりは15歳から64歳までの人口減少の実態と本市の対策について質問をいたします。

なぜか。皆さん御存じのように、本市においては平成31年の総人口は6万5,607人です。5年前と比較し、約4,000人の減少となり、依然として年間800人の人口減少に歯止めがかかりません。仮にこのまま減少が続いていくとするならば、20年後の2040年には推計で約4万9,000人となり、経済も財政も活力も大きく縮みます。特に、本市の生産年齢人口、つまりは15歳から64歳の人口は平成31年で3万6,152人となり、5年前と比較し、約4,000人の減少です。仮にこのまま減少が続いていけば、20年後の2040年には推計で約2万6,000人となり、深刻な数となります。ちなみに、ゼロ歳から14歳の人口は平成31年で7,796人、5年前と比較して900人の減少です。また、65歳以上の人口は平成31年で2万1,659人、5年前と比較し、およそ1,000人の増加です。特に、本市においては、生産年齢人口の減少、つまりは働き手の人口減少が極めて進んでおります。

本市の問題点は、これまでも述べてこられましたように、高校卒業後の進学や就職を契機とした若年層の市外への転出が大きな原因であります。さらには、市内には大きな雇用力を持つ大企業等がほとんどなく、雇用の受皿が十分でない状況にあるということでもあります。また、当然のことですが、働き手が減れば生産も消費も減る、経済が縮小すれば財政に深刻な打撃を与えるということでもあります。所得が減り、税収が減り、あらゆる行政サービスの維持が困難になります。特に、医療など社会保障制度を維持することも厳しくなるということではないかと考えます。そこで、本市の雇用の場の確保は喫緊の課題で、10年前から私自身も執行部とはこれまで幾度と議論し、提案も行ってまいりました。

そこで、今回、改めて本市としての生産年齢人口減少への対策、そして施策をお聞きいたします。

3点目です。本市におけるひきこもりの実態と支援策の充実について質問します。

なぜ今回質問するのか。2016年9月に内閣府の調査結果においては、学校や仕事に行かず、半年以上自宅に閉じ籠もっている15歳から35歳のひきこもりの人は全国で推計で54万1,000人と発表されました。また、昨年3月末には40歳から64歳のひきこもりの人は全国で推計61万3,000人と発表しています。全国で110万人以上のひきこもりの人がいると推定されており、現在、社会問題となっております。

そこで、本市の現況とひきこもりの人への支援が現在どのように行われているのか、本市の施策と今後の方針について質問をいたします。

以上3点が今回私の質問です。

また、これから先の質問は自席より一問一答で質問します。

なお、執行部の答弁については簡潔にお願いいたします。議長のお取り計らいをよろしく
お願いします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

初めに、新型コロナウイルス感染症の対応についてお聞きします。

先ほども冒頭で述べましたように、今回、市民の方々からあらゆる質問やあらゆる意見、
そして、情報も数多くもらっているところですが、大事なことは、正しくその情報を理解し
て、そして、今後どのように進めていくのかと冷静になって考えていくことではないかと思
います。

また、今回の情報では、福岡県内で新たに1人感染が確認されて3人となったということ
であります。そこで、質問いたしますが、本市において感染者及び感染の疑いがある人が
これまで出ているのかどうか、お聞きします。

保健福祉部長（島添守男君）

緒方議員の御質問にお答えします。

今現在、本市から感染者は出ておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

今回、市報に帰国者・接触者相談センターへというチラシが折り込まれておりました。私
も確認させてもらいましたが、このセンターが窓口ということでございまして、特に、帰国
者、接触者ということで大きく書かれてありますが、仮に一般的に新型コロナウイルスに感
染したんじゃないかと思われるときにもこの窓口の相談で可能なのかどうか、そして、今現
在この窓口の対応がどのようになっているのか、お聞きします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員の質問にお答えします。

福岡県では、新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相
談センターを設置し、24時間の対応を行っております。

この帰国者・接触者相談センターは、議員御承知のとおり、本市のエリアでは南筑後保健
福祉環境事務所に設置してございます。

本市におきましては、相談窓口は設置しておりませんので、新型コロナウイルスへの感染
を疑われる場合等の相談があった場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から
このセンターを御案内する対応となります。

また、市民の皆さんが利用しやすいように同センターの電話回線増設の要望をいたしてい
るところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この新型コロナウイルス感染症に関する本市の窓口というのはどこになるのでしょうか、お聞きします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

住民周知のチラシ等にも案内しておりますとおり、問合せ先を健康づくり課としておりますので、うちのほうに相談があった場合は、保健師等の専門職で対応ができる分についてはお答えをしておりますし、それで対応が専門的になった場合は、先ほど申し上げました帰国者・接触者相談センターのほうの電話番号等を御案内しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

今回、いろいろ質問、意見もいただいておりますが、特に、高齢者とか持病を持たれる重症化のリスクが高い方々がウイルスの検査を行いたいと言われることも最近よく聞くところでございます。

そこで、ウイルス検査を受けることのできる体制づくり、これを急ぐべきではないのかなと。これは当然、医師会も連携していただきながら進めていく必要があると思いますが、ここについての市の見解、今後の方針をお聞かせいただきたいと思っております。

保健福祉部長（島添守男君）

現時点では、そういう迅速な診断用の簡易キットがなく、感染症法に基づく医師の届出により疑似患者を把握し、医師が必要と認めるときにPCR検査というのが実施されております。これにつきましては、29日、総理の会見で名言されましたように、検査の民間検査機関への拡大と併せて、簡易検査機器の3月中の利用開始を目指すとのことですので、その情報収集への注力と適切なアナウンスに努めてまいりたいというふうに市としては考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひその部分については情報をしっかり共有していただいて、今後、明確に市民にも発信をしていただきたいと強く要望するところであります。

次に、今イベントの中止が相次いでいるところでございますが、本市において、特に3月のイベント中止についての方針、考え方をお願いしたいと思います。

市民の中には、当然、予防対策のために中止すべきだという声もありますが、逆に経済がさらに縮小するんじゃないかと。そういった意味では打撃が大きいんじゃないと言われる声もありますので、本市としての考え方、イベント中止等々の方針を聞かせていただきたいと思います。

保健福祉部長（島添守男君）

本市のコロナウイルス感染症対策本部会議で、2月26日、イベント対応方針を決定し、本市主催の一般市民が参加するイベントや集会等についての取扱いを決めたところでございます。

この方針では、不特定多数の市民等が参加するイベント、感染リスクの高い高齢者や乳幼児等が参加者の多くを占めるもの、屋内などで参加者間の距離を十分に確保することが困難であるものについては中止、延期を検討するイベントと位置づけまして、開催の是非を判断し、中止、延期したイベント等についてはホームページ等で掲載し、周知を図っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

先ほど部長から答弁をいただいております。

そのような中において、今回、特に危惧する点があるんですが、この市役所の窓口業務をされている職員については、やはりマスクの着用を必ずやるということが必要だと思います。特に、観光施設についても、観光協会、観光案内所を含めて、感染の拡大予防と申しましようか、飛沫をもらったりすることのないようにやるべきではないかと思います。

あと、先ほど全協でも話があったおりましたが、学童保育の支援員についても当然マスクの着用を行うということだと思いますが、この業務についての市としての考え方を述べていただきたいと思います。

保健福祉部長（島添守男君）

議員がおっしゃいますとおり、感染防止のために、庁舎はもとより、図書館、小・中学校や地区のコミュニティセンターなどの公共施設には消毒液を配置しているところです。

また、市職員が感染してしまうと業務に支障を来しますので、感染防止のため職員がマスクを着用することを、今現在、庁舎入り口でお知らせした上で、2月25日から窓口対応職員はマスクを着用いたしておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

このマスクについては、今、市役所に備蓄されているものがどれだけあるか分かりませんが、備蓄用のマスクを必ず受け渡して対応していただくことが必要ではないかと思います。品薄にもなっておりますので、自分自らはなかなか購入できないと思いますので、その徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほども全員協議会の中で説明がありましたけれども、学校教育について、今後、臨時休校等々の本市の考え方、そして、この休校をどれぐらいやるのか、そこを簡単に結構ですので、特に、市民の皆さんに対して説明していただければと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

御質問にありました小・中学校の臨時休業の件でございます。

2月27日の総理の要請を受けまして、柳川市内の小学校、中学校につきましては、3月2日から3月24日まで臨時休業とすることを決定いたしました。

なお、3月25日から4月5日までは春休みということになっております。その休業期間中に当たりましては、家庭で子供が過ごすのが非常に難しい家庭につきましては、1・2年生につきましては小学校での預かり、それから、家庭での生活が難しいというふうな特別支援学級の児童・生徒につきましては小学校、中学校での預かりを実施しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますが、先ほども全員協議会の中で内容を多少見せてもらいましたけれども、学童保育、特に、核家族化が進んで両方共働きで、小学校低学年しかいないと。なかなか自分のところで面倒を見れないと。長期になればなるほど厳しいんじゃないかと言われる保護者の方が結構多いわけでございますけれども、ここについての対応を具体的に分かる範囲内でよろしくお願ひしたいと思っております。

子育て支援課長（乗富由美子君）

学童保育に関する御質問にお答えさせていただきます。

学童保育に関しましては、国の方針として2月27日に、感染の予防に留意した上で原則として開所してほしいとの考えが示されたところでございます。これを受けまして、本市の方針といたしまして、感染防止対策を徹底した上で開所する方針とさせていただきます。

開所の日でございますが、3月2日から3月24日までは午前8時から午後6時まで開所いたします。支援員の人員不足が懸念されたり、あるいはマスクであったり、アルコール消毒液などの感染予防物資が不足している中で開所してまいりますので、親族などに子供の見守りをお願いできる場合はお願いをしていただきまして、できるだけ放課後児童クラブ、学童保育所の利用を差し控えていただきますよう、保護者に対しては御理解と御協力をお願いした上で開所することといたしております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

あと、このコロナウイルス感染症の対策については、この分を聞かせていただきたいと思います。現在、柳川において観光業、そして、宿泊施設などを経営されている方々から話を聞いたわけでございますが、やはり2月は3割減になっているんじゃないかと。そして、この3月については前年比から見ると入込み客数は半減するんじゃないかという声を切実に聞かせていただいているわけでございます。

特に、観光業に携わる方々のみならず、地場の中小企業、そして零細企業を含めて、起業をされている方々を含めまして、非常に資金繰りが厳しくなるんじゃないかということで非常に心配をされてある方々も多くいらっしゃいます。

この部分について、今、政府では雇用調整助成金等々を出して支援していくということを確認に打ち出されてあるわけですが、ここについて、今回の感染症に対しまして影響を受けるとされる中小企業、零細企業、あらゆる事業所に対しての支援措置と申しましうか、本市としての支援措置をどのように取られていくのか、どういう対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響によりまして、観光業だけでなく、製造業のサプライチェーン等も含めて、国内における企業の経済活動に大きな支障が生じております。

市内の事業所につきましても、今、議員御指摘のとおり、国内外の観光客の大幅な減少、イベントの中止、延期により宿泊業や飲食業をはじめとする観光関連産業は大幅な収入減になっていると、そういう状況でございます。また、製造業につきましても、原材料や部品の調達への支障が出ていると、そういう状況でもあります。また、その他の業種の事業所においても大きな支障が出ていると、そういうふうな状況でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策について、まず、国は新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への資金繰りの支援を拡大するためにセーフティネット保証4号を発動いたしました。また、生産性革命推進事業において、サプライチェーンの毀損に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先して支援を行っていくということでございます。さらには、相談窓口の設置など、経営環境の整備を行っているところでございます。

セーフティネット保証4号とは、少し説明をさせていただきますけれども、原則として最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少をしており、かつその後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者が通常とは別枠での融資が受けられると、そういうものでございます。

柳川市におきます支援策につきましては、現在、柳川商工会議所、柳川市商工会では経営や資金繰りに支障を来している事業者への相談窓口を設置しております。

また、市では、経営の安定に支障を生じている事業者に対しまして、通常はセーフティネット保証5号の認定を行っておりますけれども、これからはセーフティネット保証4号の認定も行うと、そういうふうになっているところでございます。

今後の経済情勢はまだまだ予断を許しませんけれども、こういう状況をしっかり見ながら

関係機関との連携を強化して対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますが、その4号、5号、支援策云々と話をされておりますけれども、1点だけ確認したいんですけれども、雇用調整助成金というものを政府がある程度緩和してこれからどんどん進めていく、支援をしていくということですが、ここについての柳川市の今後の対応と申しましょうか、中小企業者に対してどのような形でどういうふうに進めていこうとされているのか、お聞きしたいと思いますが。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

雇用調整助成金につきましては、これは国の制度で行われるものというふうに承知いたしております。このことにつきましては、現段階では市のほうでは検討しているところではございません。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

危機管理ということで、この感染症に向けての危機管理、そして、先ほど申しましたように、中小企業のコロナウイルスの影響についての支援、このことを含めて、今後の感染症対策の市長の見解と申しましょうか、方針と申しましょうか、そこをぜひ聞かせていただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

市長のこの問題についての方針等についてということでございますので、お答えしたいと思います。

2月18日に本市の新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。そして、全庁的に情報共有を図るということで迅速に対応しており、現在では部長には常に夜も含めて、寢床にも携帯電話を置いてくれと、いつ何どき福岡県から連絡があるかもしれないということで、そういう危機感を持って対応するようにしております。

これまでに6回の本部会議を開催いたしまして、1点目が感染防止の徹底、相談窓口の周知、市主催のイベントの延期、中止並びに規模縮小の対策を取ってまいったところでもございます。また、本日から市内の小・中学校を臨時休校としております。

観光面でも、先ほど議員もおっしゃったように、半減する。半減以上かもしれないけれども、すんと落ちております。政府の発表どおり、私はここ2週間程度が感染拡大するかどうか、終息に向かうかどうかの正念場というふうに考えておりますので、市民の皆様には御不便、御苦勞をおかけしますが、市民の皆様の健康、安全を守るため協力していただきたいというふうに思っています。

刻々と変わる状況に対し、引き続き全庁的に情報を共有しながら、決して柳川市からは感染者を出さないという意気込みで、職員も含めて、議員の皆さんも同じだと思うんですけども、強い決意で感染防止に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。ぜひ引き続いてですね、対応方は大変な部分もあるかと思えますけれども、危機管理についてはしっかりやっていただいて、この柳川市から感染者を出さないということで、ぜひ努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目の質問です。

先ほど冒頭にも述べましたけれども、本市の生産年齢人口がどんどん減っております。このことについての施策、そして、対策を含めてお聞きしたいと思います。

ここにデータがあるわけなんですけど、平成25年の市内の総生産額は約1,949億円となっていて、内訳は第1次産業約119億円、第2次産業400億円、第3次産業1,414億円ということであります。そして、この推移を見ても、平成28年度での総生産額が総額約1,820億円ということでございまして、この3年間で総額約129億円の減少となっているところであります。そして、事業者の数の推移ですけれども、平成26年、市内の事業者の数は3,147事業所、従業員2万4,550人ということですが、令和元年においては2,924事業所となっておりまして、この5年間で223事業所が減少をしております。

これに並行して当然従業員の数も減っていると推察するわけでございまして、ここの部分についての市の方針、見解、それをまず聞かせていただきたいと思いますが、私は本当に市内において雇用の受皿をつくるということでやる施策があるのであれば、やはり地場の今の中小零細企業の育成と、そして企業誘致の実現と、この2つを市としてどのように支援していくのかということが市の骨格になればならないと考えておりますが、市の見解がありましたら教えていただきたいと思えます。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

緒方議員の質問にお答えをいたしますけれども、市外からの企業誘致、地場産業の成長、拡大というものは、本市の雇用の場が確保されまして、生産年齢人口減少の対策として重要なものであると、このように考えております。

企業誘致につきましては、これまでお答えをしましてまいりましたけれども、企業立地用地としての適地として、ピアス跡地周辺、旧NECの北側周辺、国道443号線バイパス沿い、国道385号線沿い、有明海沿岸道路沿いの13か所を選定したところでございます。これまでにそのところに15社から問合せがあっているというようなところでございます。

そういった中で、しっかり企業誘致というものを進めていきたいと、このように考えてお

ります。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますけれども、私が1年半ぐらい前に、平成30年12月議会だと思えますけれども、そこでも質問して、多分、今と同じようなお答えだったと思うんですよね。特に、今、課長のほうから御説明がありましたけれども、ピアス跡地を除いて12か所選定しているということではありますが、この12か所を立地用地として今後どうするのか。企業誘致として進めていくために新年度何をするのか、ここを聞かせていただきたいと思えますし、当然この柳川市には公社もありますので、公社で用地を団地化して、それをPRして売り出す、そういう方策があるのかどうか。

農転や農振の除外もいろいろあると思えますけれども、この12か所を新年度において何をどのようにしようと考えているのか、教えていただきたいと思えます。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

企業立地用地の適地として13か所選定をいたしました。今後どのような形でそれをしていくのかということでございますけれども、今後につきましては、企業立地用地の適地として選定をいたしました13か所のうち、ピアス跡地を除く12か所の中から、企業誘致を実現可能な用地にするためには、まず地権者と企業の基本的な合意というものがなければ最適地ということにはなりませんので、今後は地権者と企業の基本的な合意を取り付けると、そういったもので企業誘致を一步前に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

冒頭でも質問しておりますけれども、生産年齢人口が減っていくということであれば、雇用の場をどうやって創出するのかということだと思えますよね。10年前からそれをスピードを上げてやるというようなお話もいただいておりますが、なかなか進まないのので、今回、改めて質問をしていますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

昨年の秋だったと思えますけれども、建設経済常任委員会において岩手県の北上市を訪問させていただきました。視察しました。本市と違うのは、はっきり言えますけれども、企業誘致、起業の誘致、そして、地場企業を育成するという支援対策、ここについて本市のような行政の縦割りのやり方で進めているのではなくて、やはり包括的に支援センターを市独自で持っているわけですよ。特に指定管理制度を設けて、その中で本当に支援する体制が整っているわけです。農業にしろそこは農林水産業でしたかね。農林水産業、中小企業、そして起業の支援、観光業もあったと思えます。そこを一つに包括して企業誘致をどうしていくのか、地場の企業をどうやって育成していくのか、人材の確保をどうしていくのかという

ような課題に真剣に取り組んであるわけですね。その結果、この北上市は、成清部長も御存じだと思いますけれども、10の企業誘致団地を持っておりまして、総面積は700ヘクタールです。創業の企業数は288です。分譲率9割です。これは一足飛びにやれるわけじゃないんですけれども、やはり10年かけて、その前からコツコツとそういう施策を打ってきているわけですね。かといって、企業誘致だけではなくて、農業も岩手県では農業生産額も上位に入る。農業も地域の環境を生かして新規作物も作って、どんどん進めていっている状況なんですよね。

そこで、私が思いますのは、やはりこの柳川市が地場の企業を本当に支援していくと、人材を育成していく、人材を確保していく、そしてまた、それ以上に企業誘致も行っていくという本当の覚悟があれば、そういう包括的な支援をするようなセンターを含めて、やはりここはもう考えていかなければ、かれこれ議論して10年たちますけれども、なかなか前に進んでいない状況にあると思うんですよね。

ぜひ専門的な部署、そして、包括的に全体をまとめ上げる産業の支援センター、これがこの柳川市には必要だと私は考えておりますが、いかがでしょうか。考えがなければ答弁は要りませんが、何か考えがあれば答弁をお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

緒方議員のほうから北上市のような形での企業、そういう体制をつくってというようなお話がございましたけれども、私どもが企業誘致を進めていくに当たりましては、基本的には私どもといたしましては、やっぱり農地の手続とかインフラ整備、遺跡の発掘、そういった課題や問題を迅速に解決できるようにということで、今、庁内の関係部署で構成をいたします企業立地検討委員会というものをつくっております。しっかりとこれからの企業誘致を進めていくに当たっての課題といったものを一括的に、包括的に検討できる場をつくりまして、しっかりその場で議論をしていきたいと思っております。

緒方議員のほうからは北上市の話がありましたけれども、しっかり私たちも勉強させていただきまして、今後の企業誘致の取組の参考にさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

昨年秋に成清部長と同行して委員会で視察もしましたけれども、成清部長としての考え方、先ほど課長から答弁いただいておりますが、そういうことでいいんですか。

産業経済部長（成清博茂君）

昨年秋に建設経済委員会の行政視察ということで同行させていただいて、岩手県の北上市の企業誘致の実情を参考にさせていただきました。

北上市につきましては、交通の利便性が最もいいということと、そういう中で企業が集積しやすいと。それと、観光のほうでも桜の名所、またスキー場など、多くの観光客の皆さんが訪れられる地域でございます。企業誘致につきましては、昭和の初めから雇用の場を創出するために計画が着実に実行されているということで、そういう中で、今ある企業団地なり企業誘致制度が確立をしてきたということで、大変参考になる市でございます。

これを本市でもということ、私としましてはやっていきたいという気持ちはございます。なかなか条件が厳しいというところがございますけれども、先ほど課長が申しましたように、企業立地検討委員会、また、県、商工会議所、商工会、金融機関、開発業者等と連携を図りながら柳川市に合った企業誘致を進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

また後ほど質問もさせていただきますので、お願いします。

特に、この柳川市においては、全国的にそうかもしれませんけれども、少子高齢化に伴いまして、企業の人材確保が非常に厳しくなっている。そして、企業の経営者もそういった意味じゃ高齢化している。今、事業承継だとか人材の確保をどうするのかという問題点が多々あるようであります。この部分について、柳川市としての支援、実態も把握されていると思えますけれども、今後の支援をどうしていくのか。

あと、それに加えて、女性の雇用のマッチング対策と申しましょうか、特に、市外から移住されて、今までキャリアでやってあった女性が途中で仕事を辞めてこられているとか、そして、子供さんが育ったので、いざ仕事に就きたいとか、そういうことのミスマッチも起こっているのではないかと強く考えているわけですが、特に、女性の雇用が増えれば増える分だけ、ここに資料もありますけれども、当然、所得も増えますし、出生率も上がるというデータがここにあるんですね。そういった意味では、やはり女性をどうやってミスマッチを防いでマッチングしていくのか。例えば、インターネットを通じてでも市として、そして、商工会議所、商工会等々と連携しまして、ハローワークも当然なんだろうけれども、そこを含めてやはり支援もしていく必要が出てきているのではないかと考えますが、この3点について何か施策がありましたら聞かせてください。なければいいです。なければ答弁は要らないです。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

まず、人材確保ということにつきましてお答えをさせていただきます。

人材確保につきましては、まずは企業を知っていただくということが第一であろうと考えておりますので、これまでオープンファクトリー、工場見学会とか企業説明会などを行ってまいりました。今後もこの政策を引き続き継続していきたいと、このように考えております。

次に、事業承継及び後継者確保につきましてでございますけれども、福岡県が平成30年度に福岡県事業承継支援ネットワークというものを設立いたしておりますので、そこを活用した支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

このネットワークにつきましては、県内4地域の地域中小企業支援協議会、商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体等160を超える機関で構成をされておまして、県内中小企業の円滑な事業承継を支援すると、そういったものでございます。このネットワークを十分に活用できるように関係団体と連携を図ってまいりたいと、このように考えております。

それと、女性が働きやすい環境づくりということでございますけれども、これは平成28年度からおしごとサポート事業というものを三橋庁舎の4階のほうで開設をいたしております。

女性の就職支援につきましては、毎月第3水曜日に子育て女性就職支援センター定例就業相談といったものを行っております。そういった中で女性が働きやすい環境を整えていっているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。スピードを上げて、ぜひよろしくお願ひしたいと考えております。よろしくお願ひします。

あと、平成30年12月議会において、企業の支援、この企業誘致を除いて、今冒頭でも述べましたけれども、特に、大学、専門学校、短大、この学校の誘致が必要ではないかという議論、提案もさせていただきました。そして、成清部長から答弁をいただいたと思っておりますけれども、調査研究をやっていくという答弁もいただいております。特に、若年層の人口減少がどんどん進む中で、やはり大学があれば、そういった意味では就職もできるだけ柳川でやるというような雇用も生まれていくと思っております。

大川では大川看護福祉専門学校がありまして、特に、介護福祉士の人材を含めて、これからどんどん育成をして、当然、病院もありますけれども、そういう人材を集めて市として専門的に学校誘致に力を入れていくというような体制を取っているところでございますけれども、本市として大学の誘致、専門学校の誘致をやらなければならないとおっしゃる執行部のこれから先の施策、調査研究を行われているということであれば、調査研究内容をぜひ教えていただきたいと思っております。

産業経済部長（成清博茂君）

議員のほうから大学、専門学校の誘致についてということですが、大学、専門学校の誘致につきましては、市内企業への就職へとつながり、若者の転出抑制にもつながることから、生産年齢人口減少の対策として重要なものと認識をしております。

大学、専門学校の誘致にまでは至っていないというのが現状でございます。現在、市におきましては、九州産業大学をはじめ、九州大学、東京都の跡見学園等と観光、商業、景観の

まちづくりの分野において連携し、取り組んでおります。また、昨年6月ですけれども、新たに中村学園大学・中村学園短期大学部と食文化、人材育成、地域づくり等の分野において連携協定を締結し、若者、また外部の新たな視点を生かしたまちづくりを進めております。今後も大学との連携を深めていく必要があると考えているところでございます。

大学、専門学校の誘致につきましては、人口減少、少子化の時代の中で厳しい面もありますけれども、今後もニーズの調査研究をしながら、しっかり情報収集をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

やはりこの議会で答弁をされて、調査研究をやっていきたいと、やっていくと1年前に言われたわけですから、そこはやはり真摯に受け止めていただいて、一步踏み込んで本腰を入れて、やるならやると、やらないならやらないと、そこははっきり言っていただければと思いますし、当然ここは大きな課題になると思いますのでね。

確かに分かります。大学誘致がどれだけ厳しいのか、それは分かりますよ。しかしながら、調査研究をしていくという話をされたわけですから、この議会での答弁というのは私は重たいと思うんですよね。ぜひ進めていただきたいと思いますし、市全体でも施策として考えていただきたいと思います。

あと、農業につきまして、雇用の創出という観点から若年者の農業の雇用の受皿について質問させていただきます。

特に、本市については、農業生産額が平成29年は50億円前後だったということですが、近年では40億円前後と減少しているわけでありまして。そういった意味で、新規就農者を今後どうやって増やしていき、今後どうやって農業生産額を増やして、そして、本当に柳川で農業をやりたいという若者を育てていくのか。雇用の創出が必要、必要と言われながら、そこにやはりしっかり手をつけていくべきではないかと考えます。

特に、今現在は新規作物の導入実験ということで、リーフレタス等々、市内の農業法人を含め、様々な方が取り組んでありますけれども、3年経過した今、なかなか暖冬の中で厳しい状況にあると。毎年毎年赤字ですよ、緒方さんと言われる方も数多くおられます。そのような意味では、やはり農業については、まず特産品をつくり上げることが稼げる農業へ導くための一つの方策ではないかと思えます。

そしてまた、プラスアルファですね、6次産業化もそうですし、道の駅もそうだと思います。やはり農業所得を上げるためにはそういうもろもろのものも必要だと思っておりますが、この農業に対しての雇用の創出について施策がありましたら、簡単に結構ですので、教えていただきたいと思えます。

農政課長（木下 隆君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、若い農業者を定着させるために、稼ぐことのできる農業は非常に重要だと考えております。

本市では、地域の農地を活用した土地利用型農業の米、麦、大豆が中心に行われておりますが、施設野菜、露地野菜などの園芸農業も盛んでございます。しかしながら、高齢化による農家数の減少と産地規模の縮小が懸念されております。

新規で農業を営む場合、品目によって初期投資額が高額となり、就農をちゅうちょされる場合もございます。そこで、支援の一つとして、国、県の事業を活用しながら施設整備や農業機械の導入なども行っているところです。今後、就農しやすい環境を構築することも必要だと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これまでも答弁をいただいておりますが、もう一つ踏み込んで、やっぱり覚悟を決めて施策に打ち込まなければ、なかなか成果は出てこないと思っております。例えば、この3年間でそういう新規作物がなかなかできにくいと、市場調査もなかなかこの作物ではやれないということであれば、やはり再度検証して、その問題点をピックアップして、新年度はこれをやるべきじゃないかというぐらいの積極的な新規作物導入に向けての意気込みがなければならぬんじゃないかと思っております。

そういった意味では、多少積極的に新規作物の導入についてもう一度市の方針を聞かせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

緒方議員お尋ねの新規作物等研究会についてお答えをさせていただきます。

平成29年に、安定した農業所得向上を目指し、新規作物の導入及び既存品目の拡大などの検討、調査研究を行うことを目的に柳川市新規作物等研究会が組織されました。活動状況でございますが、今年度におきましては会議を2回、視察を2回行っております。

研究品目につきましては、平成30年度に引き続きリーフレタス、小豆を行っております。リーフレタスにつきましては、久留米市内の農家圃場をJA担当者、南筑後普及指導センター担当者、柳川市の作付農家の方と一緒に視察をいたしまして、農家の方と意見交換会を実施したところでございます。

南筑後普及指導センターに年間を通した作型を作成してもらい、今年度から農家の方に計画栽培を行ってもらっております。残念ながら結果としては、この暖冬により価格が低迷をして、苦戦をしている状況でございます。

また、小豆につきましては、3名の方に試験栽培を行ってもらっております。栽培農家の方と先進地である京都の河原林営農組合を視察いたしました。

昨年の大雨災害が品質と収量にどのような影響が出たのかということはまだ不明でございますが、お一人の方は1反当たり127キロの収穫をされております。収穫をした小豆につきましては、穀物問屋を通しまして販売先などを探してもらっております。

今後も主力栽培品目の調査研究と成功事例の先進地を視察し、地元伝統野菜も候補に入れることを考えながら、農家の所得増大となりますよう有力な新規作物の発掘に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長にお尋ねいたします。

毎年毎年、生産年齢人口が800人ずつ減少している中で、今後、柳川市としてどの部分に力を入れようとされているのか。例えば、今の地場企業を育成することに力を入れるのか、それとも、企業誘致に力を入れるのか、それとも、第1次産業をもっと盛んに雇用の確保を含めてやっていくのか、それとも、移住政策に力を注いでいくのか、ここの部分の市長のビジョンをぜひはっきり示していただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

特に、定住促進という立場からお答えさせていただきたいと思いますが、総人口の減少によって生産年齢人口が減少していることは承知をいたしております。進学や就職によって若い世代が流出することが原因だと考えているところでもございます。若い世代が将来の夢を持って希望をかなえるために大学に進学し、本人の就きたい仕事のため郷土を離れるのは理解できるところでもございます。しかし、人口減少を抑制し、柳川に住んでもらうためには、若者が地元に着し、地域社会を支えることができるまちづくりが必要ではないかと思っております。

若者が希望を持って働ける職場や環境の確保、手頃な価格で取得できる住まいの確保、子育てするなら柳川たいと言われるような子育て環境の充実などを総合的に行ってまいりたいと考えているところです。

また、進学や就職で転出された方がもう一度柳川に戻ってきたいと思うように、学校教育現場での郷土愛の教育にも力を入れてまいりたいと考えております。

柳川駅東部土地区画整理事業地区のゆめモールの東側ですけれども、隣接地区に民間事業者により約90区画の良好な定住環境が供給される予定になっておりまして、民間の力も利用しながら積極的に進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。

ひきこもり支援について質問をさせていただきます。

本市においては、この支援計画を本市計画書、地域福祉計画、地域福祉活動計画、そして障がい者福祉計画、これにいまだに盛り込まれていないんですけれども、ひきこもり支援についても、やはりここにしっかり計画としてうたうべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

福祉課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

本市は平成29年8月からひきこもりの調査を行いました。民生委員・児童委員の方に御協力いただいて調査を行ったんですけれども、そういった中で、近所の人や周囲からはひきこもりの状態にあるのではと見られていても、家族からはひきこもりではないと調査を拒絶されたケースもありました。子供は今休んでいるだけ、ひきこもり扱いは……（発言する者あり）

16番（緒方寿光君）

計画に今後柳川として盛り込むのかどうか、そこを聞かせていただきたいと思いますが。

福祉課長（武田真治君）

そういった調査の中で、そういった実態の把握の難しさがありました。

平成29年8月から平成30年3月まで調査、回収、集計までの時間を要しまして、前回の地域福祉計画、障がい者福祉計画の策定期間と重なっておりますので、調査結果を受けた上でのひきこもり対策の具体的施策が定まらないままでは計画に盛り込むことができないと、そのときは断念しております。

この計画につきましては、来年度が第6期障がい者福祉計画の策定の年となっておりますので、既存の支援機関の機能拡充を含めたひきこもりの対策について盛り込むようにしたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひまず盛り込んでいただいて、そして、新年度では福岡県ではひきこもり支援についての地域支援センターのサテライト機関を筑後地区に設けるとされていますので、市と連携しながら一歩踏み込んでひきこもり支援にスピードを上げて取り組んでいただきたいと思いますが、特に、就労支援の就労準備支援事業というのがありますが、ここの連携は柳川市では新年度どのようにされるのか、お尋ねをいたします。

生活支援課長（梅崎誠司君）

生活困窮者自立支援事業等負担金におけるメニューの一つである就労準備支援事業は、任意事業から、平成30年度の法改正に伴い努力義務化されました。

この事業は、社会就労への第一歩として、社会との関わりに不安がある、コミュニケー

ションがうまく取れない、ひきこもり期間が長くすぐに働く自信がないなど、直ちに就労に向けた準備が整っていない生活困窮者の方に6か月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行うものでございます。

緒方議員のおっしゃるとおり、ひきこもりや中高年齢者などのうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民との関係が希薄な方を支援するに当たっては、対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援が重要となります。

そのため、本市におきましては、就労準備支援事業に加えて、訪問支援員、アウトリーチ支援員を配置し、自立相談で把握したひきこもり状態にある方などに対して、自宅を訪問して、就労準備支援事業に参加を促すなどの支援をすることで、早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施できるよう来年度予算に事業費を計上しております。

ひきこもり支援につきましては、従前から国や県が設置している若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター等で広域的に実施されているところでございますが、これらに加え、先ほどの繰り返しになりますが、就労準備支援事業に加え、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施することで、ひきこもり支援の充実強化を図り、柳川市総合計画に掲げている健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実を達成したいと考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

以上です。

議長（樽見哲也君）

これもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時13分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、まず、高潮対策について、そして次に、柳川農業の多様性について質問をしたい

と思います。

まずは高潮対策についてお伺いしたいと思います。

福岡県では、平成25年5月に改正された水防法に基づき、想定される最大規模の高潮を前提とした高潮浸水想定区域図が、玄界灘では平成30年3月30日に、豊前豊後沿岸及び有明海沿岸では令和元年12月27日に公表されました。

この中で、高潮浸水想定区域図とは、想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域及び最大浸水深、浸水する深さを図化したものだということです。

また、想定される最大規模の高潮について、高潮浸水想定区域図は、日本に接近した台風のうち既往最大の台風を基本とするだけでなく、台風経路についても各沿岸で高潮偏差が最大となり、施設では防ぐことのできないような最悪の事態を想定したものとして作成しているとのこと。基本的な条件設定としては、我が国既往最大規模の台風を想定、すなわち室戸台風相当の中心気圧と伊勢湾台風相当の移動速度、半径、それに各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定し、次に、高潮と同時に河川での洪水を考慮、そして、最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込むなどとなっています。

公表内容としては、浸水範囲、高潮や高波に伴う越波、越流によって浸水が想定される範囲、そして、浸水の深さとは、陸上の各地点で水面が最も高い位置に来たときの地盤面から水面までの高さ、浸水継続時間とは、浸水深が50センチになってから50センチを下回るまでの時間で、50センチは高潮時に避難が困難となり、孤立する可能性がある水深ということになります。

今回の福岡県高潮浸水想定、これは令和元年12月、有明海沿岸地域の発表までは、柳川市防災マップに示されている浸水想定区域は、筑後川浸水想定区域図、矢部川浸水想定区域図、これは国土交通省筑後川河川事務所が出しておるものでございますし、また、沖端川浸水想定区域図、これは福岡県南筑後県土整備事務所が示している図で、これに示されている洪水ハザードマップの浸水範囲と浸水の深さが目安になっていました。すなわち昭代の県道本町新田大川線以南の干拓地及び両開の明治、橋本の一部、それに大和干拓の半分程度が3メートルから5メートル未満の浸水で、2階の軒下までつかう程度で、それ以外の地域は大半が0.5メートルから0.3メートル未満の浸水で、2階の床までつかう程度、標高の高い柳川市役所のある城内や宮永地区等は0.5メートル未満の浸水で、大人の膝までつかう程度だと認識していました。ところが、今回、福岡県が発表した高潮浸水想定区域図の有明海沿岸では、最悪の事態としながらも、柳川市役所本庁の存在する地点で最大水深5.2メートル、浸水継続時間13時間となっています。これには驚きましたし、恐怖を覚えました。どこへ避難したら命が助かるのか、不安を覚えた次第でございます。

以後の質問については自席より行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしく

お願いいたします。

19番（伊藤法博君）続

伊勢湾台風並みの最強台風が九州西方海上を北上し、台風が筑後地方を直撃した場合に発生する海岸堤防決壊による高潮被害のみならず、台風に伴う豪雨による河川堤防の決壊も海岸堤防決壊以上の確率で起こる可能性があります。いずれも無尽蔵の海水と上流からの洪水が合わさって、より以上の高潮被害のおそれがあります。

この件についてお尋ねをしたいと思います。まずは昭代干拓、橋本干拓、大和干拓の海岸堤防、それに筑後川、矢部川、沖端川、塩塚川の河川堤防、以上の現在の整備状況等についてお尋ねをしたいと思います。

水路課長（松永 久君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、昭代干拓と大和干拓の高潮対策の進捗状況についてお答えいたします。

昭代干拓と大和干拓の海岸堤防につきましては、昭和50年度に福岡県営海岸保全施設整備事業としまして事業が着工され、平成5年度より国の直轄海岸保全施設整備事業の昭代工区、大和工区として事業が進められておるところでございます。

令和2年3月末時点での事業進捗率は事業費ベースで98.4%となっており、昭代工区、大和工区ともに令和2年度に事業完了する予定でございます。

以上でございます。

建設課長（待鳥 哲君）

伊藤議員の質問にお答えします。

橋本干拓の高潮対策の進捗状況でございますが、橋本干拓の海岸堤防は昭和43年度に福岡県柳川海岸高潮対策事業として着工されております。令和2年3月末時点での事業進捗率は事業費ベースで約87%となっており、令和6年度に事業完了する予定です。

以上です。

19番（伊藤法博君）

昭代干拓、大和干拓については、水路課のほうからあったとおりに、かなりの整備が進んでおりますけれども、県営干拓である橋本干拓については、進捗状況は87%で、令和6年度に事業完了する予定ということですが、その堤防がどの程度の長さであって、未整備地区がまだどれくらい残っておるのか、そしてまた、橋本干拓については、改修前の堤防の高さについても併せて御答弁を願いたいと思います。

水路課長（松永 久君）

昭代工区と大和工区について私のほうから答弁させていただきます。

昭代工区の堤防延長、整備高さについては、堤防延長は3,429メートル、堤防の高さは標高7.5メートル、堤頂の幅は約5メートルでございます。

堤防の構造でございますけれども、堤防の表側、いわゆる海側のほうにつきましては、離岸堤や捨て石工、波返し工、堤防の天端はアスファルトで被覆しております。堤防裏側、陸地側につきましては、張りブロックやコンクリート被覆などで施工されておるところでございます。

次に、大和工区の堤防延長、整備高さについてお答えいたします。

堤防延長につきましては5,454メートル、堤防の高さは標高7.5メートル、堤頂の幅は約6メートルでございます。

堤防の構造でございますが、堤防表側は消波ブロックや捨て石工、波返し工でございます。堤防の天端はアスファルト被覆で、堤防裏側は張りブロックやコンクリート被覆などで施工されております。

なお、堤防の高さの基準につきましては、昭和34年発生 of 台風15号、いわゆる伊勢湾台風をモデル台風として決定されているところでございます。

以上でございます。

建設課長（待鳥 哲君）

次に、柳川海岸の堤防延長、整備高さなどについてお答えします。

堤防延長は6,230メートル、堤防の高さは標高7.5メートル、堤頂の幅は約5メートルです。

堤防の構造でございますが、堤防表側は波消しブロックや捨て石工、波返し工、堤防天端はアスファルト被覆、堤防裏側は張りブロックやコンクリート被覆などで施工されています。

また、改修前の堤防は標高約6メートルの高さで整備されており、現在、標高7.5メートルで整備を進められておりますので、今回の事業が完了すると、堤防の高さは1.5メートル程度かさ上げされることになります。計画高や構造につきましては、各海岸とも同じ基準で整備をされています。

以上です。

19番（伊藤法博君）

先ほども申したように、昭代干拓、大和干拓についてはほとんど完成したような状況だということでございますが、まだ橋本干拓、これは県営事業の分については87%となっているということで、橋本干拓で未整備の地区はどこなのか、そして、標高は整備前の6メートルのままなのか、どのようになっているのか、ある程度の高潮対策でかさ上げがされているかどうか。そして、7.5メートルの堤防に完備されるのが令和6年ということでございますので、その点の未整備地区の件についてお尋ねをします。

建設課長（待鳥 哲君）

未整備地区と申しますか、既存の高さ標高6メートルで整備されている部分で、今現在、7.5メートルにかさ上げされていない延長は、事業費ベースで87%でしたけど、延長ベースでいいますと、約550メートルの区間が既存高さとしてまだ残っているそうです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

では、550メートル残っているのはどの区域になるのか、矢部川沿いなのか、沖端川沿いなのか、お尋ねをします。

建設課長（待鳥 哲君）

先ほど申しました550メートルの区間につきましては、主なところは沖端川河口周辺から550メートル程度ということで、塩塚川関係の河口のほうは整備完了ということ聞いております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

まだその沖端川の河口周辺が550メートル程度未整備だと。これは途中で一部高めた工事があったんですけども、あれは地盤沈下により堤防が下がった分についてかさ上げして、堤防の一番先端側をコンクリートで高さ1メートルかそれくらいで上げてあるところがありますけど、それは6メートルを基準に上げてあるんですか。

建設課長（待鳥 哲君）

高さにつきましては、そこまで把握をしておりません。

以上です。

19番（伊藤法博君）

その辺、またちょっと後ですね。ただ、標高6メートルはあるということで、その後の高潮対策で少しですね、私たちが堤防に行けば、肩ぐらいまで一部コンクリートでかさ上げしてあるように思っておりましたので、その辺が6メートルなのか、6.何メートルなのか、また教えていただきたいと思います。

これは忘れもしませんが、2011年3月11日午後1時30分に開かれた総務委員会が15時過ぎに終わり、車で帰宅中のラジオ放送で東北地方に大津波警報が発令されているとの緊急地震速報が流れ続けていましたので、急ぎ帰りテレビをつけると、多くの家屋が水で流されているのに目がくぎづけになり、これが現実に行っているのかと疑うような感覚になりました。呆然としたことを思い出します。

このことは、想定外の事態がいつ起こってもおかしくない、想定外の最悪の事態に対しても、常日頃から考えられる最悪の事態に対して対応するという心構えを持ち、最悪の事態を踏まえて情報発信、避難計画のシミュレーションをしておくことは必要なことだと思います。例えば、8月、9月の大潮のときの満潮時に、伊勢湾台風並みの超大型の台風が東シナ海から九州西方を北上し、有明海の西側を通過し、大災害が予測された場合の情報発信、避難計画についてはどのようにされるのか、お尋ねします。この件については、今日の温暖化による台風の超大型化等の被害が相次いでおりますことを念頭に置いて答弁をしていただきたい

と思います。

総務部長（石橋正次君）

私のほうから伊藤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

伊藤議員の言われる情報発信につきましては、今回の高潮浸水想定 of 想定規模の台風が接近した場合の住民への情報発信をどうするのかということであると思います。

初めに、今回の想定区域図の作成に当たっての条件は最悪の事態を想定しておりまして、日本におけるこれまでの最大規模の台風を基本として、海岸の潮位偏差が最大となる複数の経路を設定して、高潮浸水シミュレーションを実施した上で、その結果を重ね合わせて最大の浸水深が示されたものであります。

なお、浸水深といえますのは、地面から水面までの高さのことを表しているということでございます。

想定 of 台風につきましては、中心気圧が900ヘクトパスカル、時速73キロで接近してきますが、この規模の中心気圧を持つ台風が来襲をするという確率につきましては、500年から数千年に一度と想定をされているところでございます。

議員言われるように、万一発生したとしても、南海トラフ地震などの突発型災害ではなく進行型災害でありますので、災害発生日時をある程度予測できます。したがって、避難情報等は災害が発生する前から、接近する各段階に応じて事前に情報発信を行いたいと考えております。もちろん情報発信手段につきましては、防災メールや市ホームページ、そして、防災行政無線、広報車など、あらゆる手段を使って行ってまいります。

もし想定規模の超大型台風が本市を直撃するとなると、市外、県外への広域避難か、広域避難ができない方、もしくは避難が遅れて市内での避難しかできない場合は、堅牢な建築物内の浸水が届かない、例えば、3階以上への垂直避難を呼びかけることとなります。

いずれにしても、避難発令基準や要配慮者対策、避難行動や避難場所、関係機関の役割、連携体制、意識の共有、啓発などについて、今回の高潮浸水想定に対応した避難計画を策定いたしまして、これに基づいて情報発信を行っていくということでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

千年に一回とか数千年に一回というようなことでございますけれども、そんなにまれのことだとは私には思えません。例えば、東日本大震災にしても、これもミレニアムといまして、千年に一回の大災害、七百年に一回、そういった大きな災害、津波が起きていたというのがボーリング等の調査で分かっております。そういった意味で、やはり突発的なものでなくても、ある程度二、三日前から予測がつく場合でも、そういった事態が起こった場合 of シミュレーションをして、どこに逃げるのか、どういう方法で逃げるのかとか、そういったシミュレーションをやはり整えておくべきだと思います。

柳川市の市役所地点で最大高潮浸水深が5.2メートルとすると、柳川庁舎の2階まで海水につかることとなります。柳川庁舎は柳川市内でも標高が一番高い地点だと思われ、令和元年2月に柳川市が出した保存版ハザードマップによると、洪水時の浸水深は0.5メートル以下の地域となっています。津波ハザードマップでは津波浸水想定区域外となっています。すなわち柳川市全体が最悪の高潮浸水被害で5.2メートル以上の高潮浸水被害に見舞われますと、そうすると、市民の避難場所は2階建ての屋根の上か3階以上の建物になってしまいます。3階以上の建物の件数はどの程度あるのか、分かれば延べ面積にしてどの程度あるのか、お尋ねします。

総務部長（石橋正次君）

3階以上のビルは何件くらいあるのかということでございます。

柳川市消防本部が防火対象物として把握をしている数で申し上げますと、市内の3階以上の建物につきましては271件あるということでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

緊急避難となった場合、事前に広域避難をする場合はそれに対応できますが、やはり広域避難をしていないような場合は2階建ての屋根の上か3階以上の建物に限定されます。身近で車で避難できるものとしたら、やはりこの地域では沿岸道路しかありません。車と共に避難でき、雨風がしのげて、一時的な避難場所にも沿岸道路の上はなります。沿岸道路は最悪の高潮浸水被害の緊急避難場所としては、市内で唯一の車で避難できる避難場所と思われます。

沿岸道路を緊急避難場所にするための必要な措置、避難計画があるのか、お尋ねをいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

有明海沿岸道路を避難計画の場所にするかどうかという御質問についてですけれども、これまでまだ有明海沿岸道路を避難箇所に想定はしておりませんので、今後の協議になってくるかと思えます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

これからそういう避難場所にもリストアップしていくには、いろんな手続等を事前にして、やはり認可を受けなければいけないと思いますが、緊急避難ですから、事前に認可を受けるとか、そういったとまがあるかどうかも分かりませんが、やはりそういったことも含めてシミュレーションをしないと、全ての車が水につかって使い物にならないような状況になるということが想定されますので、そういったことを避けるためにも、できるものは活用していくという準備が必要ではないかと思えます。

では次に、柳川農業の多様性についてお尋ねをいたします。

J A 柳川の農産物販売高は、平成元年の合併当時には80億円程度ありましたが、現在では50億円程度に落ち込んでいます。このことの最大の原因としては、特産品であったイグサが安い中国産のイグサに取って代われ、イグサに代わる転換作物を確立できなかったことだと思います。

こうした中で、米、麦、大豆中心の作付になり、柳川農業の表作の耕地面積の90%以上が米と大豆の栽培、裏作の耕地面積の76%以上が小麦の栽培となっています。すなわち柳川農業の耕地の作物栽培は米、麦、大豆中心の二毛作体系となっています。すなわち柳川市の耕地面積の大半が米、麦、大豆の二毛作体系となっていて、米、麦、大豆以外の作物の作付面積の割合が少なく、作付の多様性がなく、農地の回転率が低いように思われます。このことが柳川農業の低迷している現状を表しているのではないかと思います。この件について何かコメントがあればお伺いしたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

ただいま伊藤議員御指摘のとおり、柳川の農業は土地利用型の農業が盛んでございまして、米、麦、大豆が盛んに栽培をされております。

なお一方で、園芸作物も盛んに栽培をされてございまして、平成30年産では約2,840,000千円ほど栽培をされておりますので、園芸作物についても頑張っているのではないかと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

園芸作物で頑張っていると言われますけれども、やはり販売高が80億円あったものが50億円に半減するほどに落ち込んでいるということで、これは柳川の農地の面積、大体3,700ヘクタール程度ありますけれども、毎年10ヘクタール程度は農地転用で減少していております。そして、その柳川農協の売上げが50億円程度でいい、そのままがいいとするならば現在の状況で別に問題はありませぬけれども、ほかの市町村との競争の中におけるわけですので、八女農協とか、そういったところでは売上げを伸ばして、現在は270億円ぐらいの売上げをしているというような状況にあります。

米は生産調整で米価を維持し、麦、大豆は補助金で生産を維持しているために、作付規模拡大以外に収益の増大は望めません。柳川市内の耕地面積は限られていて、毎年10ヘクタール以上の農地の転用があるため、農地が減少することがあっても増えることはありません。米、麦、大豆中心の二毛作体系の農業では将来性はなく、農業で生計を立てている農業者は減少の一方になっています。現にそのようになっています。先ほど緒方議員のほうからも雇用の減少、農業者の減少が指摘されましたが、この点について何かコメントがあれば聞かせていただきたいと思っております。

農政課長（木下 隆君）

議員おっしゃるとおり、ただいまのところ米、麦、大豆の栽培面積である農地面積については、柳川市としては約3,800ヘクタールが想定をされております。これは面積でございますので、これ以上増える要素は確かにございません。

そこで、米、麦、大豆の栽培の方につきましては、今後、スマート農業の導入や省力化、コスト低減と併せて土づくりなどを徹底していただき、収量増と収益性を高めていただければと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今言われるように、あとは収益を拡大するには規模拡大しかない。という、面積は3,800ヘクタール、それ以上に減ることはしても増えることはない。規模拡大すれば農家は減少せざるを得ないわけですから、そうするような農業で現状を維持していった方がいいのかという問題があります。

それで、今現在、米、麦、大豆で生計を立てるためには、10ヘクタールから20ヘクタールの経営規模じゃないとサラリーマン並みの所得には達しないというような状況下で、そしたら、3,700ヘクタールあるのに、10ヘクタール、20ヘクタールの平均を取って15ヘクタールとしたら、200名余りの農家の米、麦、大豆栽培農家がいれば、十分今の面積はカバーすると。そうすると、ほかの千何百戸、農家戸数が現在どれくらいありますか。

農政課長（木下 隆君）

農家の戸数につきましては、最近、営農集落といえますか、法人化も進んでおりまして、正確な数というのは、ただいまのところ把握できておりませんが、以前の数から比較いたしますと大幅に減少しているものと考えられます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

これは平成27年の農業センサスによると、1,327戸という戸数になっております。米、麦、大豆の大型経営規模の農家に、それに施設園芸の農家等、そして、蔬菜園芸も一部ありますけど、そういった戸数を加えれば、恐らく四、五百件の農家で事足りるんじゃないかと。そうすると、あとの1,000件の現在農家として生計を立てておられる方々は指をくわえて見ておくのかというような状況になります。

それで、大規模米、麦、大豆の農家は、やはり10町、20町作れば給与生活者並み程度の所得があるということで、それに甘んじていて、それ以外のことはあまり考えておられないような状況です。しかし、米、麦、大豆中心の二毛作体制の1年ごとのブロックローテーションでは農地の劣化が進んで、米、麦、大豆の収量、品質の低下が顕著になっています。水稲、麦の二毛作であるならば、農地の劣化は当然問題にはなっていません。過去に何十年、何百

年近く米、麦、大豆でこの筑後地方で作ってきましたけれども、ほとんど土地の劣化は起こっていませんでしたが、表作に大豆の大規模作付、これは減反相当分ですね。だから、農地の50%程度を大豆作付して、米を作る、大豆を作る、米を作る、大豆を作るという1年ごとのブロックローテーションを行うようになってから農地の劣化が顕著になりました。農地の劣化を防ぐには、どうしてもやっぱりヨーロッパで行われているような輪作、米を作って、大豆を作って、麦を作って、野菜とかいろんなものを作って、ずっと連作をして地力の回復を図る必要があります。

米、麦、大豆中心の二毛作体系から、米、麦、大豆、野菜による輪作体系をつくり上げ、三毛作や四毛作体系に移行する必要があると思います。米、麦、大豆中心の二毛作体系での10ヘクタールから20ヘクタール規模の大規模で少数者農業から数ヘクタール規模のより多くの農家が関われる米、麦、大豆、野菜による三毛作、四毛作体系の農業に転換していかなければ柳川農業の将来性はないものと危惧します。この点についてコメントがあればお伺いします。

農政課長（木下 隆君）

伊藤議員おっしゃるとおり、確かに地力を回復させ、新しい作物を開拓しながら三毛作、四毛作というふうに農業を展開できれば理想的だと思います。実際、今、伊藤議員のところ、試験的にだと思われませんが、試験栽培で米の後に野菜を作られ、その後、麦を作られている状況だと思っております。今後、このような結果を参考にさせていただきながら、柳川市の農業に普及をさせていければと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、農協はその地力の劣化に対して土壤改良剤の散布を推進しておりますけれども、土壤改良剤の散布だけでは経費もかかりますし、やはり生産性というか、今まで以上の収益の向上にはならないような状況だと思っております。そういった意味では、現在、多様な作物の組合せでもって農地の回転率を上げ、三毛作、四毛作を実現し、反当収益の拡大を目指す必要があります。このことについては、やはり裏作期間の10月から翌年5月までの8か月間に何かを作付して農地の回転率を上げ、三毛作、四毛作を実現する必要があります。昨年3月議会、6月議会の一般質問で、露地野菜の導入、育苗ハウスの活用によって三毛作、四毛作をすべきだと指摘しました。

私は現在、先ほど課長が言われましたように、水稻収穫後に高菜の苗を移植し、12月中に秋取り高菜として収穫し、12月中に麦を播種することによって三毛作に挑戦して、今年で2年目になります。昨年は麦が満作で、よい結果を残すことができました。今年も水稻、高菜、麦の三毛作のほかに、四毛作にも挑戦しようとしております。すなわち水稻収穫後に高菜苗の植付け、12月中に秋取り高菜の収穫、1月に早掘りジャガイモの植付け、4月末に早掘り

ジャガイモを収穫し、5月、6月に葉物野菜の作付をし、7月に大豆の播種を行えば四毛作が可能となります。問題は、5月、6月にどのような葉物野菜を作付するか、また、それをして販売するかを検討していますが、この件については皆さん方の御指導をお願いしたいと思います。この辺について何かコメントがあればお願いします。

産業経済部長（成清博茂君）

今、議員おっしゃいます多毛作による所得の向上ということですがけれども、やはり今、議員言われますように、育苗ハウス等を活用して野菜の栽培をした場合、野菜の作型を検討して、播種から育苗期間、また圃場が空くことがないようになります。そういう形で圃場での栽培を計画的に行えば、多毛作でも可能かというふうに思っております。

また、野菜を取り入れた栽培体系において輪作を行えば、地力の回復、また、肥料の削減につながるということも議員おっしゃいますけれども、野菜を栽培する上では、特に収量アップを図ることが重要かというふうに思います。今までのその技術、また、地力の管理が行えまして、米、麦などを作付する場合は、前作の野菜の肥料の効果等で地力の向上、肥料の削減が期待できると思いますし、また、麦わらのすき込みと土壌改良剤を活用した地力の回復によって収量アップを図っていくということも可能かというふうに思っております。

また、野菜を取り入れた栽培におきましては、作業労働の平準化が図られるようになるかと思えます。米、麦、大豆の作型ですと、どうしても夏場とか冬場の時期が農作業にゆとりがある時間ができるということになりますので、その隙間を埋めるような野菜の作型を検討して、労働時間を平準化するということが重要かというふうに思っております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

私も新規作物、リーフレタスを3年間作ってきましたけれども、これは本当に3年間温暖化で、先ほど緒方議員も言ったように、多くの方が新規作物に挑戦して、思うように収益を上げられなかったというような現実がございます。これについては、やはり奨励金を出すだけでなく、販売経路とか予約販売とか、そういったことまでも考慮した施策をやってもらわないと、相場相場でやっていっては非常に当たり外れも大きいし、非常に経営的に難しい面もあると思いますので、その辺も含めて検討をしていただきたいと思いますし、また、農協や普及指導センター等についても、そういったところまで踏み込んだ指導をお願いしたいと思って、私の一般質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年10月から柳川市内小・中学校に設置されましたタイムレコーダーは命の記録です。2016年までの10年間に公立学校の過労死教職員は63人。専門家は認定されたのは氷山の一角と言います。

昨年、日本民間放送連盟賞のテレビ準グランプリを受賞した福井テレビ制作の「聖職のゆくえ～働き方改革元年～」には次のような場面がありました。神奈川県公立中学校の教員だった工藤義男さんは2007年6月、享年40歳で亡くなりました。生徒指導専任を受け持ちながら2クラスの副担任、保健体育と道徳を教え、校務分掌として学年連絡会、企画会議など17の業務を割り振られていました。2泊3日の修学旅行から帰宅した6日後、義男さんは病院の待合室で倒れ、そのまま意識が戻ることはありませんでした。直接の死因はくも膜下出血。妻の幸子さんはすぐさま公務災害の申請を行いました。当初は超過勤務の証明ができずに却下されました。つまりタイムレコーダーがなかったからです。過労死を認められるまでには4年10か月もの歳月がかかったと言います。

超過勤務の証明が難しかった理由、それは学校が教員の勤務時間を管理していなかったということでした。なぜ労働時間を管理していなかったのか。それは公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法という法律があるからです。この法律は教員の職務の特殊性という理由で、毎月、手当として基本給の4%を払う代わりに時間外手当は支給しないというものでした。だから、公立の学校にはタイムレコーダーを置いていなかったのです。それが現在まで続いていたということです。

私は1982年、福岡市の中学校国語教諭として教員生活をスタートしました。当時は突っ張り生徒による校内暴力、シンナーなど、荒れる中学校がどこでも見られました。私も担任、部活顧問、生徒指導、人権・同和教育担当として、一時期は帰宅するのが夜中12時になるのが日常でした。教員6年目の34歳のとき、目まい、動悸が激しくなり、職員室で倒れました。生徒のためならどんなにも頑張れる教員なんだと心の底で思っていました。しかし、自分の体を壊し、2人の娘が幼少のとき、妻や母に任せっきりで、大事な家族の時間を失いました。

この後は教育職員の働き方改革を中心に自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5番（新谷信次郎君）続

それでは、教育職員の勤務時間上限規制指針及び変形労働時間導入について質問します。

今年1月17日、萩生田光一文部科学大臣が公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を告示しました。

その指針の通達には、「昨年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするものです」とあります。これは教育職員にとって一大改革となります。

まず、通達にある文部科学省が昨年1月に策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げすることによる勤務時間上限規制、原則月45時間、これは超過勤務時間ということですが、その上限規制として原則月45時間、年間360時間の今年4月1日からの実施にどう対応しますか、それについてまずお尋ねをしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市立の小・中学校に勤務する県費負担教職員、県の採用試験を受けた正式な正職員の教職員の勤務時間につきましては、福岡県の条例、規則が適用をされているところでございます。

この条例、規則、福岡県教育委員会の方針が示されるのは4月以降になるというふうに伺っておるところでございます。柳川市の対応はこれ以降検討させていただきます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

1月17日付文部科学省の通知には「校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理を行うことが求められること」とあります。つまり超過勤務の上限月45時間が実現できるようにするため、業務量の適切な管理を行わなくてはならないのは校長及び教育委員会という確認でよろしいでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

そもそもの通知のいかんにかかわらず、教職員の業務量を適切に管理しなければならないのは学校長であり、ひいては教育委員会であります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

勤務時間上限を指針にしたというのは教育委員会及び校長が教師等の業務量の適切な管理

を行うことが目的であって、その手段として勤務時間上限に法的規制をかけたという確認が取れたと思います。

次に、休日のまとめ取りのため、1年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるということは来年4月1日実施が予定されていますが、このことにどう対応するでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほども申しあげましたように、県費負担教職員の労働条件につきましては県の条例で定めることとなります。今後、県の方針を見ながら、実際の運用については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

この変形労働時間導入の目的は休日のまとめ取りのためです。そのためには、まず、現在の夏季休暇がきちんと取れているか、そういう調査が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

夏季休暇の取得状況については調査をいたしております。昨年、今年とほぼ100%取得をされております。学校閉庁日が始まりましたので、この影響かと思いますが、ほぼ100%、6日間取得をされているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

私の中学校教員の経験からいうと、部活動関係、そして、2学期の始業日が8月25日以降に早まり、夏季休暇さえ非常に取りにくいという状況でした。夏季休暇に加えて休日をまとめ取りするというのは、中学校では厳しいのではないかというふうに思っているところです。

次に、今年2月3日、つい1か月前ですけれども、各市町村教育委員会教育長に対して福岡県教育委員会教育長が出した通知があります。その内容は、「貴職におかれましては、市町村立学校に勤務する教育職員の服務監督権者として、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めるとともに、在校等時間の客観的な計測をはじめとした必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。本県の条例及び規則の整備前であっても、市町村教育委員会において上限方針を策定することは可能ですので、念のため申し添えます」という内容です。今までの学校教育課長の答弁で県の条例改正を待つということになっておりますが、県教育長は県条例改正前でも各市町村の教育委員会で規則を制定することはできますよという内容です。

それで、この柳川市においても2020年度に超過勤務時間の上限規制を柳川市立小中学校管理規則、あるいは柳川市立学校職員安全衛生管理規程に条文化することを検討したらいかが

でしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

繰り返しておりますけれども、教職員の勤務時間につきましては県の条例、規則で定められております。したがって、上限規則を市の条例、規則で定めるということはできません。

議員の質問の中にありましたけれども、市町村教育委員会において上限方針を定めることは可能だというふうに国のほうが言っておりますけれども、柳川市といたしましては、県の条例改正等々を見ながら対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

柳川市には柳川市教職員働き方改革指針という指針があります。そういう中にこの超過勤務の上限規制を取り入れたらどうかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

このことにつきましては、もちろん先ほどから申し上げておりますように、上限規制を市の条例、規則で決めることはできませんので、指針として設けられるかどうか、指標として設けられるかどうか、検討していきたいと思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

県の教育長が言っているのは、やはり教育職員の働き方改革が現実のものとなるために、待ったなしで県の改正等を待たなくても各市町村で前向きに積極的に取り組んでいいですよという通達じゃなかろうかと思っております。ですから、今、答弁で柳川市教職員働き方改革指針に上限規定を設けるということについて検討できるということですので、ぜひ盛り込むように検討をお願いしたいと思います。

次に、文科省の指針には「業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、仮に行われている場合には、その縮減のために実態把握に努めること」とあります。また、休憩時間は45分ですけれども、実際には給食指導時間が食い込んでいたり、個別の生徒指導、1ページノート点検等が入り、ほとんど休憩できません。この1ページノートというのは、今、中学校ではやっている宿題のプラスアルファの分です。

ですから、この在校等時間、これは現在の超過勤務を指す指針の中に盛り込まれている新しい言葉ですけれども、その在校等時間には部活動、土日業務、持ち帰り業務、休めない休憩時間、そういうのが含まれますけれども、そうした時間の把握、集計ができていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、本市におきましては、タイムレコーダーを使いまして在校時間を把握するようにいたしております。これは授業、部活動を含めた勤務時間のほか、着替え、待機時間などを含めた学校にいる時間を把握するようにいたしております。したがって、その内訳については把握できておりません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

教員の実際の超過勤務時間、これに持ち帰り時間や休めない休憩時間、それも含ますよということが指針、あるいは通達の中に含まれていますので、そういう点も含めて超過勤務時間が正確に把握できるようにお願いしたいと思います。

次に、勤務時間記録の扱いについてお尋ねします。

1月17日付の先ほどの文部科学大臣の指針には、「当該計測の結果　つまりタイムレコーダーの結果　は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと」とあります。

どのように、どれくらいの期間保存しますか。

学校教育課長（古賀　洋君）

タイムレコーダーのデータにつきましては、まだ公文書としての取扱いを始めておりません。現在も印鑑を押す出勤簿が正式な公簿として並行されて運用をされているところがございます。

このタイムレコーダーのシステムのデータ、この保存期間については、出勤簿が柳川市立学校文書管理要綱によりまして保存年限が5年保存となっております。出勤簿と併用して、そして、これの補助簿となるものでございますので、これを参考として決定をしていきたい、5年を基準として参考に決定をしていきたいというふうに考えております。

また、保存の方法につきましても、電子データとしてそのまま取っておくということであれば、容量等もございますので、どのような媒体で保存するのも併せてこれから検討してまいります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

民間の職場にとっては信じられないことだろうと思いますが、いわゆる学校教職員の労働時間、あるいはそれに伴う超過勤務時間の記録がないということによって、冒頭、演台で言いましたように、過労で倒れた、あるいは亡くなった教員が、その超過勤務時間の記録がないものですから、公務災害になかなか認定されない。場合によっては、その妻の方や、あるいは家族の方が、本人がメモしていたメモ帳や同僚の証言を何年間もかかって得ることによって、やっと公務災害が認められたという経過がたくさんあるわけです。ですから、そういう意味でも早急にこのタイムレコーダーを公文書として柳川市がきちんと正確に保存す

るようにお願いしたいところです。

さて、そのタイムレコーダーの記録を取った後、その結果として超過勤務削減をどうするか、今後の市の方針が明確でないという学校現場の声を聞いておりますが、市の方針はどのようになっていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

ようやくシステムが安定的に稼働を始めたというふうな段階でございます。今後、得られたデータを分析しながら対策を考えていく段階に移っているのではというふうに考えているところでございます。

ただ、非常に在校時間が長い教職員が分かり始めたというふうなことでございますので、既に当該校の学校長に対しては改善をするように指示を出すなど、対策を始めているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

先ほどの答弁の中に、非常に在校時間が長い教職員がおられるという答弁がありました。具体的にどれくらいの時間ででしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

60時間を超える方が、やはり教頭先生等を中心にいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

すみません、教頭先生等、月に60時間を超えているということですが、一般の教職員の方で長い方はおられますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

やはり一般の先生の中にもそれくらいの時間、60時間を超える教職員の方はいらっしゃいます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

60時間というのは指針にいう45時間を超え、そして、いわゆる過労死ラインと言われる80時間に近い数字なので、この学校教育現場での業務改善、業務量の縮減が急がれるところではなからうかと思えます。

次に、教育委員会及び校長による業務量の適切な管理、つまり超過勤務削減が進められることが喫緊の課題ではありますが、個別の教職員の勤務状況を超過勤務の削減が進まない中でただ単に45時間以下を守らせよう、守らせようというふうに規制することがあってはならないと思えます。

文部科学省の告示の表題にある業務量の適切な管理というのは超過勤務削減が目的であり、

上限時間設定はそのための手段です。目的と手段を取り違えては到底働き方改革にはなりませんので、超過勤務削減が進まない中で、あなたは45時間超えようとしておる、減らさんねと校長が教職員に規制をかけるということは本末転倒ではなからうかと思えます。

次に、昨年10月から柳川市内小・中学校に導入されましたタイムレコーダー運用の実態について質問します。

先月、1月の1か月の超過勤務時間の柳川市内各小学校、中学校ごとの平均の超過勤務時間、そして、小学校全体、中学校全体の平均の時間、小学校、中学校全体としての平均についての集計結果はどうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

超過勤務時間ということではありますが、先ほどから申し上げているように、タイムカードは在校時間しか把握することができておりません。在校時間から正規の勤務時間7時間45分、それから、休憩時間の45分、これを引いた機械的に出した数字、こちらのほうをお示しさせていただきたいと思えます。

これは機械的に出しておりますので、仮に業務をしていなくても、例えば、朝、始業30分前に出勤して終業後30分後に学校を出るという場合には、この日の超過勤務時間は1時間、これが毎日続きますと、1か月で通常の勤務日、平日だけで20時間というふうになりますので、その点をお含みおきいただいた上でお聞きさせていただきたいと思えます。

小学校の平均は36時間50分、中学校の平均は35時間20分、小・中学校を平均いたしますと36時間33分でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁で1か所引っかかるところがあります。仮に業務をしていなくてもという、そのくだりですけれども、それは学校現場の教職員に対する悪いイメージを喚起するような印象があります。学校現場の教員は、私が経験した範囲の中でいえば、朝、学校に到着したときから学校を出るときまで一分一秒なしに追われているというのが実態だということをここで改めて申し添えておきたいと思えます。

今の統計ですけれども、1月の1か月の統計時間というのは、これは1月ですから、教職員の業務開始が1月4日から、そして、学校の始業日が1月8日からというブランクの部分がありますので、それを考慮した上で考えなくてはならないという点からいうと、1か月の超過勤務の時間、それが上限の45時間にほぼ近いのではないかと、あるいはそれ以上超えるところがあるのではないかとというふうに捉えられると思えます。

それで次に、このタイムカードの記録が公簿であり、教職員個々人にとっては命の記録とも言える非常に重たいものです。個々人の超過勤務時間、学校全体の超過勤務時間を教職員に知らせていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

それぞれの小・中学校におきましては、管理職が端末から自校のデータを確認することができます。したがって、教育委員会から個別の教職員に対して知らせることは今のところやっております。

ただ、先ほど申し上げましたように、在校時間が長い教職員等がいる場合、委員会からも学校長へ指導するよう連絡を行っているところです。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

教育委員会から全教職員に一人一人知らせるといのは必要ありませんけれども、少なくともそれぞれの学校の学校長が教職員に対して、教職員から申出がなくても、あなたの先月1か月の勤務時間、あるいは超過勤務はこういう時間ですよ、そして、学校の平均はこうですよというの学校長のほうから全教職員に知らせるようにしてほしいものです。

そして、管理職が超過勤務時間削減に取り組まずに退勤時間のみを強調しているような実態はありませんか、あるいはそのような実態に近づくような危険性を感じたりしますけれども、その点はいかがでしょう。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員のおっしゃるようなことはないと考えておりますけれども、退勤時刻は働き方改革の重要な指標となりますし、早く帰るために業務を見直すというふうな考え方もあるかと思えます。柳川市の働き方改革指針で示している取組内容を総合的に実施いたしまして、勤務時間の縮減と負担の減少につながるよう、学校と教育委員会で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

現在、柳川市の小・中学校で過労死、あるいは過労死に近いような超過勤務の実態があるというふうには私も確認はしておりません。ただ、福岡県下のある地区の学校によっては、夜9時、10時まで学校にいるのが当たり前である、帰りにくいという話も聞いております。そういうことのないように、そしてまた、柳川市においてはさらなる超過勤務縮減によって全教職員が生き生きと元気に子供と教育活動を共にすることを願うところです。

1点確認ですけれども、このタイムレコーダーの導入、それと、定時退校の実施は10年以上前から福岡県教職員組合柳川・みやま支部から要望されてきました。決して文部科学省や教育委員会が言い出したものではありません。つまり教職員の側から、学校現場の側から10年以上の要望があって実現したものだというふうに思いますけれども、そういう確認が取れますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

教職員組合のほうからそのような要望が長年続けられているということは承知しているところでございますが、きっかけといたしましては、平成31年3月、文科省の学校における働き方改革指針の取組の徹底についての中でタイムカードなどによる勤務時間を客観的に把握することを求められる、そういったことがきっかけになり、今回の導入に至っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

13年前に柳川・みやま支部の支部長としてそういう要望書を出した本人が言っていることですから、間違いはないと思います。

なぜ13年前にそのような要望を出したかということ、冒頭で触れましたように、学校教職員の中に過労死で亡くなられたり、倒れられたり、精神的な病気になったりというケースがたくさん出てくるような事態になりましたので、そういうふうな要望が10年以上前から続いてきたという実態です。

次に、2019年11月1日から施行されている柳川市立学校職員安全衛生管理規程について質問します。

管理規程にある学校総括安全衛生委員会の目的、組織、会合予定はどうなっていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

労働安全衛生法に規定いたします衛生委員会と同様に、労働者の健康被害や労働災害の防止を目的として設置をしております。構成員は教育委員会から4名と校長をはじめいたしました学校現場から4名、計8名で構成をいたしております。健康診断やストレスチェックの徹底、職場環境の改善等、総合的に議題としてまいります。

総括安全衛生委員会の第1回の会合は3月16日に開催予定でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

学校総括安全衛生委員会の活動として、学校現場のタイムレコーダー記録を集約し、超過勤務時間上限が守られているかどうか点検し、学校現場からの超過勤務削減対策の意見を集約、策定する、そういう場とするべきではないでしょうか。その点についていかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校総括安全衛生委員会につきましては、労働者、教職員の皆さん方の健康被害や労働災害を防止するために労使で対策を考える場です。勤務時間も含めまして健康被害、労働災害の防止を総合的に話し合う場としていく予定でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

もう一つ、規程にある学校衛生推進委員会が各学校に設置されているでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

規程のほうには設けておりますけれども、これからの設置予定です。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

文部科学大臣が告示した今回の指針等に基づいて学校教職員の真の働き方改革が実現できるように、教育長の見解はいかがでしょうか。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教職員の働き方改革は喫緊かつ重要な課題であるというふうに考えております。また、本市だけでなく、教職員全体を取り巻いている課題というふうにも捉えております。国、文科省も働き方改革の旗を振り始めた段階であるというふうには捉えています。

教育職員の働き方改革は、まずは教育委員会事務局、また、学校、教職員一人一人における意識改革、これも基盤として大切であるというふうに思います。また、教職員の定数等、県や国レベルで改善を図ってもらわなければならない課題もあるというふうに考えております。

柳川市教育委員会では、教職員の働き方改革指針を定めて、その実現を図っております。学校の一番の使命は子供の力を伸ばすことであるというふうに考えております。そのためには子供たちへの教育の質を落とさず、また、教職員、先生方の力を高めながら、諸情勢に応じた指針の見直し、また、議員御指摘の見直し、それを行い、学校現場に対する適切な指導等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

教職員の命や人権や労働者としての権利を守ることは、子供の命、人権、学習権を守る教育活動のために必要不可欠の条件だと思います。そのためには、教育長もおっしゃったように、教員の定数増、30人以下学級が子供のためにも教職員のためにも絶対必要条件です。そして、働き方改革は学校現場の教職員の声から出発しなければなりません。このことを訴えて、教育職員の勤務時間上限規制指針及び変形労働時間導入についての質問を終わります。

続きまして、3歳児健康診査における弱視検査のためのスポットビジョンスクリーナー導入について質問いたします。

平成29年4月7日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課から「3歳児健康診査における視力検査の実施について」という事務連絡がありました。その内容には、3歳児健診において強い屈折異常、遠視、近視、乱視、斜視を含みますが、その屈折異常が見逃された

場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。市町村は3歳児健診における視力検査及び保健指導を適切に実施されるようという内容があります。

柳川市における3歳児健診の実施状況、視力検査の実施状況はどうでしょうか。また、昨年度、3歳児健診で視力の精密検査になったケースがどれくらいあるのでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市の3歳児健診の実施状況について御説明いたします。

3歳児健診は柳川市総合保健福祉センター水の郷で毎月第1木曜日に行っております。

平成30年度の健診受診者は452人で、受診率は96.4%でございました。

健診における視力検査の方法は、出生届出時、保護者に配付する視力検査の方法を記載した「3歳児視力検査のお知らせ」により、自宅で絵指標を用いた検査を実施していただきます。その結果を3歳児健康診査アンケート用紙にある視力に関する8つの質問事項に対する回答と併せて記入し、健診を受けていただきます。

健診では、視力のアンケート項目で保護者が気になる項目の数と絵指標の結果を乳幼児健康診査マニュアルにある視力検査結果振り分け基準と照合し、医療機関の受診が必要な方には精密検査の受診票を発行しております。

平成30年度の3歳児健診において精密検査受診票を発行した人数は17人で、そのうち、弱視に限ったものではございませんが、視力に関する受診票を発行した方は10人でした。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の説明を聞いておられた方はどうやって視力検査をしているのか、ちょっと分かりにくかったと思いますけれども、簡単に言うと、自宅で保護者が絵指標を用いた検査、それに基づいてアンケートに答えていただいて、それを診査するという内容でいいでしょうか。それが非常に不正確であったり、子供がぐずってできなかったというようなことも聞いております。

スポットビジョンスクリーナーについては、お手元に資料として写真で紹介しておりますけれども、いわゆる一眼レフカメラをちょっと大きくしたような機器です。このスポットビジョンスクリーナーという機器は、近視、遠視、乱視、斜視などを数秒で検査できます。

2月26日、大川市保健センターで行われた1歳6か月健診を私も見学させていただきました。子供さん全員がスクリーナー検査を受けていました。写真にあるように、2メートルほど離れたカメラのレンズをのぞくようにすれば、あっという間に終わります。スクリーナーの画面にはすぐに結果が表示されます。

県内でスポットビジョンスクリーナーを既に導入している自治体はありますか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

この機器を取り入れております近隣市の状況についてお答えいたします。

本市の近隣の市町の状況としましては、大川市、大木町で導入がされております。導入後の状況を聞き取ったところ、大川市では昨年7月から導入され、3歳児健診では182人受診して17人が要精密検査者、大木町では昨年10月から導入され、70人の受診者のうち3人が要精密検査者となっており、担当者によれば、導入前と比べると精密検査者は増加した印象があるとのことでした。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

四国の高知市では、スポットビジョンスクリーナーを用いた3歳児健診、573人で45人が眼科での精密検査が必要というふうに判定されました。うち20人は従来の検査では、つまりスポットビジョンスクリーナーを用いていなかったならば該当しないケースだったというふうに言います。さらに、精密検査を受け、治療が必要とされた14人のうち9人はやはりスポットビジョンスクリーナーを使わなければ見つからないケースだったというふうに聞いております。

こういう優れた機器ですので、柳川市での導入の検討はどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

スポットビジョンスクリーナーは、先ほど議員が御説明されましたように、一眼レフカメラほどの大きさで、取扱いが容易なため、医師や視能訓練士がいなくても、保健師や看護師でも測定が可能となっております。

視力の異常を早期に発見し、早期治療につなげ、本格的な学習を始める就学前に良好な視機能を持って学びができることは、その後の学習能力や人生にも大きな影響を与えるものと考えておりますので、令和3年度の導入に向けて、その準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

早速の導入の回答をありがたく思います。早期に導入をお願いしたいと思います。

最後に、防災対策について質問いたします。

高齢者施設の避難計画についてですけれども、東北地方で発行されています河北新報という新聞には、今年の台風19号により福島県では少なくとも27か所の高齢者施設で浸水被害と報道しました。また、2016年の台風10号、その豪雨のときには岩手県の高齢者施設が水没し、9人が犠牲となりました。

このような高齢者の要配慮者利用施設における利用者避難計画策定はできているでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

新谷議員の質問にお答えします。

新谷議員のおっしゃるとおり、平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正をされまして、要配慮者利用施設の施設管理者に避難確保計画の策定が義務づけられております。これを受けまして、平成30年度には福岡県の介護保険課が要配慮者利用施設の管理者を集めて説明会を行われておりまして、避難確保計画を策定するよう周知、指導をしてあります。

本市でも、例えば、子育て支援課が市内の保育園の指導監査を行う際には避難確保計画の策定と提出を指導しているところでございます。策定した計画書の写しは施設所在地の市町村の防災担当課へ、うちでいえば総務課のほうへ提出することとされておりますので、これまでに6施設から総務課のほうへ提出されているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

次に、避難行動要支援者名簿というのはほぼできているということ、これが12月議会でも答弁で答えられましたけれども、さらに、その名簿を活用して、誰が支援し、どこへ避難するかを決めていく個別避難計画はできているでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

今、市に避難行動要支援者として登録されている人の個別計画策定率は25.5%、約4分の1でございます。この数値は過去からの積み上げと、昨年、民生・児童委員の皆様に変更して独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を調査してもらった数を基にしたものでございます。

私たち防災担当職員が校区の避難訓練に行ったりしますと、それぞれの地域では既に自主防災会などで独自に調査して協力員を決めてあると、実質的な個別計画が策定されているところもございますが、個別計画の策定は、やはり自主防災会のほうで取り組んでいただくほうが最適でありますので、いろんな機会を捉えて働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

12月議会の防災関係についての一般質問で私が受けた印象は、やはり柳川市における防災に関するソフト面がまだまだ不十分じゃないかというふうに思っておりますので、行政のほうもぜひ積極的にソフト面、例えば、このような避難に関して支援が必要な方の個別計画の策定に向けて取り組んでもらいたいと思います。

もう一点、各家庭ごとのタイムラインの作成について質問します。

この冬の異常な暖冬は、今年の夏以降の豪雨、台風による深刻な被害が懸念されます。ハード面での治水対策をはじめ、ソフト面での防災対策の確立、強化が急がれますけれども、先ほども申しましたように、柳川市における防災対策について、自主防災組織などのソフト面での対策が不十分ではないかという不安があります。

そこで、各家庭、個人の防災意識向上のためにもマイタイムライン作成を呼びかけてはど

うでしょうか。マイタイムラインとは、水害に備えて前もって自分の取るべき行動を整理し、時間軸にまとめた住民一人一人のオリジナルの避難行動計画です。住んでいる地域や家族構成に応じて、いつ、何を準備して、どのタイミングで、どこに逃げるかが明確となり、いざというときに慌てずに行動することができます。

そのようなマイタイムライン作成を全市民に呼びかけてはどうでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

新谷議員がマイタイムラインの作成を呼びかけてはどうかということで、今マイタイムラインについては御紹介がありましたので、省略しますが、議員のおっしゃるとおり、マイタイムラインを家族で作成するということになりますと、その場で家族で避難に必要なことを話し合うという場面ができて、そういう避難に必要な知識も、避難所はどこか、どんなふうになるか、いつ逃げるかということを経験軸で家族で話し合っているといい機会になります。

適切な避難行動を事前に整理するということが非常に効果があるかと思っておりますので、市民全体に呼びかけるなり、例えば、自主防災の取組の中で一つそういうのを模擬でつくるようなグループ討議をする、家族で集まって話す場面の訓練をするというようなことで非常に有効だと思いますので、マイタイムライン作成については推奨していきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

柳川市はハザードマップ等の作成はできておりますけれども、それをいかに生かすかという面でも、このマイタイムラインの作成を呼びかけるということは今年の夏の災害に向けての一つの準備として必要じゃないかと思っておりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 1 分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、9 番近藤末治議員の発言を許します。

9 番（近藤末治君）（登壇）

皆さんこんにちは。9 番、自民党柳誠クラブの近藤です。ただいま議長からの発言許可を

得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今、日本では新型コロナウイルス感染症によりまして、各種イベントの中止や海外からの観光客も激減し、大変な事態となっております。柳川市におきましても例外なく観光客の減少は否めず、大変厳しい状況ではないかと思えます。また、本日から柳川市立の小・中学校が春休みまで臨時休業となりました。保護者の方々もその対応に大変ではないかと思っております。一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息し、日常の生活に戻ることを願うものであります。

それでは1点目、水道事業について、(1)老朽配水管の布設替え計画、(2)水道使用料の滞納と対策について、2点目、道路整備について、(1)都市計画道路矢加部柳河線について、(2)三橋町枝光交差点改良と昭代地区への道路計画は、(3)有明海沿岸道路の4車線化に向けてについて、3点目、収納対策について、以上の3項目につきまして壇上から質問いたしまして、あとは自席から行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

9番(近藤末治君)続

それでは1点目、水道事業について御質問をいたします。

水は私たちの日常生活におきまして欠かすことのできないものであります。特に、上水道は安全で安心して暮らすために供給すべきものと思っております。

そこで、まず最初に、現在、市内全域にどれだけの配水管が網羅されていますか。よかったら配水管の管径ごとにお答えいただければと思います。

水道課長(田中安幸君)

近藤議員の御質問にお答えします。

本市の配水管の総延長は平成30年度末で445.1キロメートルとなっております。

管の口径ごとの延長は、50ミリが54.6キロ、75ミリが142キロ、100ミリが124.7キロ、150ミリが67.8キロ、200ミリが25.5キロ、250ミリが4キロ、300ミリが18.5キロ、350ミリが2キロ、400ミリが2キロ、450ミリが1キロ、500ミリが3キロ、合計で445.1キロメートルであります。

以上です。

9番(近藤末治君)

ありがとうございました。今、合計で445.1キロということでございますけれども、この配水管にもいろいろ種類があると思えます。

そこで、その種類ごとに、その耐用年数といいますが、何年したら配管替えをやらなくてはいけないという基準がありますならお願いします。

水道課長(田中安幸君)

配水管の種類について申し上げます。

以前は昭和20年代に布設された石綿管という強度が弱く漏水の発生が多かった管がありま

したが、その管を重点的に布設替えを行った結果、なくなり、現在では硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管、ダクティル鑄鉄管、鋼管などがあります。

これらの管全て法定耐用年数は40年となっておりますが、本市の考え方では60年以上の耐用年数はあると考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

柳川市では60年間の耐用年数ということで考えている。

今、もし地震とかあれば大変と思うんですけども、その中に耐震管の配水管はありますか。

水道課長（田中安幸君）

本市の配水管のうち、総延長に占める耐震管の割合は平成30年度末で83.3キロ、全体の18.7%となっております。

また、現在、配水管を布設する場合は、主体的にダクティル鑄鉄管、ポリエチレン管のような耐震管を使用しておりまして、計画的に布設替え工事を行っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。今、答弁ですと、総延長の18.7%ぐらいが耐震管だということですね。ただ、現在布設する場合は使っていると、耐震管で対応しているということですね。

先日、私がたまたまテレビを見ておりましたところ、NHKのほうで報道がなされました。本年1月でしたかね、和歌山市内で老朽管からの漏水の発生でかなりの世帯が断水しないといけないというような状況だったと。ただ、掘削して調べてみたところ、幸いにして小さいほうの管だったから大事に至らなかったということでございます。

水道管はやっぱり地中に埋まっている関係で、老朽化を目視することができないと思うんですね。ただ、先ほど申し上げましたように、水道というのは生活上欠かすことのできないものでございますので、これが止まりでもしたら大変なことになるわけですが、現在、老朽管の対策としてどのように対応をされておりますか。

水道課長（田中安幸君）

現在の対応の状況を申し上げますと、市内にある配水管のうち、布設後60年以上経過した管や布設後40年以上経過した漏水が多い管について重点的に布設替え工事を行っているとともに、40年以上経過した管が多い地区については、毎年度ではありませんけれども、漏水調査を専門業者へ委託し、漏水の早期発見に努めているところであります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。布設替えといいましても、やっぱりなかなか費用がかかるから、

計画的にしていかななくてはいけないと思うんですが、ところで、今回、令和2年4月から小石原川ダムからの水道水の受水、これをするようになるんでしょう。

そこで、今現在、水道企業団から受水をしている状況についてお答えください。

水道課長（田中安幸君）

お答えします。

福岡県南広域水道企業団からの受水量についてお答えします。

本市の現在の基本水量は1日最大2万4,200立方メートルとなっております、平成30年度実績で年間の1日当たり平均の受水量は1万5,985立方メートル、本市の1日平均配水量は1万9,198立方メートルとなっておりますので、その差3,213立方メートルは自己水源の地下水を活用しております。

また、1日最大配水量では、平成30年度の1月30日に2万7,846立方メートルを記録し、そのときの水源の内訳は企業団からの受水量が2万1,109立方メートル、自己水源6,737立方メートルとなっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

それでは、福岡県南広域水道企業団、荒木のあるところからは1日2万4,200トンを取っている。ところが、今現在は平均で1万5,985トン取っているということですね。そして、1日の平均配水量は1万9,198トン、いわゆるこの差については自己水源、村矢加部と磯島ですか、その地下水で賄っているということですよ。

そしたら、この水道企業団に支払っている受水費、これは2万4,200トンに対してなのか、1万5,985トンに対してなのか、どちらのほうでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

お答えします。

企業団に支払っている受水費は、2部料金制といたしまして、まず、2万4,200立方メートルに対して75%を掛けたものに決まった単価を掛けたものが基本料金となっております。それに、今度は受水した実際の数量にまた料金を掛けたものがあります。その基本料金と実受水料を足したものが受水費の合計でございます、平成30年度決算では企業団へ支払った受水費は472,250千円余りとなっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

受水費が今472,250千円、これはあんまり分かりづらいんですが、取っている水量は2万4,200トンですけども、取っているのは1万5,000トン。ところが、これは簡単にその1万5,000トンに掛けるということじゃないんですね。

そしたら、私は今の受水量で足りていると思うんですが、また今度は小石原川ダムから取

るんでしょう。これは受水量は計画的なのか、それとも、絶対取らないかんのが何トンで
しょうか。

水道課長（田中安幸君）

小石原川ダムから受水量は後ほど答弁させていただきますけれども、本市の受水量が今で
も足りているかどうかということをもまずお答えします。

通常は、特に4月から10月の期間の1日当たりの平均配水量は1万9,000立方メートル前
後でございますので、今までの受水量で足りている状況でございますけれども、11月から3
月までの期間については、ノリの生産に伴う配水量の増加により1日最大配水量を記録する
状況から、この時期には基本水量2万4,200立方メートルに受水量が近づきますので、仮に
ですけれども、自己水源の地下水に不具合などが生じた場合は足りなくなるおそれがあると
考えております。

今回の小石原川ダムの供用開始に伴う本市の福岡県南広域水道企業団からの基本水量は、
3,590立方メートル増加の2万7,790立方メートルとなっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

そしたら、新たに小石原川ダムからは3,590トンを取るということですね。

そうすると、今、矢加部と磯島から取っているけれども、それもやっぱり今までどおり使
わないと、ノリ時期、そういうちょっと危ないときには必要だということですかね。ちょっ
とお願いします。

水道課長（田中安幸君）

小石原川ダムに伴う基本水量の増加によって、今後の本市の持っている自己水源5か所の
地下水取水井戸の取扱いについてお答えします。

村矢加部1号井と2号井の2か所は、現在も4月から10月までの期間は休止しております
が、今後は一年を通して休止し、非常時などに活用する予備水源に切り替え、いつでも使用
可能なように水質管理のための取水に切り替える予定としております。

また、磯島からの配水のための磯島1号井、高島3号井、高島4号井の3か所の取水井は
今までの取水量の7割程度の取水に減量し、配水する予定としております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、新たに小石原川ダムから3,590トン取水すると。これに対して年間の受水費と
いいですか、これは増になると思いますが、幾らぐらいでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

小石原川ダムに伴う基本水量増加による受水費の増加は、年間約60,000千円程度と見込ん

であります

以上です。

9 番（近藤末治君）

年間60,000千円ぐらいの受水費が増えるということですね。そしたら、当然その対応とい
いますか、水道料で賄うのか、そこら辺ですね。令和2年度からでもなるのか、そこら辺の
お考えはどうですかね。

水道課長（田中安幸君）

水道料金に跳ね返るのかという御質問でございますけれども、その前に本市の水道料金の
改正についてまずお話しさせていただきます。

本市の水道料金の改正は、旧柳川市において昭和57年に料金値上げ改正され、その後平
成17年の1市2町合併時に旧柳川市の水道料金に統一されており、合併後は現在まで値上げ
は実施しておりませんので、旧柳川市での改正からすると約38年間は料金値上げをしていな
い状況でございます。また、現在の本市の水道料金は福岡県南の8市の中でも2番目に安い
料金となっております、本市の水道は近隣に比べて低廉であると考えております。

今回、小石原川ダムに伴う基本水量の増加は、合併前の1市2町がそれぞれの実情に応じ
まして、ダム建設計画時での水道企業団への要望水量に基づいております。ただ、現在は合
併し、1つの柳川市水道事業となっておりますので、現在の状況や将来の見込み等を考え、
自己水源の状況や災害時の非常時での水源確保等を検討し、当初要望水量の減量を企業団と
協議した結果、決定したものであります。

今回の基本水量増加は将来的には水道料金に跳ね返ることになると思っておりますけれど
も、水道の安定供給に必要であると考えております。

以上です。

9 番（近藤末治君）

ありがとうございます。将来的ということで、すぐに、近々に水道料の値上げというのは
担当課としては考えていないということですね。

そういうことで、2項目めの質問になるんですけども、いわゆる60,000千円ぐらい増え
てくるという中に、水道料の滞納と対策についてということで質問をさせていただきますけ
れども、平成28年度から平成30年度まで、この過去3年間での滞納状況を教えてください。

水道課長（田中安幸君）

滞納状況というところでありまして、収納状況が分かりやすいと思っておりますので、過
去3年間の収納状況についてお答えします。

なお、水道事業会計は毎年度3月31日をもって決算とする関係上、3月分の水道料金は翌
月以降に納入されるため決算には反映されませんので、一般会計と同様に5月31日時点での
現年度分の収納率並びに過年度分収納率をお答えします。

平成28年度は現年度分収納率97.8%、過年度分収納率57.7%、平成29年度、現年度分収納率98.0%、過年度分収納率63.2%、平成30年度、現年度分収納率98.0%、過年度分収納率65.4%となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。パーセントでいえば98%ぐらいと、滞納が2%ぐらいと、そういうことですが、その中で金額的に一番滞納の多い方、上位3名ぐらいでもいいですが、お願いします。

水道課長（田中安幸君）

平成28年度から平成30年度の各年度の高額滞納者の上位3名の滞納額を申し上げます。

過年度分でございますけれども、平成28年度の1番が1,167,810円、2番が989,490円、3番が789,600円、平成29年度の1番が818,010円、2番が639,040円、3番が461,370円、平成30年度の1番が1,215,950円、2番が538,590円、3番が549,620円となっております。

これらの方々には分割納入の約束と実行並びに定期的な訪問徴収の実施及び催告書の発送などを行っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

今、一番多い方で1,000千円超してあるという方がいらっしゃる。普通、何でも使用したりしたら使用料を払うというのが義務、当然だと私は思うんですけども、その理由と伺いますか、滞納に至った理由はいろいろあると思いますけれども、どのような理由なのか、多いほうからお願いしたいと思います。

水道課長（田中安幸君）

滞納の理由としましては、一番多いのが生活困窮、2番目が病気、3番目が仕事や事業の不振などがございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

滞納者の中では、今お答えになりました生活困窮とか病気ということのようですが、これは私債権ということで不納欠損として落としますよね。そういうことで、先ほどお尋ねした平成28年度から平成30年度、この1,000千円とかずっといらっしやっただけでも、不納欠損で落とした金額を教えてください。

水道課長（田中安幸君）

本市は、水道料金発生後5年経過し納入がなかったものを水道事業会計決算上の処理として不納欠損処理を行っております。

その大きな理由は、生活困窮、死亡や病気、行方不明などのために料金納入ができなかつ

たものでございます。その金額は、平成28年度は9,996,328円、平成29年度10,366,400円、平成30年度は9,424,420円となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

不納欠損でも10,000千円近く取れなかったということで落としてある。会計処理上、5年経過すると落としているということですね。

そしたら、その中に同じ人は何人いらっしゃいますか。例えば、平成28年度で落とした、次、平成29年度で落としたという人は何人いらっしゃいますか。同じ方がいらっしゃるかどうかを。

水道課長（田中安幸君）

お答えします。

平成28年度から平成30年度までの3か年で、同じ人の分の不納欠損を行った人数は223人でございます。

以上です。（発言する者あり）

9番（近藤末治君）

私が言っているのはね、平成28年度を不納欠損で落としたでしょう。そしてまた、平成29年度で同じ人が落とされますかと聞いている。223人も同じ人をずっと落とすんですか。一番多い方が……（発言する者あり）

それは223人、同じ人がまた次も出てくるというのがあるということですね。私はそんなに思わなかったので、お尋ねしたんですけれどもね。

水道課長（田中安幸君）

ちょっとすみません、平成28年度は多分76人だったと思います。ちょっと3年分の……（「私が聞いているのは、平成28年度が七十何人やったろう。次の年もその方が出ますかということです」と呼ぶ者あり）出ます。

9番（近藤末治君）

ちょっと私の質問が理解できんかったかもしれませんが、ということは、今おっしゃったように、例えば、平成28年度分を不納欠損で落とされたやないですかね。そしたら、また平成29年度に同じ方が出るというのがいらっしゃるということでしょう。

そしたら、滞納者の中にはどうしても払えない人とどうしても払わない人、これはいらっしゃると思うんですね。それで、私は後者について、後のほうについては毅然たることで対応されていると思いますけれども、今まで給水停止、これはしたことがありますか。

水道課長（田中安幸君）

給水停止は最終手段と考えており、水は生活する上で必要不可欠でありますので、慎重にしなければならないと考えております。

過去3年間の給水停止の実施状況は、平成28年度はゼロ件、平成29年度は3件、平成30年度5件行っております。

以上です。

9番（近藤未治君）

給水停止という厳しい措置も取られたということですが、停止された、そしたら、その後の対応はどんなだったのでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

お答えします。

平成29年度の3件は給水停止実施後に滞納金額の一部、または全額納入されましたので、解除しております。また、平成30年度の5件につきましても、1件は解除し、残りは停水中であります。停水中のところは生活の基盤を移されているのではないかと考えております。

以上です。

9番（近藤未治君）

給水停止したらお金を払われたという効果が出たということですね。

そしたら、今、滞納になっている人、今後どのような対応をされていきますか。

水道課長（田中安幸君）

今後の対応につきまして申し上げます。

今後の対応は、催告書の発送、電話による納付催告、訪問徴収、給水停止予告の実施、状況により給水停止の検討実施など、今後も収納率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

9番（近藤未治君）

しかしながら、これから小石原川ダムからの受水、60,000千円ぐらい増えるということでしょう。先ほど申し上げましたように、先々には水道料金の値上げもしないといけないと考えてあるということですね。それで、ぜひ負担の公平性を確保するためにも、さらなる努力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2点目、道路整備についてお尋ねをいたします。

まず最初に、都市計画道路の矢加部柳河線について御質問をいたします。

この道路については私は再三質問をしておるわけでございますけれども、昨年6月にもこの議会において質問いたしました。この道路は平成11年1月に都市計画道路として決定をされておるが、交通事情の変化等によって廃止することを含めて変更ができないかとお尋ねをいたしておりましたけれども、その後どのような動きをなされましたでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、柳川市内では福岡県において、都市計画道路を含め、数多くの道路整備に取り組んでいただいております。このため、まずは現在整備を進めていただいております県道久留米柳川線の有明海沿岸道路との交差点部から大木町境の下田橋区間までの早期完成と事業効果の発現に向けて、福岡県との協力体制を取って事業の進捗を図っております。

都市計画道路の変更につきましては、現在の事業の進捗状況及び交通量の推計を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

9番（近藤未治君）

昨年質問したときも同じような答弁でございましたけれども、有明海沿岸道路ができるまでは1つの県道久留米柳川線ということでした。それがこの有明海沿岸道路ができた関係で、1つの行政区が北側と南側ということに生活圏が二分されたような状況になっておるわけです。そして、今、課長の答弁で有明海沿岸道路から北側については、一般県道久留米柳川線で福岡県において事業を行っていただいておりますということでございます。

ただ、今現在、同じ行政区の中でも久留米柳川線で家屋等の物件補償とかが数件出てきております。事業の進捗がおかげさんで見えてきたわけでございますけれども、そこで、私が質問しておりますこの都市計画道路、有明海沿岸道路から南側、この矢加部柳河線の同じ行政区にいらっしゃる方が、うちのほうはどうなるやろうか、また、いつから始まるやろうかという不安と期待をされているところなんです。しかも、私は前回言いましたけれども、久留米柳川線、今改良されているのは13メートル、そして、この都市計画道路は17メートルと、同じ路線の中で食い違いも出るわけですね。

それで、これは先ほどの答弁のようなお答えしかならんと思うんですけれども、これは早く検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

早く検討をとということでございますが、変更にあたりましては、都市計画道路矢加部柳河線の道路幅員の変更が入ってくるかと思いますが、今後の交通量の推計や周辺都市計画道路への影響などを調査しまして、都市計画法に基づいて変更案の作成や都市計画審議会からの答申、福岡県の同意等の手続を進めることになっております。こういった作業を通して検討を進めていくことになります。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。北側は県の事業で鋭意進めていただいております。南側につきましても、今言いました都市計画道路につきましても、めどがつくように、いろんな何かの事業で取り組めないかということで頑張りたいと思います。

次に、三橋町の枝光交差点改良と昭代地区への道路計画はということで質問をいたします。

この件につきましても、平成30年12月議会で私の質問に、当時、建設部長が答弁されております。本年5月に国土交通省福岡国道事務所へ交差点改良の要望を行い、現在は交差点の整備計画図を作成し、今年度から来年度にかけて路線測量と詳細設計を行い、その後、詳細設計が確定したら地元説明会を開く予定と、こういう御答弁をいただいておりますけれども、これは言い換えれば平成30年度から令和元年度、この2年になると思うんですけれども、その後の経過についてお願いいたします。

建設部長（松永泰治君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度から令和元年度までの国道208号線の三橋町枝光交差点改良の事業経過につきましては、平成30年度に路線測量と交差点の詳細設計を行っており、今年度につきましては、警察との交差点協議が終了しましたので、先週の2月25日と27日に地元説明会を開催し、行政区長、地権者の方への説明を行いました。関係者の御理解をいただいたところでございます。

令和2年度につきましては、道路に必要な用地の幅を示す幅ぐい設置や用地測量を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。そしたら、今、交差点改良については地元説明会を2回したと。令和2年度には幅ぐいを設置してから用地測量をするということですね。

そしたら、今回、市道認定、変更認定されておりますけれども、高橋中牟田線で130メートルぐらいですかね、変更認定されておるでしょう。この分については交差点改良の中で対応されますかね。

建設部長（松永泰治君）

議員おっしゃってある130メートル区間につきまして今議会に市道認定を上程しておりますけれども、この130メートルの区間につきましては、交差点部の一部を国、それと、残りの部分につきましては県のほうで工事を実施していただくように協議を進めているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

それでは、交差点改良については、先ほど御答弁があったように、福岡国道事務所の協力によって一応めどがついたというようなことでございますけれども、そしたら、この昭代まで、これは西浜武までですけれども、都市計画マスタープランの中でも外環状線ということで位置づけをされております。

そんな中に、道路事業というのは、国、県、そして関係機関、また、地元地権者からの同意が必ず必要となるわけです。これはかなりの時間を要すると思いますけれども、先手、先手といいますか、そのようなことで進めてほしいんですけれども、この道路が国道208号にタッチいたしまして有明海沿岸道路まで接続をすると、昭代地区の発展もかなり見込めるものと私は思っておりますが、この昭代についての延伸はいかがでしょうか。

建設部長（松永泰治君）

この道路が整備されれば、広域的な都市間の交流促進の機能と佐賀空港や三池港などの重要交通拠点との連携機能を持つ重要な道路である有明海沿岸道路並びに南筑後における交通の主軸で、円滑な物質の流通や地域間交流の骨格となる国道208号とのアクセスが強化されるため、昭代地区の人や物の流れが活発になることが想定されます。

このため、議員おっしゃいますように、交通網の利便性の向上により、昭代地区の発展が見込まれますとともに、広域的な幹線道路とのアクセス強化により災害時の円滑な緊急輸送が可能となるなど、防災・減災面の機能向上も期待できると考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。いろいろ努力していただくことをお願いして、次に移ります。有明海沿岸道路の4車線化に向けてということでお尋ねをいたします。

昨年4月でしたかね、有明海沿岸道路出張所が国道事務所に昇格をして、筑後川大橋のケーブル定着式も終わりました。橋の姿もはっきり見えてきました。この有明海沿岸道路は当時の民主党政権時代には無駄な公共事業と言われましたけれども、国土交通省の直轄事業ということで、国において着々と進めていただいております。柳川市民はもちろん、大川市、みやま市、大牟田市の多くの皆さんが朝夕に大変喜ばれ、また利用されております。とともに、有明海沿岸道路地域の振興に大いに役立っていると私は思っているところでございます。

ところで、今回、筑後川大橋がつながって、今後、佐賀県側に延伸をされますと、ますます交通量が増えると、こう思っております。現在の交通量からどれくらいの交通量になるのか、お答えください。

都市計画課長（目野隆広君）

有明海沿岸道路の交通量につきましては、市内で一番交通量が多いのは大和南インターチェンジ付近でございます。供用開始後の平成21年11月時点で1日当たり約1万1,800台であったものが、4市が直結した後の平成29年11月時点では1日当たり約1万9,800台と約7割の大幅な増加となっております。

今後、大野島インターチェンジ、その先の佐賀県側まで延伸した場合、所要時間の短縮や安全性の向上などにより、さらなる交通量の増加が見込まれます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。供用開始の平成21年から4市が直結いたしました平成29年、これは1日当たり約2万台と7割近くの大規模な交通量増加になったということですね。これから佐賀県側に延伸をいたしますと、ますます交通量も増えると思います。

前回もお願いをいたしましたけれども、交通事故とかがちょっとありますと渋滞が考えられるわけでございます。4車線化に向けて国への要望、陳情、これは市長が今、福岡県道路協会の会長でもありますし、九州地区道路利用者会議の会長でもありますので、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

近藤議員の質問にお答えをいたします。

現在、有明海沿岸道路は福岡県内区間約28キロメートルのうち、三池港から大川東インターチェンジ間の約23.8キロメートルが開通いたしております。三池港から大川市へ向かう貨物取扱量の増大や九州佐賀国際空港までの所要時間短縮による利便性向上など、ストック効果が確かな姿として現れてきておるところでもございます。大牟田地域では1日2万台を超える利用区間があるなど、有明海沿岸道路沿線地域の一体的な活性化や経済浮揚につながる重要な道路と位置づけております。

そのため、有明海沿岸道路の早期全線開通が重要と考えておまして、片側1車線の場合、交通事故等による通行止めも考えられるため、片側2車線、4車線化も必要であるというふうに4市長とも考えておるところでございます。

そこで、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会では早期の4車線化に向けた国土交通省への要望をしておりますので、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。この有明海沿岸道路は本当に地域の振興に大事な道路でありますので、ぜひ会長といたしましてもよろしく陳情方お願いしておきます。

それでは、3点目に移ります。

3点目の収納対策について質問をいたしますけれども、納税は国民の義務である、これは承知のことです。しかしながら、現実には税の滞納があります。

そこで、平成28年度から平成30年度までの過去3年間の滞納状況について、主な税でいいですので、教えてください。

税務課長（山田秀太君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

過去3年分の滞納状況についてでございます。

平成28年度は滞納額が市民税で119,600千円、固定資産税で170,630千円、国民健康保険税

で428,460千円となっておりまして、市税の徴収率は98.72%、国民健康保険税の徴収率は94.93%となっております。

平成29年度は滞納額が市民税で113,120千円、固定資産税で152,550千円、国民健康保険税422,830千円、市税の徴収率が98.83%、国民健康保険税の徴収率が94.81%となっております。

平成30年度は滞納額が市民税で112,830千円、固定資産税で152,790千円、国民健康保険税で425,820千円となっておりまして、市税の徴収率が98.82%、国民健康保険税の徴収率が94.49%となっております。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。

今、主な税の滞納について御答弁いただきましたけれども、大体平成28年度で約8億円、平成29年度で7億円、そして、平成30年度でも7億円と、主なものでそういうふうな滞納状況でございますけれども、その滞納への対策ということで担当課はどのようなことをされておりますか。

税務課長（山田秀太君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

滞納対策につきましては、目立った納付がない滞納者につきましては、定期的に催告書を出す一方で、預貯金や生命保険、給料などの債権を中心とした徹底した財産調査を行っております。調査後に財産を発見した場合は、滞納者の生活状況などを考慮しながら、差押えなどの滞納処分を実施しておるところでございます。昨年度は500件を超える財産調査、165件、65,000千円の差押えを行ったところでございます。

また、新しい滞納者を増やさないためにも、現年度の滞納者宅への早期訪問徴収に取り組んでおりまして、昨年度は2,865件訪問して9,370千円を徴収したところでございます。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。税の場合は、今、滞納者に対して差押え等に対応されているとのことですが、ここで収納対策委員会についてお尋ねをしたいと思います。

この委員会は役所内に設置されているようですが、メンバー構成と目的についてお答えください。

税務課長（山田秀太君）

近藤議員の御質問にお答えします。

柳川市収納対策委員会は平成22年7月に設置しまして、副市長が委員長、市民部長が副委員長で、財政課、税務課、健康づくり課、人権・同和対策室、福祉課、生活支援課、子育て

支援課、建設課、下水道課、水路課、水道課の長の13人で構成して、事務局は税務課が受け持っております。

次に、この会の目的でございます。

本市の各種債権の収納率の向上と収納事務の効率化を図り、財政の健全化と負担の公平性を確保するために、滞納金の解消促進に関する調査研究を行うこととしておるところでございます。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。ただいまの御答弁の中で、設置要綱で滞納金の解消促進に関する調査及び研究ということでありませうけれども、それでは、その滞納対策会議、これは年に何回ぐらい開催されておりますか。

税務課長（山田秀太君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

この委員会の開催回数でございますけれども、近年は年に1回ずつ開催するとともに、年度によりましては委員会と別に収納対策に関する職員研修会を開催しているという状況でございます。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

税については、先ほどの答弁のごとく、差押えなどを行っている。ただ、使用料については、先ほど水道料金滞納でもお聞きしましたけれども、給水停止も3件か5件ぐらい、また、住宅使用料滞納についても、住宅管理条例がありますけれども、なかなか厳しい対応はできていないと思います。また、ほかにも使用料等の滞納は各課あると思います。

そこで、その収納対策委員会は、そのような滞納金を減らすべく、その効力を発揮すべきではないかと私は思うんです。会議で、ただ各課が自分の課の滞納は幾ら、不納欠損で幾ら落としましたと、こういうことではなくて、税金はもちろん、使用料も市の債権ですから、柳川市の貴重な財源であるわけです。委員会がこの設置要綱にあるようなことで一緒になって滞納対策について取り組むべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

副市長（酒見勇次君）

収納対策委員会の委員長を務めております私から近藤議員の御質問にお答えいたします。

収納対策委員会は、先ほど税務課長が答弁しましたとおり、市の各種債権の収納率の向上を図り、財政の健全化と市民負担の公平性の確保を目的としております。

私自身も、議員御指摘のとおり、市役所全体での滞納対策の取組は重要であると考えております。

市が扱う債権は目的や発生原因によってそれぞれの担当課で債権管理を行っておりますが、

全てが税金のように国税徴収法の適用を受け、市が強制的に徴収できる債権ではございません。水道料金のように国税徴収法の適用がなく、債権の滞納処分を行う場合に裁判所での手続を取らなければならないものもあります。そこで、この収納委員会では各種債権の性質や回収状況を庁内で共有するとともに、外部の専門家の助言も仰ぎながら、担当課同士で連携をして効果的な徴収方法等について協議を行っているところでございます。

滞納者が納めることへの誠意があるのかをしっかりと見極め、また、生活の実情を十分に把握しながら、厳しい対応も必要であると考えております。大多数のきちんと納めていらっしゃる方々との公平性を保つためにも、私も含めて委員一人一人が債権回収を進めるとの強い自覚を持ち、収納対策委員会を通じてさらなる収納率向上にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

いずれにしても、先ほど申し上げたように、払えない人、払わない人ですね、ですから、後者については、やっぱり収納対策委員会が一生懸命各課の事情を聞いて、どのような対応をするのか、委員会の中で十分協議をしていただいて、先ほど1回ぐらいしかしていないということですけどね、やっぱりそれぞれの担当課によっていろんな問題があると思うんですよ。それで、しっかり頑張っていただきたいと思います。払えない人には事情も聞きながら相談していくとか、また、先ほど言われましたように、払わない人には厳しい対応を取っていくとかいうことで、市全体の使用料について収納対策委員会が担っているんだということを自覚していただいて、委員の皆さんが今後取り組んでいただければと私は思います。

最後になりますけれども、市長がこの件について対策委員会の充実というか、そういうお考えがあったらお願いします。

市長（金子健次君）

答弁させていただきます。

近藤議員から質問通告がありまして、いろいろな形で各課との打合せをして、こんなに滞納があって、こんなに時効で落としているのかとびっくりしたんですけれども、やっぱり今、税務課長とか副市長が答弁しましたけれども、まだまだ手ぬるいところがあって、それは私の責任でもあるわけですけれども、年に1回とか、それも報告みたいなことで、これはやっぱり毎月せんといかんぐらいの気持ちを持って令和2年度を対応していかないと、これは額的にも減らないし、今言われるように、本当に困っている人、できない人はしょうがないと思うんですけれども、持って納めない悪質な滞納者がいらっしゃいますので、そういうことについても、国税徴収法の適用を受けない住宅、また、水道料金についてもきちんとした形で弁護士とも打合せをして、対策をどういうふうにするべきか、そしてまた、そういう面で滞納が少ない市町村を視察して、どういうことを気をつければできるんだと、徴収率がアップ

してくるんだと、そういうことを本腰になってやっていきます。

以上、終わります。

9番（近藤未治君）

市長がおっしゃったように、滞納を幾らかでも少なくして、最終的な不納欠損というのがなくなるように今後頑張っていただくことをお願いして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして近藤未治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時9分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

今回は大きく3つ質問をいたします。1点目に、柳川駅前掘割引込み事業について、2点目に、柳川市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて本市の対応について、3点目に、地域猫活動についてであります。

質問は自席で行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

柳川駅前の掘割引込み事業についてお伺いをいたします。

すいきょうやながわ
水郷柳河掘割地区都市再生整備計画、この事業を行うことにより柳川の価値を上げて、付加価値をさらにつけることで、質の高いサービスを長期的に提供できる体制が出来上がるものと思っております。今回整備した環境を持続可能にするための方策も、この計画の中に盛り込んで事業を進めていくべきだとも考えております。

また、このほど国交省の方針で歩行者中心の町なか整備事業に対し、予算、そして税制面で支援する方針が示されました。また、歩道の活用についても、にぎわいを創出できるよう規制が緩和される制度が新設されるようでございます。

今回の事業で柳川の価値も上がり、にぎわいも持続可能となるというふうに私は理解をしておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

すいきょうやながわ

水郷柳河掘割地区都市再生整備計画事業では、道路や掘割などの施設整備によりまして、柳川らしさや利便性を向上させるとともに、市民の皆さんに積極的に公共の空間を活用していただき、にぎわいづくりにつながるような取組も実施するようにしております。また、こうした取組が継続できるようフォローも行っていくなど、柳川ブランドとしての価値の向上やにぎわいづくりの持続性も考慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

今後も持続可能になるように支援をしていくとおっしゃっていただきましたので、よろしく願いをいたします。

今回の整備によって、交通の玄関口であった柳川駅前、これに加えて、本格的に観光の玄関口になるのではないかなというふうに思っております。この掘割引込みによって、駅前につくられる掘割の風景が柳川観光の一丁目一番地であるというふうに思っております。だからこそ、ここにどれだけの価値をつくり出していくことができるのかというのが最も重要ではないかというふうに思っております。

そこで、お伺いをいたします。

柳川駅前の川下り、どのくらいの価値がなければいけないか、どのくらいの料金設定をされてあるのか、お伺いをいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

川下りについては柳川の最も重要な観光資源でございます。今回、西鉄駅前の整備が計画され、今後の川下りについてもしっかりと検討していかなければならないというふうに思っています。

そこで、昨年10月から観光協会と共に川下り代表者会議を毎月開催いたしております。その協議の中で川下りの料金についても議題として上がっておりまして、前向きな議論を進めているところでございます。

金額設定についての御質問でございますが、今回の事業整備後、駅を降りてすぐに川下りができるという場所は、全国に類のない大変価値のある場所だと考えております。今後、川下り代表者会議において、料金設定につきましても、駅前乗船場の活用の在り方と併せまして十分に議論をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

十分に協議、検討していかれるということでもありますけれども、やはり私は行政サイドとしてどれだけプライド、どれだけ高い目標値を持ってやっていくかということが大事じゃないかなというふうに思います。これは多額の税金を投入しておりますし、柳川の一等地の地

形を変えて掘割を引き込んでいる事業であります。だからこそ、この場所の価値、ここには本当にこだわっていただきたいなというふうに思っております。そうしなければ、その後が続いていく全てのものにこれは大きく影響が出てくるのではないかというふうに思っておりますので、この価値には本当にこだわっていただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

前回までの議論の中で、めり張りの利いた観光、そして、公共交通の充実、そういうものを提案しておりました。今回の計画地区、これがまさにこれに当たるというふうに思っておりますが、今回の事業には各拠点との連携というものが示されております。また、水上デッキ2基を整備することになっております。これを聞きますと、駅前、そして川下りコース、ここに売店、レストラン、屋台、タクシー、こういったサービス、そういう機能があるのかなというふうに私は連想をしたんですけれども、そういう機能を持たせていこうという構想はあるのでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

平成30年12月議会におきまして、菊次議員から一年間を通した観光資源の発掘が必要ではないか、また、季節に左右されない通年型の観光資源を発掘し、一年通しての人の流れをつくっていくべきじゃないかという御提言をいただきました。

柳川には川下り以外にも、春の中山の大藤、また、沖端水天宮祭、夏は両開のヒマワリ、中島祇園など、四季折々の自然、また、イベントを楽しむことができるほか、3年間をかけて整備を行ってきましたむつごろうランドにも、これまでのムツかけ、くもで網漁に加え、農産物の収穫体験、バーベキュー、キャンプなどができる体験型の施設として来年度にランドオープンいたします。柳川では、マイカーや観光バスをはじめ、車で観光に来られる方が多くいらっしゃいますので、次の観光地までストレスなく行っていただけるよう案内機能の充実なども図っていきたいと考えているところでございます。

また、今回の駅前整備事業のほか、議員おっしゃいますように、新しい柳川市民文化会館と沖端の船着場にデッキを整備することにしております。西鉄電車で観光に来られる方に対しまして、川下りはもちろん、駅前が親水空間として整備されますので、議員おっしゃいますように、駅前周辺はレストランやカフェ、そして、夜は屋台など、様々な事業が展開できる可能性があるというふうに思っております。

なお、水上タクシーにつきましても、以前、実証実験を行った経緯もございます。それらを参考にしながら、公共交通の一部としての活用も含めまして、研究を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

様々な構想があるということで、水上タクシーのことも実証実験を行っていただいた経緯もあるということで、それが早期に実現をしていくように願っております。

やはりこの事業を進めていくことで、新しい商売、そして、新しい雇用が生まれてくることで初めて、この柳川の掘割を引き込んだ意味があるんじゃないかなと私は思っておりますので、そういった新しい産業、新しい雇用、これが生まれてくるような取組、そして、持続できるような形で進めていただきたいなというふうに思っております。

では、駅前の道路整備について質問をいたします。

今回の整備においても、樹木、この植栽はするのでしょうか。この樹木の管理には市民の皆さん方から大変私は苦情をよく受けていたんですけれども、今回の整備はどのようになさるのでしょうか。よろしく願います。

都市計画課長（目野隆広君）

柳川駅前の道路整備における植栽につきましては、現在も街路樹が植えられております。駅周辺の緑化による景観づくりが行われておりますので、引き続き植栽による緑豊かな景観づくりを行ってまいります。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

今回の事業でも植栽を行って、緑豊かな空間にしていくという御答弁でありました。大事なことは、整備したものを今後しっかりと管理していくことができるのかというのが問われているんじゃないかなというふうに思います。また、現在課題でありますロータリーのところの車の混雑の解消と、先ほども土地の空間の活用というふうに言われましたけれども、これによる駅前のにぎわいの創出を両立させていかなければなりません。

また、計画区域内のまち歩きを促進していくためには、歩行者目線に立って物事を考えていくことが大事になります。めり張りの利いたこの整備というのも重要であります。

どうということかと申しますと、特に、国県道はインターロッキングですね、歩道を舗装されているところが多くありますが、段差がありますので、高齢者やベビーカーを押す方、そして車椅子、そういった皆さん方には歩きにくいように感じます。そして、補修工事を行うにしても多額の費用を必要といたします。景観とこの雰囲気づくり、ここに配慮をしなければならぬところと実用性、これが重要視される、されなければならぬ場所、これはめり張りを利かせて、今後の整備と維持管理を行っていくことが必要ではないかというように思っております。

では、計画地域で行われます今回行われる事業と現在までに整備されたものですね、これらの維持管理をどのような手法で行っていくのか、そして、その財源はどうか、お伺いいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

現在までに公共事業として整備してきました駅前広場や道路等の施設につきましては、市で維持管理を行っております。また、今回の計画区域内において公共事業として整備予定の道路等の施設につきましても市で維持管理を行う予定としております。こうした維持管理を行うための財源につきましては、現時点では一般財源で考えておりますが、道路の維持管理につきましては、国の支援制度の起債事業や補助メニューを活用して、できるだけ市の負担を軽減できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

一般財源と起債と補助メニューということでした。

前回は申し上げましたけれども、船会社の皆さん方の協力を得て、今後の維持管理の財源として、川下り観光客に観光税、目的税ですね、これを支払っていただくシステムをつくっていくべきではないかというふうに考えております。

今現在、新しい組織づくりを船会社の皆様方がされております。この検討をされている時期を逃しては、これは実現できないのではないかというふうに思っております。観光税についてのお考えをお伺いいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、掘割は柳川市にとりまして貴重な財産でございます。また、観光川下りは最も重要な観光資源でございます。これからも多くの皆様方に楽しんでいただかなければなりません。そのためには、今後の掘割の清掃などの維持管理についてもしっかりと考えていかなければならないというふうに思っています。

現在、先ほど申し上げました川下り代表者会議を開催しております。その会議におきましても、川下りコースの清掃等の維持管理につきまして議題となっております。様々な観点から今後研究してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

7番（菊次太丸君）

一般財源に頼り過ぎることは、市民の理解を得ることがなかなか難しい面もあるのではないかなというふうに思っております。実際に地域要望で上がっている道路、水路、こういったインフラ整備、これを何年も待っていただいているという現状があるわけです。それでも今回整備をする箇所、これまで整備をしてきた箇所、ここは完璧に維持管理、これをしなくては、来ていただくお客様の満足を得てリピーターになっていただくことにならないわけでありまして、一般財源に頼り切ってしまう観光であるなら、観光拠点となっているところはよくなっているけれども、自分たちが住んでいる地域は全くよくなっていかないと、こういうお声も上がってくるのではないかなというふうに思っております。この維持管理を適正に

行っていくための財源である観光税、再度考えていただきたいと思います。

では、今後の目標について質問をいたします。

直近のデータによると、柳川観光に訪れる方の約3割の方が川下り観光をされており、以前、入込み客数の目標を150万人ということで示されておりました。そして、その後、その目標達成の前に方向転換、質から量への転換をされたように感じております。私も質を高めて満足度が上がって客単価が上がるような取組が前提であって、その次に150万人という数字が上がってくるのが当然だったんだろうなというふうに思っております。

この事業が完了する令和6年度以降の目標はどのようになっていますでしょうか。入込み客数、そして、個人消費額をお伺いいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

令和元年度を初年度といたしました第2次柳川市観光振興計画においては、2028年、令和10年度ですけれども、目標を掲げまして、観光入込み客数を165万人、観光消費額を90億円、1人当たりの観光消費額5,500円を目標として掲げております。議員御指摘の量から質への転換は、この計画の大きな柱となっているところでございます。

第2次柳川市観光振興計画の基本理念であります「市民みんなでつくる交流力」をテーマに、本市の将来の観光の在り方を見据え、観光受付窓口のワンストップサービスや受皿の充実、接客などのスキルアップを含め、商工業はもちろん、農業、漁業、その他各種団体と連携した柳川観光プラットフォームの確立を目指して今年度から準備を進めているところでございます。これは観光を活用して異業種の方々と連携し、様々な商品開発を行うなど、観光産業の確立を目指すものであり、観光消費額を増やしていくことに重点を置いていきたいというふうに考えているところでございます。

また、今回の駅前整備事業を機会に、これまで以上に大都市圏への積極的なプロモーションを行うとともに、柳川に訪れていただいた方にまた柳川に来たいと思っていただけるようなりピーターが増えていくよう、満足度向上に向けた受皿づくりも強化していきたいと考えているところでございます。

第2次観光振興計画においては、短期、中期、長期でPDCAサイクルによる検証を行いまして、日本人観光客はもちろん、インバウンドを含めた観光情勢の変化に対応していきたいというふうに考えております。

議員おっしゃいますように、これからの事業進捗や事業の検証を行い、目標値の設定を行っていききたいと考えております。

なお、令和6年度以降の目標につきましても、西鉄のにぎわい交流施設の事業構想などの詳細が明らかになった時点で、また、観光振興計画の短期、中期の見直しとともに、目標値を掲げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

入込み客数165万人、そして、消費額5,500円と設定をしていただきました。今後は立花宗茂・闇千代、そして、中国映画の「柳川」、こういったところに期待をされるわけですが、やはり受入れ体制をどうやって整えていくのかというのが今後最重要課題ではないかなというふうに思っております。そして、先ほども申し上げましたけれども、持続可能な適切な管理、これができるこそ、私はブランドだというふうに思っております。その財源となるのは、先ほど申し上げました観光税であります。今後、柳川観光が自立していけるように、どうかよろしく願いをいたします。

そして、先ほど部長のほうから観光産業の確立ということをおっしゃっていただきました。これはやはり私は自立ということと似ているというか、そういうことにつながっていくのではないかなというふうな感じで受け止めたので、自立していけるように、どうかよろしく願いをいたします。

では、次の質問をいたします。

柳川市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けての本市の対応について質問させていただきます。

みやま市と共同で行う新ごみ焼却施設の建設負担金の削減と、一般廃棄物処理に係る全体の経費削減についても考えていかなければならないというふうに思っております。

そこで、お伺いいたします。

現在、クリーンセンターに持ち込まれている可燃ごみの種類とその割合をお伺いいたします。

そして、今回のごみ減量大作戦ではどのくらい削減されようとしているのか、そのごみの種類別にお伺いをいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

現在、クリーンセンターに持ち込まれている可燃ごみのうち、約半数が紙、布類で、約17%が廃プラなどです。この2種類の合計約70%のごみをできるだけ多く資源物として分別していただきたいと思いますと考えております。中には汚れていたり不純物が混ざっていたりして資源物にならないものもありますが、可燃ごみの削減目標であります10%削減達成のため、分別することが大切であると考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ごみ別に削減の目標を聞いたかったんですけど、その数字は出ていないということですね。分かりました。

では、今回、審議会より答申がありましたごみ袋の価格の改定、この値上げと値下げ、これについての考えをお伺いいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

柳川市廃棄物減量等推進審議会での意見には、ごみを分別するのが可燃ごみの減量につながることは理解できるが、分別が面倒でついつい可燃ごみに捨ててしまうという意見や、分ける作業が面倒でメリットがないというものがありました。そこで、資源物を分別し、可燃ごみを減らすことが得をするシステムとして、可燃ごみ袋の値上げと資源ごみ袋の値下げをセットで行うことが有効であると答申をされました。可燃ごみの袋は値上げをするが、分別することで可燃ごみの量を減らし、家計の負担は変わらず、一方で、分別した資源ごみ袋を値下げすれば得になるということです。

市ではこの答申を尊重し、市議会の皆様の御意見を伺いながら、6月議会で価格改定の条例改正案の上程をと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

分かりました。

私は資源ごみの袋の価格を下げることで、その高低差ですね、それで高い袋より安い袋を使っていこうと。そして、高いほうというのは、これまでの売上高、前年度までですね、それまでに調整しようということだったのかなというふうに理解をします。

では、建設費負担金の削減目標を達成した暁にはどんな行政サービスが充実するのでしょうか。そういったものを具体的にお示しいただくことは可能でしょうか。もしお示しいただけたら、今以上に皆さん方に興味を持っていただけたらと思います。どうでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

現時点では削減分の費用を用いて別事業を展開するといった考えはございませんが、市民が共通の目的を持ってごみ減量に取り組めるよう、先日配信したごみ分別アプリにごみの量などをお知らせし、ゲーム感覚で目標達成度を報告するなど、担当課といたしましても様々な工夫で市民の意欲を高める啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。市民の意識が高まって関心が集まっていくように、よろしく願いをいたします。

生ごみの減量化について質問させていただきます。

現在までの生ごみ処理機の販売数と市職員の設置数、そして、今後の目標についてお伺いをいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

生ごみ処理機補助の利用状況は、2月20日現在で電動生ごみ処理機が131台、コンポストが26台、EMバケツが4台です。そのうち、市職員は電動生ごみ処理機を46台購入しております。コンポスト、EMバケツの補助利用はありません。

今後の目標としては、次年度予算として電動生ごみ処理機を150台分、コンポストを50台分、EMバケツが20台分の予算を計上いたしております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

市職員が131台中の46台というふうに本当に先陣を切って生ごみ減量化に努めていただいておりますので、私もその後に続いてしっかりと頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ごみの約50%を占めるこの紙、そして布類、これを資源化できれば大幅にごみ減量につながります。紙、布類の減量の取組についてお伺いいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

可燃ごみ減量のためには、ごみの多くを占める紙や廃プラの分別が効果的と考えており、広報でもお知らせしてきました。出前講座でも雑紙と廃プラの分別を重点的にお願いしています。また、2月15日には紙分別、廃プラ分別のチラシを全戸に配布いたしました。こういったものです。（現物を示す）皆さんの家庭にも配ってあると思いますけれども、来年度も様々な機会を捉えて分別をお願いしていきたいと考えております。

さらに分別を進めていくために、出前講座により力を入れて積極的に地域を回りたいと考えております。私たち行政と市民の距離を縮め、向かい合って分別の意識を高めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

出前講座で地域のほうに出向いていくということですね。分かりました。

最近、段ボール、紙類の価格が下がって回収業者の撤退などが始まっていると、そのような新聞報道がされておりました。最悪の場合、これらの紙類が回収されない場合、可燃ごみのほうに出されるのではないかとというふうな心配をしておりますけれども、その対策はどうでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

市では段ボールを資源物として業者に回収を委託しており、売却代金は歳入として市の財源になっています。買取り価格が下がれば歳入は減少しますが、そうなったとしても回収は行いますので、段ボールなどは資源物として分別をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

どうあっても責任を持って市のほうで回収をされるということですね。安心しました。

やはりごみの50%を占める紙類をどうやって資源化していくのかというのが課題になりますが、資源化を阻んでいる要因に、個人情報の人を知られたくないという思いが市民の皆様には強くあるのではないのでしょうか。どうしても個人情報は紙を媒体としているものが多いわけでありますから、野ざらしに他人の目に触れるような回収ボックスとか、こういう利用を避けて可燃ごみに回されてしまいがちです。回収ボックス等に郵便ポストのような個人情報を守れるような機能がついていれば、資源としての回収が進むのではないかと思います。

これは私ごとであります。先日、妻とこのごみ分別について話をしました。そこで妻から言われたことは、あなたが協力してくれたら分別はできる、私一人がしなきゃいけませんかと言われました。必然的に、一般的に家事というのは女性がされてあります。そうすると、やはりごみの分別も女性がされてあるのではないのでしょうか。家庭内での男性の協力が得られれば、ごみの分別は飛躍的に進んでいくと思います。これからの男性のすべきことは、ごみの収集日に進んでごみを出すことに加えて、奥様のごみの分別に協力していくことだと思っております。私もそのようにしていきますし、皆様にもぜひ協力をよろしく願います。

冒頭、一般廃棄物処理に係る全体の経費削減、これも考えていかなければならないと申し上げました。新ごみ焼却場建設後のごみを減らし続けなければならないとも思っております。

そこで、お尋ねいたします。

一般的に人口が減少すれば、ごみの量も減っていきます。さらに、ごみの分別、資源化も促進されていくなれば、なおのことだというふうに思っております。施設の処理能力、これを最大限に生かせば他自治体のごみの受入れも可能になっていくのでしょうか。今後のごみの量の試算と併せてお伺いをいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

議員の御指摘のとおり、私どもも人口減少等で今後可燃ごみの量が減少すると予測しております。それを見込んでみやま市と共同で焼却場建設に取り組んでおり、その新ごみ焼却場の処理能力は1日92トンとなっております。令和10年のごみの量の推計では、現在から年間で約2,000トン、1日当たり約5トン程度の減少と見込んでいます。

ただし、可燃ごみの減少に伴う新ごみ焼却場での余剰能力は未定ですので、広域連携について具体的な検討はしておりませんが、災害発生時の災害ごみに関しましては連携、協力が必要と考えます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

よその自治体のごみまでは受け入れることはできないけれども、災害等では受け入れてい

くことができるということであったと思います。

ただ、ごみの減量というと、今その話をしておりますけれども、それは経済的にはいいことだけではないと思います。経済活動が低迷していけば当然ごみは減るわけでありますので、5トンでしたか、その分の受入れというか、観光業でしっかりともうけていただいて、消費をしていただいて、観光客を呼び込んで、消費でごみを生み出すというような考え方で、5トンの枠を観光課のほうでどうかよろしく願いをいたします。

では、今回の審議会の答申では資源ごみの回収の回数を増やすようにしております。ごみを減らすためには資源ごみの収集回数を増やしていかなければならないわけですが、それに乗じて収集運搬委託料、これは増えることになるとは思いますが、委託料はどのようになるのでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

資源ごみの回収頻度の増加と委託料の変化についてのお尋ねですが、現在、収集運搬業者と共に協議をしているところでございます。

新ごみ焼却場の稼働に伴い、可燃ごみの搬入先が現在の東宮永の佃町から両開の橋本町に変わることから、現行の回収ルートの見直しと、併せて資源物の回収日を増やす検討をしております。具体的な内容や費用などはこれから協議していくこととなりますが、できるだけ費用はかけないようにしたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

費用はかけないということでおっしゃっていただきました。

新ごみ焼却場ができたその後も、何十年もいろんな委託料という形で経費がかかるわけですが、やはりそこを抑えていかなければならないと思っております。

そこで、収集運搬委託料について皆さんと考えていきたいというふうに思います。

他の自治体では委託業者を入札によって選定している自治体もありますが、入札をすることにより委託料はどうなったのか、そして、サービスはどうなったのか、お伺いをいたします。一般的には競争をすれば価格が下がってサービスが上がるというふうに理解しておりますが、どうでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

一般廃棄物収集運搬業務委託業者の入札による選定についてですが、一部の自治体で入札を実施していることは承知いたしております。その手法が金額的に、また、サービスの有効かどうかということですが、これはその地域の処理事業者の地理的、歴史的な背景によって様々な結果となっている模様です。

一般廃棄物収集運搬業務を委託する場合、公共的、公益性を鑑み、厳しい基準が定められるとともに、その選択においては経済性の確保より、業務が適正に遂行されることが優先さ

れるべきである旨が廃棄物処理法に定められています。平成20年6月には環境省廃棄物対策課長名でこの運用の徹底に関する通知がなされています。さらに、平成26年1月28日、最高裁の判決では「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」と判断しています。

これらのことを踏まえ、柳川市では一般廃棄物処理の確実な業務遂行及び委託料の適正化につきまして、毎年、廃棄物処理の有識者、弁護士、税理士などから構成される受託業者選考委員会を開催し、受託業者の財務状況などを含め、十分な審査をしているところです。

入札という手法は業務委託の業者選定作業において有効に機能する場合がありますが、一般廃棄物処理においては必ずしも有効に機能するとは言えない場合があります。柳川市にとって最も適した選定方法につきましては、常々調査研究するとともに、この委員会の中でも議論していきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ここで3つの疑問があるんですけども、1つ目に、他自治体が行っているこの入札、その行為は違法なものであるというふうな認識なのでしょうか。

2つ目に、収集回数が増えるのにもかかわらず、委託料をこれまで同様の金額に抑えることができるというのであれば、今までの委託料は適正であったのか。

3つ目に、最高裁判所判決は過度な競争で不適切な職業価値にならないように業者に配慮したもので、低価格で落札したことでサービスが低下することを抑制したものだとは私は理解しております。今回は資源ごみの回収の仕事が増えます。行政が働きかけて今までと同等に価格が抑えられれば、労働に対しての価値を低くすることになります。それは最高裁の判決の意に沿わないのではないかというふうに思っておりますけれども、その3点について教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

まず、1つ目の入札している自治体は違法と認識しているのかということですが、入札が違法ということではありません。随意契約も違法ではないということでもあります。廃棄物処理業務を委託するに当たっては業務遂行を第一に考えるため、諸条件や地域性を踏まえて入札、随意契約を適宜使い分けるといった趣旨であると理解しております。

2つ目の収集回数が増えるのに委託料が変わらないのであれば、これまでの委託料は適正だったのかということですが、先ほど申しあげました可燃ごみの回収ルートの見直しと併せて資源物の回収を増やす検討をいたしております。例えば、資源物の回収方法を見直し、可燃ごみの回収ルートを効率よく回るように改善するなど、様々な工夫をしながら、現在の委託料を維持したままですら検討をいたしております。

3つ目の業者に対して行政からの圧力で委託料を安くすることができるなら最高裁の意に

沿わないのではないかとということですが、廃棄物処理法施行令には「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」とあります。市では人件費や燃料費、車両の減価償却費、その他必要経費を積み上げ、妥当な委託料をお支払いしております。今回の収集回数の変更は今後検討、協議していくもので、費用も現在の委託料の範囲内を基本に検討していきますが、必要なサービスに対する必要な費用は行政が負担するという廃棄物処理法の趣旨に沿った業務委託を今後も実施していきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

随契も入札も違法ではないと。そして、これまでの委託料というのも適正であったと。そして、随意契約であろうと引下げの可能性はあるんだというように聞こえたんですけども。

では、今議会に提案されている一般廃棄物収集運搬委託料は前年に比べて2,300千円ほどの増額になっておるようですが、恐らく資源ごみの回収を月当たり1回増やすことで増額になっているものと思われます。回収をする収集運搬車の台数、それに伴う人件費、そして、収集回数の増額分の理由とその価格が適正であるのかというのは判断ができませんが、これまでの委託料について適正であったのかというのは私たちは判断することができません。やはり同業者である許可業者に収集ルート、回数などの情報を提供して、それぞれに見積りを出させるべきではないでしょうか。そうすることによって初めて、我々も行政も適正であるか、そうでないのかの判断ができます。透明性を確保するためにもぜひやっていただきたいと思えます。

そして、サービスについてであります。市民にとってのサービスのよしあしは収集する回数が多いか少ないかです。多くやっていただければ、家の中でごみを保管する負担は減ります。そして、行政にとっても可燃ごみの減量をすることが今回の目的のはずです。そのためには資源物の収集回数はおのずと増えます。審議会からは月当たり2回から4回という資源物の回収頻度の答申が出ております。私個人としても週1回、つまりは4回の回収がなければ、現実的にごみの分別に協力するという自信がありません。

資源物の収集回数を増やすことと委託料の削減ができるという可能性は、これは探っていただきたいと思えます。企業努力と市民との協力で建設費負担金と収集運搬委託料の増額を抑えることができるのであれば、皆さんが望まれるような形になるのではないのでしょうか。ぜひ可能性を探って我々にお示ししていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

資源物の収集については現在検討中であり、詳細な具体策はありませんが、委託料予算の2,300千円の増加は消費税増税の分です。

議員御提案のとおり、市民の協力で資源物を分別することで可燃ごみを削減し、新ごみ焼

却場の建設費負担割合の削減につなげるとともに、資源物の収集回数を増やしながらかも、企業努力と工夫で経費を抑えていく方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

やはり透明性がなければ、何のために協力をして皆さんに頑張ってもらったのかというのがなかなか理解していただけないんじゃないかなというふうに思っております。これはしっかりと許可業者の皆さん方に見積りを取ってやっていただかないと、我々も高いのか安いのか判断できないんですね。恐らく行政サイドの皆さん方も高いのか安いのか、絶対分かんないと思うんですね。これはきちりとやっていただいて、その中で判断をしていただく、そして、そのときに御報告いただく、こういうやり方をしていただかないと、私はやっぱり納得がいけないと、すっきりした形で応援したいんですけれども、応援ができないなというふうに思っています。これは税金の削減でありますから、ここはやっぱり目標にして、市民の皆さんも、行政も、我々議員もやっているわけですから、その部分に関してはぜひやっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間もありませんので、次に進みます。

地域猫活動について質問いたします。

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、基本原則として、全ての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することがないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うことを定めております。今回はこの基本原則を皆様と共有して議論を進めたいと思います。

地域猫活動と言われましても、皆さん聞き慣れない活動でございますので、少し説明をさせていただきます。

飼い主のいない、いわゆる野良猫に対しては、住民お一人お一人にいろんな思いがあります。猫に困っている方の思いと猫を助けたいという思いが衝突して、よく近隣トラブルの原因となっております。こうした飼い主のいない猫をめぐる近隣トラブルを解消する方法が地域猫活動です。

具体的には、猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意の下、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民が主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行います。この活動では、飼い主のいない猫を不要なものとして排除するのではなく、不妊去勢手術により一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から飼い主のいない猫がいなくなることを目指しております。

福岡県の地域猫活動ガイドラインによれば、猫の寿命は、家の中で飼われている猫は長いと20年以上になりますが、外にいる猫の寿命は3年から5年と言われております。繁殖力は大変高く、1回の出産で4匹から8匹の子供を産みます。1年に2回から4回の出産をする

ことが可能です。計算上では、1匹の猫が出産した時点から起算して、1年で約100匹を超えるまでに増える可能性があります。そこに不妊手術、去勢手術をしていく理由があります。その効果としては、雄猫は縄張争いをしなくなるため、尿スプレーによるマーキングがほぼなくなるほか、尿による臭いも軽減します。また、発情がなくなることで雌や雄を呼ぶ特有の鳴き声や雄同士のけんかがなくなります。ルールに基づいた餌やりには、ごみ箱をあさるなどの被害が軽減します。この餌やりの際にトイレのしつけをしてやるそうです。

そこで、地域猫活動に対して本市の考えをお聞きいたします。

まずは野良猫による被害苦情等の相談件数、これはどのようになっていますでしょうか。
生活環境課長（江口英範君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

まずもって地域猫活動の概要を御説明いただきまして、ありがとうございます。

野良猫のみの苦情件数については把握をしておりませんが、動物に対する苦情件数で申し上げますと、平成29年度で19件、平成30年度で10件、令和元年度は現時点で5件あります。その内容の多くは、ふん尿の被害、それと、飼い方に対する苦情となっております。

対応としましては、啓発用の看板の設置や、福岡県南筑後保健福祉環境事務所の担当者と共に本市職員が飼い主に対して飼い方の指導や注意を行っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

冒頭説明をいたしました地域猫活動同様の活動をこの柳川市でもボランティアで行っていただける方がいます。不妊去勢をする猫を保護して病院に連れていき、手術の後は元の場所に戻されます。先ほどふん尿の被害であるとか、そういう苦情件数、これが年々半分ずつになってきているのを見れば、そういったボランティアの皆さん方の不妊去勢、そういった効果が出てきているのかなとも感じました。

この手術費用として活用されるのが、公益財団法人どうぶつ基金が実施しているさくらねこ無料不妊手術事業です。手術済みの猫は、それと分かるように耳先をVの字にカットします。見た目が桜の花びらに見えることから、さくら耳とか、さくらねこと呼ばれているようです。

この活動は、猫を捕獲し、手術をして元の場所に戻すわけですが、飼い主のいない猫を増やさないためには、即効、徹底、継続の3つが重要となります。見つけたらすぐ行う、全ての猫に行う、そして、それらを継続して行うことで効果があるそうです。しかし、個人に対して割り当てられているこの手術無料のチケットは一月に2枚程度と、枚数が少ないということでありました。効果を出すにはやはり不十分です。

個人枠以外にも行政枠、団体枠があると聞いておりますが、柳川市でも活用ができるのか、

お伺いいたします。

生活環境課長（江口英範君）

公益財団法人どうぶつ基金が実施しているさくらねこ無料不妊手術事業に関する御質問だと思います。

この事業は、NPO法人や社団法人等を対象とした団体枠、個人を対象とした一般枠、そして、地方公共団体を対象とした行政枠がございます。事業を実施するには、どうぶつ基金のホームページに登録をいたしまして申込みを行う必要があります。その後、どうぶつ基金から手術チケットを受け取り、協力病院での施術という流れになっております。

仮に本市がこの事業を活用する場合においては、猫の保護、協力病院との連携、手術後の引取り等の作業のため、人員の確保や猫を保護する器具等が必要となってまいります。また、福岡県内にはこの協力病院が福岡市、行橋市、大野城市の3か所しかないため、移送手段の確保も必要となってきます。

以上のようなことから、市でさくらねこ無料不妊手術事業を実施するためには十分な検討が必要だというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

分かりました。

地域のボランティアの皆さんと力を合わせて実際やっていくなれば、実現できることも多いのではないかなというふうに思っております。そうすることでお互いの負担が減っていくのではないかと考えておりますので、いろいろ協議をしていただきたいなというふうに思っております。

個人枠の無料チケットは手術費用のみを補うもので、実際には抜糸する必要がない糸、そして、ワクチン、交通費がかかるそうです。そのほかにも猫の餌代などにもお金がかかります。

福岡県が行っている地域猫活動には様々にこの補助があるようですけれども、内容とその活動を行うための条件、これをお伺いいたします。

生活環境課長（江口英範君）

福岡県が実施している福岡県地域猫活動支援事業というのは、猫を助けたい方と猫に困っている方が飼い主のいない猫に関する問題を地域の共通の課題として捉え、お互いの歩み寄りにより地域住民の間で合意し、長期的な視点で地域から飼い主のいない猫を減らしていくことを目的とした事業のことでございます。

まず、事業の補助内容についてですが、地域住民のボランティア等を中心とした活動グループが行う不妊去勢手術費用として、雄で15千円、雌で25千円が補助基準額となっております。

次に、事業実施の条件ですが、本事業は市町村を窓口としておりますので、まずは市において補助事業に関する要綱制定、施術に関する獣医師会との委託契約が必要となってきます。また、地域猫活動を行うのは住民の方が中心となりますので、事業を実施しようとする地域におきましては、活動グループを立ち上げていただくとともに、活動グループ及び市や保健所による地域住民への説明や周知が必要となってまいります。

地域には猫が好きな方、苦手な方、それぞれいらっしゃいます。お互いが納得と理解、歩み寄りをしていただくこと、合意形成が事業実施に必要不可欠と思われます。地域での合意を得ることができたならば、補助金申請に必要な書類等を市に提出、市は関係書類を作成後に県へ提出いたします。県による書類審査後に補助金の交付決定を受けまして、事業実施となります。

ちなみに、県内で本事業を実施いたしましたのは、平成30年度13市町、南筑後保健福祉環境事務所内では八女市、筑後市が実施をされております。

なお、地域猫活動は不妊去勢手術の実施のみでなく、餌の管理や排せつ物の処理も必要となります。このための餌やりの場所やトイレの設置場所の確保も活動を行うための重要な課題となっております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

活動をするためには様々な条件、これをクリアしていかなければならないわけですが、行政に対しましては、この活動に対して地域の理解が進んでいくように尽力をしていただきたいなというふうに思います。

そして、やはり今後は行政は積極的に地域に出向いていかないと、これはなかなか進んでいかないと思います。そうしなければこの組織が立ち上げられませんが、地域の環境問題を解決することはできません。

今後どのように組織の立上げに関わっていかうとされるのか、お伺いいたします。

生活環境課長（江口英範君）

この事業を実施したいという地域の方がいらっしゃいましたら、そういう要望に応えるために、まずは南筑後保健福祉環境事務所の担当職員と共に本市職員で事業の内容等について説明に出向きたいというふうに思っております。その上で、説明を聞かれた方がそういう内容を承知されて実施したいということであれば、地域の区長さん等を御紹介するなり、まずはそういう橋渡し、そういう支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

地域の区長さんを紹介したいということで、紹介のときには、やはりその地域のトップといますか、長でありますから、その地域のトップの方に理解をしていただくことが重要に

なってきます。そのときは区長さんにも併せてこの活動の意義、こういったものを行政サイドのほうからしっかりとお伝えいただくというのがやはり重要じゃないかなと思いますので、そのところをよろしく願いをいたします。

先ほどどうぶつ基金のチケットのお話をしましたけれども、この協力病院でなければ手術を行うことができません。どこも遠方になっていくものですから、やはりこの柳川市に協力病院というのがあれば、今ボランティアでなさっている方、そして、行政のほうも負担が軽くなるわけありますので、柳川市内の動物病院に協力ができないかの要請、これはできませんか。

生活環境課長（江口英範君）

先ほども申し上げましたように、県内にはどうぶつ基金のチケットを使える協力病院が3か所しかないということでございます。これが使用できるような市内や近隣の動物病院への協力要請に対しましては、福岡県並びに市内の動物病院のほうにまずお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

まずお話をさせていただきたいということで、しっかりと取り組んでいくという意思を持ってお願いしていただきたいなというふうに思います。そして、それがどうなったのか、その結果をまた今後教えていただきたいなと思います。

この活動を進めていくことで、命を本当に大事にしていく、生命尊厳の柳川市であっていただきたい。やはり命を大事にしていくという中で、文化の華というのが大きく咲いていくと思います。文化都市柳川として売っているわけですから、しっかりとこの生命尊厳の部分、この活動を行っていただきますようにどうかお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後4時9分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

令和2年3月3日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
子	育	乗	富	由	美
生	活	江	口	英	子
観	光	松	藤	満	也
廃	棄	松	尾		強

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
					長			香	

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	13番 高田千壽輝	1. 学童保育について (1) 運営の問題点
2	4番 今村智子	1. 新型コロナウイルスによる感染症対策について 2. 男性の育児休業取得について
3	1番 白谷義隆	1. 新型コロナウイルス対策について 2. 消火栓用ホース格納箱の管理について 3. 高潮対策について
4	2番 橋本憲之	1. 子育て世代の心配事 (1) 成人年齢が引き下げられる事について (2) 児童生徒の通学時の安全確保について 2. 質問事項のその後 (1) 新ゴミ処理施設について (2) 不妊治療について (3) 有害鳥獣対策について (4) 学童保育について (5) 公共施設の今後のあり方について
5	15番 矢ヶ部広巳	1. 民生・児童委員表彰の在任期間算出方法の見直しを 2. 市営住宅のエレベータにバイクの乗り入れができるのか 3. 市営住宅の使用料等の滞納は 4. 市営住宅跡地売却の促進を

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(樽見哲也君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番(高田千壽輝君)(登壇)

おはようございます。13番高田千壽輝です。議長のお許しが出ましたので、通告に従って質問いたします。

毎日、テレビの報道ではコロナウイルスの問題で様々なことが報道されております。この影響で各地のイベントなどが中止、縮小されております。スポーツ界でも延期や、日曜日から始まる大相撲では無観客という方法で開催されるとのことです。何でも縮小することによって経済が回らなくなるのではないかと私は危惧しております。

柳川市でも少なからず影響が出ていると思っております。まず、中国からのクルーズ船が一そうも来なくなり、観光客が減少していると思っております。また、飲食店でもかなりの打撃があっているんじゃないかと思っております。何でもかんでも縮小するのは私たちは少し考えなくてはいけないのではないかと思っております。早くこのコロナウイルスが終息することを願うものであります。

また、SNSのデマにより、トイレットペーパー、紙類が不足するという情報で、市内の大型店舗、販売店でも品薄になり、友人が買いに行ったら一個もなかったということを知っております。また、今朝の情報番組では、コンビニや店舗のトイレからトイレットペーパーがごっそりなくなっているという報道もあっておりました。ここまで日本人のモラルが低下したことを私は残念に思っております。

今回の質問は、学童保育の運営上の問題点の1点を質問いたします。

質問は私がするのでありますが、これは11月に議会が開催した意見交換会で学童保育所の関係者からの御意見をいただき、特に、支援員さんたちからの問題点をお聞きし、その代わりに質問することを申し述べておきます。

質問は自席にて行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

13番（高田千壽輝君）続

まず初めに、本市では学童保育所との業務委託で運営されておりますが、近隣市町村ではどのような運営をされているのか、お聞きいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

高田議員の学童保育所運営に関する御質問にお答えいたします。

本市では、学童保育所運営委員会に業務委託を行っておりますが、近隣市町の状況はどうかとの御質問でございます。

公設の学童保育所については、みやま市と大川市、筑後市、八女市は本市と同様の業務委託契約、大木町は指定管理、大牟田市は業務委託と指定管理が混在している状況でございます。

また、筑後市と八女市、大牟田市には民間設置の学童保育所がございまして、市から補助金の交付が行われているという状況です。

このように、各市町ごとに様々な方法で運営されている状況でございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

いろんな方法を近隣市町でやってありますけど、私も調べてみますと、まだどれがいいかというのが結論できないような状況でありますので、もっと調査研究をしていただいて、本当にいい方法をしていきたいと思っておりますので、早急に、中ではもう限界があるとかいう御意見もありましたので、委託先の運営委員会が受けませんと言われたら、一番困るのは実際利用している子供や保護者でありますので、その辺をもう少し検討、今後の研究課題としていただきたいと思っております。

この質問は終わりますけど、あと、委託金を出しておられますけど、委託金の算出の根拠をお聞きいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

委託料の算定根拠はとの御質問にお答えいたします。

各学童保育所は、1クラスから、多いところは3クラスでの運営となっており、学校の夏季休業中にクラスを増設する学童保育所もございます。委託料は必要経費として開設日数及び時間に応じた支援員の人件費、また、支援員が有給休暇を取得した場合の代替職員分の人件費、労働保険の事業主負担金、職員研修費、必要な光熱水費、消耗品費等を積算した金額から、保護者から御負担いただく育成料1人当たり一月5千円のうち1千円分をこれに充てるといふこととして差し引きまして算定をいたしております。

具体的には、1クラスで運営されている場合で算出いたしますと、令和2年度予算計上額は人件費等基準額4,123千円に労働保険料事業主負担金と必要な光熱水費を加算して算定した額としております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

委託料ということで、人件費を算出してあると思えますけど、大体1クラスの支援員さんは何名体制で子供たちのお世話をしておられるのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

1クラス当たり何名で運営されているのかという御質問ですが、基本、主任支援員さんがお一人と支援員がお一人ということで計算をいたしておりますが、あとは障害をお持ちのお子さんのための加配の支援員さんもおられる学童保育所もございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今、大体2人で見られるということで、アンケートで見ますと30人ぐらいを2人でお世話

するということでありまして、子供たちが今多様化して、本当に2名で適正なのか、安心して学童保育所が運営できるかということを支援員さんの中から言われているんですね。さっき障害がある子には加配として1名加えてあるけれども、障害とも言えない、発達障害とも言えないグレーゾーンの子供たちがいて加配を受けていないところもあるということもお聞きして、大変厳しい状況で運営しているということがありますが、発達障害と認定されていないけど、近い人たちがいるんですよという状況をお聞きして、それに対して加配をしたということはあるでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

まず、障害をお持ちのお子さんの保育につきましては、支援員の加配を行った施設は全19か所のうち15か所ございます。また、加配した支援員の人数は月平均で20名でございます。

それと併せまして、障害がグレーゾーンでも加配をしてあるのかというお尋ねでございますが、お子さんの障害の程度がグレーゾーンの場合、まず、加配については、障害の程度について療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書をお持ちのお子さんはもちろん、これらをお持ちでない場合は公的機関の意見書、そして福祉サービス受給者証などによりこれらのお子さんと同等の障害を有していると認められる場合を加配の対象といたしております。

市といたしましては、支援員が対応する中で障害が気になるお子さんにつきましては、巡回相談などで専門家の立場から対応方法など御指導を受けたり、意見書を出していただくなど、グレーゾーンと言われる子供さんの適切な対応に努めているところでございます。この巡回相談というのは、柳川リハビリテーション病院の御協力によって実施をしているものでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

保護者が積極的に自分の子供の状況を把握して、医療機関とかにかかると保護者もいらっしゃる一方、おたくの子供は障害があるんですよと言われるのを怖がって受診しない保護者もいらっしゃるというのも現実なんですよ。だから、そういう子供たちに対して市がどういうフォローをするかというのは、大変ですから、形式張ってそういう書類がないから加配ができませんじゃなくて、やっぱりそこそこの子供たちの状態、落ち着きがあるか、落ち着きがないことによって手がかかる学童保育所もあるし、かからない保育所もあるんですから、そういうのはしっかり把握していただきたいと思います。今後、やっぱりそういうところを常時定期的に責任を持って市が見に行くことが必要じゃないんでしょうか。

特に、意見交換会の中で、市は全然タッチしてくれない、もう丸投げだという意見がかなりの学童保育所からあっておりますので、その辺を今後の運営に生かしていただきたいと

思って、この質問は終わりますけど、その件に関しては何かありますか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

市の協力がないという御意見を頂戴いたしました。真摯に受け止めさせていただいて、今後、子どもは随時学童保育所のほうに行って事務の指導やら監査などを行っておりますので、そこと併せてその状況を見ていきたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

また委託料のほうで言いますけど、営繕費用は含まれているようなことを言っておられませんでしたけど、やっぱり施設はずっと老朽化、きれいなままじゃなくて、備品も壊れていくし、そういう営繕費用の面に関してはどうされるんですか。その運営費の中で出して施設が負担するべきか、また、市が随時その状況を見て負担するのか、そこら辺をお聞きいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

営繕費についての御質問でございます。

営繕費につきましては、市でまとめて予算を管理しております。必要に応じて修繕等を行っております。ただ、委託料に含んでおります消耗品費等50千円については軽微な修繕等にも充てられているところでございます。

施設改善の要望につきましては、各学童保育所から寄せられました施設改善の要望について必要性をまず検討した上で、現地の状況を確認いたしまして、優先順位をつけて予算の範囲内で順次修繕等を行っているところでございます。

大きな修繕が必要な場合につきましては、早めに子育て支援課のほうに申し出ていただいて、来年度の予算対応とか、そういうことを行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

13番（高田千壽輝君）

また、支援員さんのほうから、資格を取らなければいけないので、その資格を取るための研修に行くのは費用が出ていとお聞きしましたけど、県からは支援員さんのスキルアップのための研修とかが依頼があるそうですね。そのときはどうしていますかと聞いたら、皆さん手銭で行っている、旅費がないから自分のお金で行っているということもありましたけど、職員さんたちもスキルアップするためにいろんな研修に行っているんでしょうが。だから、ずっと時代、時代で国の施行の法律も変わってくるし、そういうのも勉強していかなくちゃいけないのですから、やっぱり研修費も運営費の中につける必要があると思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

研修費用につきましては御質問と思います。

研修費用につきましては、まず、議員が言われました資格認定研修、この分につきましては、実績に応じまして旅費、それから、時給の分を合わせてお支払いをしているところでございます。そのほかの研修につきましては、先ほど申し上げました委託料の算定根拠の中に職員研修費として1クラス分としては50千円を加算しておりますので、その中で行っていただければと考えているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

その50千円の中で行っていただくということですね。では、その研修だけでもいいです。

また、先ほど施設の改善とかも言われましたけど、意見交換会の中では皆さん口をそろえて、市に施設の改善とかを要望しているけど、してもらえないと我々に対しておっしゃった施設がほとんどだったんですね。

この件に関して、先ほどの答弁では優先順位をつけてしているとか言われましたけど、まず最初に言われたのが、質問の順番は変わりますけど、各事業所との委託契約書がありますよね。私もここにコピーをもらってきておりますけど、そこの第13条を読み上げます。「受注者は、委託業務の遂行にあたっては、国、県及び市の要綱その他関係規定を遵守し、発注者の信用を失墜することのないよう努めなければならない」ということを書いてありますね。各支援員さんに聞くと、国が施設の設備とかいろいろ指針を示していると。それさえも市はしてくれないと。してくれないで、国、県及び市の要綱をしっかりと守って運営しなさいというのはおかしいでしょうと言われるんですね。特に1点言われたのは、国は子供が静養する場所を確保しなさいとなっているけど、柳川市に19施設ありますけど、学童保育所に静養場所を確保してある施設は幾つありますか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

静養するための専用区画の整備についてということですが、そうですね、数については、今ここで明確にお答えする数字を持っておりませんが、学童保育所によりましては、必要なときにカーテンで間仕切りをして区画を設けることができたり、別室を確保できているところもございます。それ以外の学童保育所につきましては、必要なときに机などでバリケード代わりにして専用区画としている学童保育所もございます。

いずれにしても、施設面積に余裕がございませんので、常時専用区画として確保することは困難な状況でございます。体調が悪くなったときは、できるだけ早く保護者のお迎えをお願いしている状況でございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

意見交換会のときも私たちも議員として、体調が悪くなったお子さんは早く連絡して、早急に迎えに来ていただくといいじゃないですかということを行ったんですけど、現実、連絡

しても迎えに来られるまでに2時間以上かかって、やっと来られるというようなことをおっしゃってありました。その2時間、子供をどうやって面倒見ますかということも言われて、この中で、先ほど課長が言われましたように、カーテンで間仕切りして簡易ベッドを置くようなことをうちはしてもらいましたというところは19か所のうち1か所だけだったんですね。そういう設備をしていただいていますと。だから、私は専用の区画をぴしっと作りなさいじゃなくても、簡易的に病院みたいにカーテンレールで仕切って、そこに簡易ベッドを常時ベッドを置いていたら、室内は狭いですから大変無理があると。大変だから折り畳みベッドでも置いておいて、体調が悪くなった子供たちがそこで静養できるような空間はすぐできると思うんですけど、その辺に関してはどうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

静養場所は必要であるので、カーテンレールでスペースをつくり、折り畳みの簡易ベッドを置けるようにしてはどうかとの議員の御意見でございます。

カーテンレールにつきましては、今後、学童保育所の現況などを確認した上で検討してまいります。

また、折り畳みの簡易ベッドにつきましては、何分、子供たちの施設でございますと、また、折り畳みとなりますと、指を挟んだりであるとか倒れてきたりとかの危険性も伴いますし、置くスペースとしても厳しいと考えますので、併せて別の方法でも考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

現状を踏まえてと、やっぱり体調が悪くなる子供たちはいるんですよね。学校にしたってそうでしょう。登校しても体調が悪くなって保健室ですぐ静養するという子供たちもいっぱいいらっしゃる。保護者にしても、やっぱり保護者は仕事。学童保育所の場合は、家庭で面倒を見る人がいないから学童保育所に来ているのであって、仕事場に連絡が行って迎えに来るということは、それなりの時間がかかるんですよね。ということは、やっぱり必要があるんですよ。だから、現状を踏まえてじゃなくても対策はしていかなければいけないと思いますけど、早急にその辺をしないと安全性も確保できないし、先ほど言いましたように、委託先が確保できませんから嫌ですと言われたときはどうしますか。やっぱり早急にこういう改善はしていけないといけないと私は思いますけど、再度お聞きします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

早急に対策をしてほしいとの御意見でございます。そのようにさせていただきます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

早急に対策をしていただきたいと思って、やっぱり子供たちの安心・安全を守ることで

ありますので、よろしく願いいたします。

また、この要望の中で、柳川市は保護者の負担が安いとかという御意見もありました。特に、土曜日と長期休み。普通の平日やったら子供たちが学童保育所に来る時間は二、三時間なんですよね。でも、土曜日と長期休みになりましたら、朝8時半から18時まで、延長を含めると19時までですから11時間ですね。家庭で睡眠時間とかを引いたら、学童保育所のほうで過ごす時間が長いんですよ。それで、支援員さんたちの側からは5千円は安過ぎるんじゃないかという御意見があって、やっぱり土日、長期休みの利用の金額を考えてくださいということがありましたけど、これは個人が負担するか、市がその分をうんと負担するかの違いであって、ただ、そういう御意見もあったということでもありますので、参考までに近隣市町の保護者の負担額をお聞きいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

育成料の近隣の状況についてお答えをいたします。

延長保育利用料を除きまして、現在、通年で一律としているのは柳川市のみでございます。

近隣市町では長期休暇や土曜日の利用、第1子、第2子、第3子での利用、所得要件などで利用料の段階的な設定がなされております。具体的には、最も低い育成料の額は第3子の利用の場合、月額3千円で、最も高い利用料の額は夏休みのみの利用の場合で月額20千円でございます。しかしながら、通年利用で平日月曜から金曜の利用の場合、ほとんどが月額5千円、あるいは月額5,500円の利用料とされています。

この近隣の状況を踏まえまして、令和2年度においては、支援員の処遇改善案と共に育成料の見直しを行いたいと考えております。

高田議員の御指摘のとおり、保護者の中には平日のみ利用する児童と土曜日や長期休暇中に利用する児童の育成料が同額であるというのは不公平との御意見が寄せられていることは承知をしております。

育成料の見直しは、改正前、月額5千円のところ、改正後は月曜から金曜日までの平日のみ利用の場合、同額の月額5千円とし、土曜日を利用する場合や7月、8月の長期休暇中の利用は月額6千円とさせていただきたいと考えております。

なお、就学援助の決定を受けた児童につきましては、引き続き育成料の半額を減免していくことで予定をしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

その支援員さんたちが土曜日、長期休みの料金を上げてくださと言われてる裏には、やっぱり長期休みとかにはまた新たに支援員を確保しなきゃいけないという御意見があって、その人たちに少しでも時給が高くなるように、運営が楽じゃなくて、そういう支援員さんのために使いたいがために保護者の負担を多くしてくださいというような意見があるというこ

とを申し述べておきます。

そのとき私たちは、支援員さんの処遇改善はしなきゃいけないということは重々分かっておりますから、処遇関係についての意見は今日は御遠慮くださいということで会議を始めておまして、最後に、その辺の要望はしっかりアンケート用紙に書いてくださいということをしておまして、やっぱり支援員さんたちも処遇改善が一番望んでおられます。

それで、1月の連絡協議会において処遇改善の話があったということをお聞きしていますので、その改正というか、処遇改善に対しての改正を各連絡協議会で会長さん宛てに連絡してあると思いますけど、その内容をお聞かせいただけないでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

支援員の処遇改善案についてでございますが、2点について見直しを行う予定でございます。

1点目は、県の最低賃金の改正に伴いまして時給の増額を実施しようとするものでございます。放課後児童支援員認定資格研修を修了し、修了証を所持している主任支援員及び支援員に対して資格手当100円を上乗せして給与を支払うこととしています。したがって、主任支援員の時給は改正前1,100円のところを改正後は修了証所持者の場合1,200円となり、ない場合は1,100円でございます。また、支援員は改正前、1年目は時給850円のところ、改正後は修了証の所持者の場合1千円で、ない場合は900円となります。

2点目は、有給休暇の付与に必要な財源を委託料に上乗せし、有給休暇制度が運用されるよう改善を図ろうとするものでございます。具体的には、1クラスでの運営の場合、改正前は14日分50千円のところ、改正後は20日分の有給休暇の付与に必要な財源225千円を加算する予定といたしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今、改善案というか、これは決定事項ですかね。案ですか。案ということをお聞きしまして、時給が上がることは支援員さんもそれは確かに喜んでありますけど、支援員さんにはそれだけじゃないことを我々に訴えられました。特に私が印象に残った言葉で、支援員さんの中には保護者から、あんたたちは大学も出とらん、免許も持っていない、ただのパートのおばさんやっかち。そういうおまえたちに何で子供に先生と呼ばせやんかということを言われて、やっぱりそういう保護者の子供たちは保護者の影響を受けて、言うことを聞かないんですよね。支援員さんたちに対しても暴力的な態度もして、あざだらけになって、私たちはじっと耐えて子供のお世話をしていますと、半分涙ながらに言われたんですよ。私たちもその言葉を聞いて、何も言えなかったんですよ。だから、保護者の考えを変えてくださいと言われたんですけど、なかなか保護者の考えを変えるというのは本当に難しいんですよ。学校でもそうです。学校もそう思うんですよ。子供を指導するよりも保護者の指導のほ

うがもっと難しいんですよ。一緒なんですよ。

本当にそう言われたので、私たちの給料じゃなくて、身分とか、そういうものをもう少し保障してくださいとかいう御意見があったんですけど、先ほどから、何か時給だけを上げて、それで処遇改善かなというように私は思えるんですけど、その辺に関してはどうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

時給を上げるだけの処遇改善は根本的な改善とは言えないということは、高田議員の御指摘のとおりでございます。

現場の支援員さんたちは一部の心ない保護者の対応や子供の暴言、そして、暴力などに苦慮されているのも承知しているところでございます。

今後は支援員さんの研修などを通じて学童保育所の質の向上に努め、併せてそうした保護者の理解を得られるよう啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

その啓発のことで言われましたけど、まず、支援員さんたちが県の講習会とか研修会に行かれて、そういう講師とかなんかの先生たちが一番最初に言われるのは、子供に対して体罰をしたらいけませんち、それをすぐ言われるそうですよ。それを聞いたら子供たちに強く注意ができなくなるとも言われたんですよ。ああ、それはそうだなと思ってですね。今はとにかく学校でも一緒。本当に先生がちょっとでも体罰したら、マスコミが大騒ぎしてたたくような時代になっておりますので、体罰に関してはすごく敏感になっていると思うんですよ。でも、やっぱりそういうある程度強い指導もしていかなきゃいけないんですよ。そういう指導を子供たちにして、子供たちが本当に反省してくれたらいいけど、逆にそれが反発して、保護者までそれによって反発してくるというケースもあるんですよ。おい、何ということしてくれたか、何でうちん子ば怒ったかという訳の分からない保護者も多い状況でありますので、各運営委員会に業務委託をしているかもしれませんが、やっぱりそういうのを市が支援員さんたちを守るんだという姿勢をしっかりしていかなきゃいけない。やっぱり支援員さんたちもこれだったらやめますということになる可能性がありますから、長く支援員さんを続けていただくためには、やっぱり市はしっかり守っていくことが必要だと思うんですよ。

この辺は、担当課長にばかり質問していますが、市長は今のこれは私が言っているんですけど、実際は支援員さんたちの言葉なんですよ。それを受けて市長はどう思いますか。

市長（金子健次君）

昨年、学童保育所運営委員会の支援員さんとのお話の経過についてのお話をされて、そのことについて高田議員が代弁をされたという形の質問だというふうに私は理解をしております。

す。

私も過去、福祉事務所の所長をしまして、立上げもいたしました。立上げの苦勞も、支援員になっていただく方、また、運営委員会の委員になっていただく方、いろんな形での苦勞もずっと聞いていましたので、十分理解できると思います。

今回の一般質問が10人でございますので、明日、私は学童保育所、現場のほうに行ってみたいと。時間が、今日終われば、あした行ってみたいというふうに思って、その様子も現場で私は確認してみたいというふうに思っています。

今、学童保育所というのは恐らく全国で注目をされておりますので、この際、議会の議員さん方も十分理解をされると思いますけれども、そういう苛酷な劣悪な条件で仕事をしてある人もたくさんいらっしゃいます。また、父兄からそういう心ないような発言があっていることも今改めて大変だなというふうに感じておりますので、十分私は理解したつもりです。

課長のほうが今ずっと答弁して、3月で退職するんですけども、いろんな形で一生懸命努力をして頑張っておりますので、その範囲内で答えていったというふうに私は思っておりますので、十分私も理解をし、また、明日は現場に入りたいというふうに思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

処遇改善に関しては、市長はあしたからでも早速現場を視察に行かれるということで、直接支援員さんのお言葉を聞いていただきたいと私は思いますので、ぜひお願いいたします。

また次に、特に、主任支援員さんからは事務がずっと増えてきていると。とにかく勤務時間内には子供も見なきゃいけないと。主任支援員さんは事務だけをするわけじゃなくて、子供の世話もしながら事務もしなきゃいけないということであって、やっぱり子供がいるときは事務ができないということで、何か流れる的に家庭に持って行ってサービスで事務をしているという方もいらっしゃいまして、やっぱり少し私たちも事務の軽減ができないかということをお聞きして、考えなきゃいけないと思っております。

この契約書の中にいろんな事務の内容も含まれておりますけど、最初の頃よりも事務が増えているという御意見がっておりますけど、この契約書以外でどういう事務が増えているか、どういうのが負担になっているかということをして市として把握してありますでしょうか。その内容が分かったらお願いします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

事務負担の軽減策はとの御質問でございますが、御指摘のとおり、学童保育所を開設した当初から比べると、学童保育所の延長保育の導入であるとか支援員の処遇改善に伴う給料支払い事務の複雑化など、制度の充実による事務の増加があり、負担が大きくなっているのではないかと考えております。現在のところ随時学童保育所に職員が出向いて事務の指導、そ

して、改善等に努めているところでございます。

軽減策とのことでございますが、ある学童保育所では、支援員とは別に事務処理のために人を雇い上げたり、学童保育所の開所前の時間に事務処理の時間として勤務していただくなどの方法により負担軽減を図っておられます。このような事例などを御参考にしていただけたらと考えるところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

先ほど事務専門の職員を各学童保育所で雇用してあるということですけど、それは運営費に余裕があるところではできるかもしれません。だから、実際全部そういうことで事務専門の職員さんを採用することが一番いいと私は思いますけど、その負担を市がしっかり確保してくれて事務専門の方を雇用してくださいと各学童保育所に達ししないといけない。それこそ市のやり方、各学童保育所で事務軽減を考えてくださいというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思っていますけど、事務専門員さんの報酬もちゃんと委託料に上げて、採用してくださいというような方針をぴしっと出されるのか、またさっきに戻りますけど、丸投げじゃないですけど、各学童保育所で考えてくださいじゃちょっとおかしいんじゃないかと私は思いますけど、その辺に関してはどうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

その件に関しましては、今後、十分検討してまいりたいと存じます。よろしく申し上げます。

13番（高田千壽輝君）

結局、事務が最初からずっと広がっていると、だから無理だと支援員さんは言っているんですから、事務専門の人を雇用できるように委託金を上げるとかしないと、やっぱり改善できないんじゃないですかと私は思いますけど、再度いいですかね。ちょっと考えますじゃなくて、そういう施策をやっぱり早急にさせていただきたいんですよね。その辺に関しては、もう一回どうでしょうか。

市長（金子健次君）

事務的にたけた支援員さんがいらっしゃれば解決すると思いますけれども、子供だけで目いっぱいだというふうに私も思っています。

話は変わりますけれども、過去、単位老人クラブで役員の成り手がないのは会計処理を報告しなければならぬということで、連合のほうには事務にたけた人を1人確保してからその報告をしていくという形でその分の解消をしてきた。いろんな形で解決策はあると思いますけど、それだけの19の学童保育所のほうでやっていくことについても非常にプラスアルファになっているということも確かに私も十分理解をしておりますので、その辺も今後いろんな形で鋭意検討してみたいというふうに思います。

13番（高田千壽輝君）

検討していますという御返事でしたけど、私は早急に改善する必要があると思っておりますので、早急に対応をお願いしたいと思っております。

次の質問ですけど、この委託契約書の第13条で私がちょっと疑問に思ったことがありまして、これは損害に関してですよね。 ああ、第13条じゃありません。すみません、第12条ですね。第12条の損害の負担についてですね。「この業務の履行に当たり損害の賠償が生じた場合は、受注者が任意で加入している損害賠償保険で対応すること」となっており、「ただし、受注者の責任に帰すべき事由が故意又は重大な過失による場合は、発注者及び受注者の協議により負担する。また、発注者の管理責任にかかる部分については、発注者の負担とする。」という条項であります。

私はこれを読んだときに、今すぐ訴訟問題に発展するんですよね。この場合、こういう条項を見ていたら、ちょっとしたけがの場合は、それは損害保険に皆さん各施設がかたっているとと思うので、それで治療費とかは出るからそれはいいんですけど、やっぱり大きな事故があったときや訴訟問題になったときに、受注者という各運営委員会を保護者が訴えられるということになりますので、もし私が運営委員会の会長だったら、私はこの条項を見よって、ああ、これは委託契約しませんよと言いたくなるんですよね。

その辺に関して市はどう思っておられるか、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

子育て支援課長（乗富由美子君）

高田議員の御指摘のとおり、委託契約書の第12条については、受注者が任意で加入している損害賠償保険で対応することとされています。しかしながら、重大事故等の場合は、当然、委託元である市の責任も問われることとなりますので、学童保育所運営委員会と一緒に市も誠心誠意対応することになるかと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私は学童保育も、「も」が引っかかるんですよ。会長さんたちはほんなごてこの内容を理解して委託契約に印鑑を押しているか、ちょっと私も疑問になってですね。やっぱりこちら辺は市が本当にですね、いや、訴訟とかになったときは市がちゃんと対応しますというようなことができないんでしょうか。その辺に関してはどうでしょうか。

市長（金子健次君）

そういう疑念を抱いている方はたくさん学童支援員の方にもいらっしゃると思いますので。悪質な、例えば、子供をほったらかして何か事故があったというなら支援員の責任は重大であると思っていますけれども、それ以外のほとんどの責任というのは柳川市、柳川市長という形になるとういうふうに私は理解をして、委託をする柳川市長のほうが責任は大きくかぶらなければならないというふうに思っております。最終的にはいろんな裁判になると思いま

力的に運用した上で入所児童を決定されております。このことが各校区の運営委員会で入所判定を行う大きなメリットでございます。

市といたしましては、地域の皆様に多大なお世話をおかけすることにはなりますが、地域の子供たちの健全な育成のために、今後も各校区の運営委員会において、入所判定をはじめ、学童保育所の運営に御尽力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、今回の臨時休校に関連して学童保育所を急遽朝から開所することにも、地域の子供たちのため、各学童保育所運営委員会の皆様に迅速に御対応いただきまして感謝いたしております。この場を借りましてお礼申し上げます。今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

市が一定の基準を設けているということで、私もちょっと地元の学童保育に行って、市の一定の基準はどういうことかということでお聞きしたら、まず、同居人に要介護の人がいて、同居人で75歳以上の方がいたら学童保育には入れるというような市の統一した見解があると思うんですけど、それは間違いないですか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

その介護の状況につきましては、今はっきりした基準を持っておりませんので、お答えすることが……（発言する者あり）

75歳以上の介護の必要な方。（「介護じゃなかろうもん。75歳ちしとったよ。その人が同居人だったら入所できると」と呼ぶ者あり）ああ、75歳の方が同居だったら入所ができる。それは家で放課後を見ることができないという判断になっているということですね。

13番（高田千壽輝君）

介護を必要とする人が同居していたら、それはちょっと子供の面倒を見る、お子さんを見ることはできないと思うんですけど、一番引っかけたのは75歳ですよ。75歳ということは、今、市が敬老会とかで皆さん出席しに来られて、うちのことを言ったらいけませんが、75歳以上といっても元気なんですよね。皆さんお元気で、ダンスしたり、一生懸命舞台の上で踊ったり、いろんなことをされております。そういう方たちは私は孫の面倒をしっかりと見れると思うんですけどね。そういうお年寄りでも自分は役目があるんだと、孫の面倒を見るんだということで生きがいになると思うんですよ。結局、認知症にもなりにくくなると私は思いますから、その辺の同居人が75歳以上だったら入所できるんじゃないかと、やっぱり同居人の年じゃなくて、その人の体調で判断すべきだと私は思います。その辺に関してはもう少しですね、安易に年齢で区切っていいものかと私は思いますけど、その点に関してはどうですか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

高田議員の御指摘のとおり、75歳以上であっても元気な方、それと、少し病院等に通って

ある方、いろんな様々な状況があろうかと考えます。それも校区の運営委員会の中でしっかり状況を把握されながら入所については判定をしてあるところでございますので、今後、市からお示しする目安についても、そのことにつきましてもう一度精査をして、目安を詳しく作成してまいりたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私もぎりぎりこの議会で質問しているんですけど、ほとんど来年度の入所判定は各施設はしているんですね、申込みがあって。だから、正直言って遅いんですよ。もう少し現場サイドのことを聞いて、ある程度ですね、19施設、各地域性があってメリットがあるからとかいうんじゃないくて、やっぱり一定のルールをつくる必要があると思うんですよ。今のルールでいったら、うちは76歳になっとるけん、はい、学童保育に入れてくれと言われたら断れないでしょうが、今の市の指針としては。だから、やっぱりしっかりその辺を聞いて、学童保育は大切な重要な部分であると思うばってん、私は子供たちは基本は家庭で育つ、家庭で過ごすのが一番基本だと思っているんですね。家庭で過ごせないから学童保育所があるんであって、家庭で過ごせる人が学童保育所に来るのはおかしいと私は思うんです。

その辺に関して、もう時間がないので、再度検討していただくように、早急に検討する必要があると思いますので、よろしく願いして、私の質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時12分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様こんにちは。4番、公明党の今村智子でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3月1日は春の訪れを告げるお堀開きが行われました。例年は川下りパレードが行われているのですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、神事だけが行われました。本市を訪れる海外からの観光客は大幅に減っているということで、新型コロナウイルスの一日も早い終息を願うばかりです。

そこで、本日は2点について質問をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルスによる感染症対策について、2点目は、男性の育児休業取

得についてです。

質問は自席より行いますので、これより議長にはお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

4番（今村智子君）続

新型コロナウイルスによる感染症対策について質問をさせていただきます。

中国湖北省武漢市で新型コロナウイルスによる肺炎患者が確認され、その後、世界中に感染が急速に拡大をしています。連日放送されるニュースに市民の皆さんは大変に不安を抱えています。3月1日現在で福岡県内で3名の感染者の確認があり、一段と緊張が走っています。

本市では先月18日に対策本部を設置されましたが、今後の感染症拡大を防ぐためにも正しい情報が必要と考えますので、本市の取組について詳しく教えていただきたいと思います。

まず初めに、改めてコロナウイルスの特徴を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスはウイルス性の風邪の一種で、症状としては、発熱や喉の痛み、せきが長引くといった症状が多く、強いたるさ、倦怠感を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日と言われております。重症化すると肺炎となり、死亡につながるケースもあり、特に、御高齢の方や基礎疾患のある方は重症化する可能性があります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

では、感染経路はどのようになっていますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

感染経路についてお答えいたします。

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染の2つが考えられております。

飛沫感染は、くしゃみ、せき、唾などの感染者の飛沫と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

一方、接触感染は、皮膚や粘膜の直接的な接触や、手、ドアノブ、手すり、便座、スイッチ、ボタンなどの表面を介しての接触で病原体が付着することにより感染するものです。

以上です。

4番（今村智子君）

それでは、日本国内の現在の感染状況を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

3月2日12時現在での厚生労働省発表によりますと、国内における感染者数254人、死亡者数6人となっております。

政府専門家会議は先月24日、この1週間から2週間が急速な拡大収束の瀬戸際であり、これから取るべき最大の目標は、感染の拡大スピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡者を減らすことであるとの見解を出したところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。3月2日現在で国内における感染者が254人、そして、死亡者数が6人ということですね。

それでは、感染症を防ぐための日常生活で気をつけることはどんなことでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

体についたウイルスを落とすことが感染予防に効果があるとされておりますので、流水による手洗いをお願いしたいと思います。

また、せきなどの症状がある方は、せきやくしゃみを手で押さえると、その手で触ったドアノブなどの周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他者に病気をうつす可能性がありますので、せきエチケットを行っていただくことも重要なこととございます。

このほか、風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み、自宅で療養してください。特に、持病がある方、御高齢の方はできるだけ感染のリスクが高いとされる人混みの多い場所を避けるなど、より一層御注意をしていただきたいと思います。

以上です。

4番（今村智子君）

日常生活で気をつける大事なことは、流水で手洗い、そして、せきエチケットなど、基本的なことを日常的にしっかり励行していくことが大事ということですね。

それでは、庁舎など公共施設における取組は、昨日、緒方議員が質問をされてありましたので、その内容を再度こちらのほうからも確認させていただきたいと思っております。

まず1点目は、消毒液の配置をされてある、そしてあと、感染防止のために窓口対応職員はマスクの着用をされてあるということと、3点目に、手洗いなどの励行を載せた注意喚起のポスター掲示をされてあるということで、私も先ほどちゃんとお見かけいたしました。ありがとうございます。

それでは、皆さんいろんな御不安とかもあられるかと思っておりますので、相談窓口などを含めた予防対策への周知徹底はどのようにされてありますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

住民の方への周知としましては、本市のホームページで、手洗い、消毒、マスクの着用、せきエチケット、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合は外出せず自宅で療養するといった

注意喚起の情報を掲載し、厚生労働省及び福岡県とのリンクを貼って国や県の情報を提供しています。また、全世帯へのチラシ配布により感染予防の注意喚起を行っているところでもございます。

なお、在留外国人の方につきましては、市のホームページを外国語版で御覧いただくことにより情報の入手をお願いしたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

周知徹底としては、市のホームページ、あと、全世帯へのチラシ配布をされてあるということで、また、在留外国人の方は市のホームページを外国語版で閲覧できるということですが、外国人が多く働いてある事業所などあられましたら、できれば事業主の方に声をかけていただければと思います。なかなかホームページを見られる方も少ないのではないかと思いますので、そういった部分では人から人への伝達をお願いできたらというふうに考えている次第です。

それでは次に、学校教育に関してですが、昨日、3月2日より市内の小・中学校は臨時休業をすることとなりました。突然のことで、お子様をお持ちの御家庭は大変に御心配をされておりますので、本市での詳しい対応をお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

急なことではございましたけれども、3月2日から3月24日まで臨時休業という形で学校のほうはお休みをさせていただいております。また、その後はそのまま春休みになってしまうということで、非常に長い休みという形になりました。

本当に保護者の方には急なことで、お困りであろうということでございますので、小・中学校のほうでは児童の預かりを実施いたしております。その預かりとなる対象につきましては、小学校の低学年、小学校1・2年生の希望者、基本的に学童保育に行っていらっしゃるお子様以外の方を対象といたしております。また、特別支援学級の児童・生徒、こちらにつきましては、小学校、中学校、学年を問わない。この対象者につきましては、それぞれの在籍校で預かりを行うということを決定いたしております。期間につきましては3月24日まで、もともと学校が行われている期間を対象といたしております。時間は8時半から15時まで、給食はございませんので、弁当持参という対応をいたしております。

対象者につきましては申し上げましたけれども、とはいえ、非常に急なことで、保護者もお困りだろうということで、希望がありましたら極力学校のほうで相談に乗るよう各学校のほうにはお願いをしているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

本当に急なことでしたので、現場の方は本当に大変だと思いますが、しっかり支援のほうをお願いしたいと思います。

それでは、幼児保育園での予防対策のほうはどのようになっていますでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

今村議員御質問の幼児保育園での予防対策の取組に関してお答えいたします。

子育て支援課からは、保育園等に対して国、県からの通知が発出されるごとに情報伝達と予防対策の周知徹底を行っております。

なお、2月25日付で厚生労働省から「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」との事務連絡が示され、保育所等への登園に当たっては、登園前に子供の体温を計測し、37.5度以上の発熱が認められる場合には保育所等の利用を断る取扱いとされたところでございます。これは子供だけではなく、職員等も同じ取扱いでございます。

保育園等では手指の消毒、うがい、手洗いの励行、室内換気と空気清浄等の徹底に努めておられます。また、小・中学校の臨時休校の措置を受けて、ちょうど本日の午前中ですが、毎月1回程度開催されます園長会の中でも、保健所から医師、保健師を招いて、保育園での予防対策の徹底について周知を図っておられるところでございます。

今後も市といたしましては、国、県から出される情報を保育園等に正しく伝達し、園の行事、保育の実施について必要な対応、対策を要請するなど、感染拡大防止に向けて対応を行ってまいります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。小さなお子様にとっては理解できない状況もあるかと思っておりますので、先生方と保護者の皆様がしっかり連携を取っていただきながら対応を進めていただきたいと思います。

あと、先ほど質問を1点忘れていたんですけども、学校教育課のほうで、通知表とか修了証、また、卒業式の日程、あと、県立高校の入試のことについてお伺いし忘れちゃったので、教えていただけますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、通知表、修了証のことについてお答えをさせていただきます。

小学校6年生と中学校3年生、それぞれの学校の最終学年につきましては、今のところ卒業式を実施する予定でございますので、卒業式の日で学校で渡す対応を考えております。

なお、小学校の1年生から5年生、中学校の1・2年生の通知表、修了証につきましては、3月24日をめどに学校の教職員が各家庭を訪問して渡すように考えているところでございます。

卒業式につきましては、あくまで現在の状況での予定でございますが、中学校、3月13日

の金曜日、小学校は3月19日の木曜日、当初の予定どおりに実施をする予定でございます。

ただし、この卒業式の内容につきましては、3月1日をめどに県立学校の卒業式が行われておりましたが、その例と同じく、時間は30分をめど、来賓の出席は控えるように学校のほうからお願いをいたしております。また、保護者の出席につきましても極力1名でお願いするようにいたしております。また、式の進行につきましても、告辞、式辞、それから卒業証書の授与、送辞、答辞、小学校のお祝いの呼びかけ、こういったものにつきましては、できるだけ簡略化をして時間が短く終了するように学校のほうに検討をお願いしているという状況でございます。

それから、県立高校の入試でございますが、現在のところ予定どおり実施をされる見込みでございます。ただ、現状、非常に環境が厳しくなっておりますので、万が一発熱がある場合、そういった配慮を要する受験生がいた場合は、試験当日、配慮がなされる予定というふうに伺っております。

また、中学校におきましては受験生を抱えておりますので、入試に関する連絡、事前準備などを行うため、臨時の3年生だけの出校日を設ける予定といたしております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。修了証に関しては教職員の方が1件ずつ訪問をされてお渡しされるということで、これはとても大事なことはないかなというふうに感じております。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

感染症にかかったかなと感じたときにはどのようにしたらよろしいのでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、高齢者や基礎疾患等のある方は2日程度続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合は、先ほど御説明いたしました全戸配布したチラシにも記載しておりますように、南筑後保健福祉環境事務所内に設置されている帰国者・接触者相談センター、電話は平日は68 - 5224、夜間、休日は092 - 471 - 0264、ここに御相談いただき、指示を受けていただくことになります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

感染された方は本当にお体のことだけでなく心の支援も必要であると思いますが、予防対策とは別に相談窓口などがありましたら教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナウイルスに関する相談は、南筑後保健福祉環境事務所内に設置の帰国者・接触

者相談センターに、感染者の心の相談は、平日に限ってではございますが、同事務所の保健衛生課感染症係、電話番号は72 - 2812に御相談いただくことになります。

以上です。

4番（今村智子君）

相談に関しては帰国者・接触者相談センターに、そして、感染された方の心の相談に関しては、同事務所であられますけれども、保健衛生課感染症係ということで別のところが連絡先ということですね。分かりました。

それでは、今後、コロナウイルスだけに限らず、感染症などが発症したときの隔離病棟などを柳川市で確保していかれる御予定などありませんでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市が属する南筑後保健福祉環境事務所管内の指定感染症病院は筑後市立病院です。

議員が言われる病棟は、感染症に対応した病床や人的な面で体制が整わないと感染病棟の確保は難しいかと考えます。感染症が発生した場合には、南筑後保健福祉環境事務所が管轄内の医療機関に協力病院としての依頼と調整を行い、医療体制を確保することとなります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。指定感染症病院は柳川にはなく、ここは筑後市立病院のみということですね。分かりました。

とにかく一日も早く新型コロナウイルスが終息し、安心した日々を過ごせるよう心より祈念いたしまして、この質問は終わります。

続きまして、男性の育児休業取得について質問をさせていただきます。

子供を安心して産み育てるために必要な制度が育児休業制度です。育児休業制度とは、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者が育児や家事のために法律に基づいて休業することができる制度です。

今年1月、現職の大臣が育児休暇を取得すると宣言をされ、若者の間では期待が集まっていますが、賛否両論あるようです。

2018年度の厚労省の調査によれば、日本の育児休暇の取得率で、女性は82.2%、男性は6.16%、男性を100人とすると6人しか取得をしていません。ちなみに、福祉国家として名高い北欧ノルウェーの男性の取得率は何と89%です。取得期間では、女性は9割近くの方が6か月以上休まれてありますが、男性は56.9%、約半数以上の方がたった5日未満で、男性の8割以上が1か月未満の取得となっています。政府は男性国家公務員に2020年度の育児休暇の取得率を13%の目標を掲げていますが、達成は容易ではないようです。

では、なぜ取得が進まないのでしょうか。それは若い世代を取り巻く社会事情があると考

えます。昨年9月の一般質問で産後ケアの重要性をお話しさせていただきましたが、以前は妻は出産前になると実家に帰り、産後しばらくは実家でお世話になっていました。しかし、今は実家の両親も御自身の親の介護や親自身が働いてある方も増え、孫の面倒は見ていただけず、夫婦だけで子供を育てなければなりません。また、マンションやアパート住まいになると地域とのつながりもないため、母親はインターネット情報だけが頼りで、孤独で育児をしている状態です。その結果、産後うつや自殺などといった深刻な問題が発生しています。父親も、制度はあっても職場でなかなか育児休暇を取りづらいのが現状のようです。

本市に住む子育て世代の男性数人に育児休暇について御意見を伺ったことがあります。その方が言われるには、職場が人手不足で育児休暇を取得しづらい雰囲気でしたので、有給で数日休みました。またある方は、妻は2人目の出産ですが、実家の両親は体が弱いので、里帰り出産せず自分たちで育てる予定です。本来ならばしばらく休暇を取りたいのですが、上司や同僚が男性の育児休暇取得に対する理解があまりなくて、休暇を取るのには厳しいです。意識改革をぜひしてほしいと願っていますと話されておりました。

皆さんのお手元にお配りした意識調査がありますけれども、そちらを御覧いただけますでしょうか。男性の育休取得で障壁となっていると感じていることは、実際に取得経験者、また、未取得者ともに職場の理解が足りないが最も多い結果となっております。

本市は子育てするなら柳川でと掲げ、子育て支援に力を入れてくださっています。そこで、本市の職員における育児休暇の現状を伺いたいと思います。

人事秘書課長（高田啓介君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

正規職員の育児休業の取得率及び取得期間を過去5年間で男女別に申し上げます。

なお、当該年度中に出生した子がいる職員を育児休業取得対象者として申し上げたいと思います。

初めに、取得率を申し上げますと、今年度は育児休業取得対象者が男性職員が10人、女性職員5人に対しまして、男性職員が1人、女性職員が5人育児休業を取得しているところでございます。率に直しますと、男性職員は10%、女性職員は100%の取得でございます。

平成27年度は育児休業取得対象者が男性職員が17人、女性職員が5人、平成28年度は男性職員が16人、女性職員が2人、平成29年度は男性職員16人、女性職員2人、平成30年度は男性職員16人、女性職員2人となっており、平成27年度から平成30年度までの4年間では男性職員は取得者がいなく、女性職員は全員が取得しているところでございます。

次に、取得期間を申し上げますと、今年度は男性職員が12日間、女性職員は1人平均で351日となっております。平成27年度から平成30年度までの4年間では女性職員のみで取得で、1人平均で申し上げますと、平成27年度が436日、平成28年度が337.5日、平成29年度が378日、平成30年度が294日となっております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

調べていただいてありがとうございます。この5年間の中で今年度に初めて男性職員が育児休業を取られたことは本当に大きな前進で、うれしく思います。ただ、期間は12日間ということでした。

実は産後1か月間の母親は体も心も変化があり、大変な時期であります。今後、育休取得を予定されている方がいらっしゃれば、期間も長く取っていただくと女性の気持ちとしてはありがたいと思います。

そのほかの声として伺ったのが、育休を取ると収入が減るから取らないという制度上の問題があり、取得をされない方も多いようです。

そこで、お尋ねいたします。

本市の職員が育休を取られる際の所得保障はどのようになっていますでしょうか。

人事秘書課長（高田啓介君）

職員が育児休業を取得した場合、育児休業の期間は給与は支給をされません。しかし、子が1歳に達する日まで育児休業手当金が福岡県市町村職員共済組合より支給されます。支給額は育児休業開始時から180日に達するまでは標準報酬日額100分の67、支給率67%でございます。そして、180日経過後は標準報酬日額の100分の50、支給率50%となっております。

そして、子が1歳を迎えた後も育児休業を取得する場合は福岡県市町村福祉協会より育児休業援助金が支給されます。支給額は支給開始1か月から6か月までの間は月額40千円、7か月目以降は半額の月額20千円が支給されます。

ほかに、産前産後休暇中、育児休業中は福岡県市町村職員共済組合の短期、長期の共済掛金が免除されます。しかし、子が1歳未満の間は退職手当に係る勤続年数計算の除算期間 除算割合3分の1でございますけど、除算期間となっております。

なお、ただいま申し上げました所得保障等につきましては、その配偶者も職員であって育児休業を取得した場合は同保障等を受けることとなります。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。女性の社会進出や少子化対策のためにも男性の育休取得は欠かせないものと思いますが、現実には厳しい状況です。

そんな中、少しずつではありますが、全国で企業のトップが企業内で男性の育休100%を掲げ、取り組んであると伺っております。本市でも社長が男性の育休取得の促進をされてあるところもあり、そのお話を聞くだけでも本当にうれしくなりました。ぜひともこちらにいらっしゃる市長をはじめ、各部課長から育休対象の男性職員に対して笑顔で、もうすぐ奥さん出産じゃないの、育児休業を取ったほうがいいんじゃないのなどというような優しいお声

をかけていただくと、若い職員の方も喜ばれるのではないかと思いますのですが、皆様いかがでしょうか。

次に、福岡県では、子育て応援宣言企業として、仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりの推進に寄与されているところに対して表彰などもあると伺っておりますが、詳しく教えていただけますでしょうか。

また、本市で表彰を受けられた企業や店舗、病院、施設などありましたら教えてください。
子育て支援課長（乗富由美子君）

今村議員の子育て応援宣言企業についての御質問にお答えいたします。

福岡県では、少子化が進む中、安心して子供を産み育てることができる社会、さらには従業員が子育てをしながら働き続けることができる社会の実現を目指して、全国に先駆けて平成15年から子育て応援宣言企業登録制度が実施されています。制度開始から16年を経て、県内で7,000社を超える企業が登録されています。

柳川市内では建設業関連の事業所や商工会議所、保育所など、89社が宣言をされ、仕事と子育ての両立を支援する取組を進めておられます。このことによって、働きやすい企業、事業所としてイメージアップにつながり、社会的課題となっている働き手の確保にも効果があるものと考えられます。

また、従業員の仕事と子育ての両立のための職場づくりに功績が特に顕著である企業、事業所に対して知事表彰がなされていますが、柳川市の企業、事業所で表彰を受けられたところは現在ございません。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。柳川市内において子育て応援宣言企業の登録は89社あるということで、本当にうれしい限りでございます。ただ、福岡県内7,000社が登録されてある中の約1.2%が柳川市内の事業所などが登録をされてあるということですので、まだまだ御理解、御支援が必要ではないかというふうに思っております。

今後、本市において男性の育児休業取得に対する職場の理解や支援を促進させる取組などおありでしたらお聞かせください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

今後の男性の育児休業取得に対する職場の理解や支援を促進させる取組はどの御質問でございます。

まず、子育ては男女が共に協力して行うものとの意識を広めていくことが重要でございます。子育て支援課では柳城児童館の子育て支援拠点事業、つどいの広場において、父親の育児参加を促す取組として、赤ちゃんを迎える準備や出産前後の気になることなど、安心して相談できるプレママ・プレパパ交流・相談会、そして、父親の参加を促すために第1日曜日

に開催しているプレーパークなどを実施しております。また、健康づくり課でもマタニティセミナーなどを実施して、子育てに積極的に取り組む男性、イクメンを増やす取組をしております。さらに、イクメンを部下に持った職場の上司は部下の子育てに対する思いに応えるため、仕事と子育てが両立できる職場づくりに取り組むこととなり、その結果、部下の意欲も向上し、ひいては企業の生産性をも高めることにつながります。最近の労働力不足の中、企業や事業所にとりましても大変重要となっております。

今後は男性が育児休業取得をして子育てを女性と共に担い、楽しみながら子育てできるように、商工ブランド振興課や商工会議所など、関係機関とも連携して意識啓発等に取り組んでまいります。

以上です。

4番（今村智子君）

意識啓発へ向けて取り組んでいただけるとのことですので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、子育ては決して一人でできるものではありません。家族、地域、職場、そして、まちが一体となって若い世代を支えていく温かいまち柳川市であることを心より願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策についてであります。これについては、昨日、緒方議員、そして、先ほど今村議員から質問がありました。できるだけ重複しないように、私のほうからは二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、コロナウイルス対策について、電話相談窓口等の設置を考えてあるでしょうか。

また、観光施設の対応についてはどのように考えてありますか。

それと、万一、市内で感染者が発生した場合に備えた対策を考えておく必要があると思

ますが、市長の考えをお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

電話相談窓口の設置は考えてありますかとのお尋ねですけれども、本市におきましては相談窓口は設置しておりません。したがって、新型コロナウイルスへの感染を疑われる場合等の相談があった場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、南筑後保健福祉環境事務所に設置してございます帰国者・接触者相談センターを御案内する対応となります。

同センターにつきましては、電話がつながりにくいとの利用者の声もあったことから、電話回線の増設を要望いたしておりましたところ、医療機関、消防署からの問合せ専用の回線を本日から増設されたとのことでしたので、市民の皆さんは利用しやすくなると考えております。

以上です。

観光課長（松藤満也君）

観光施設における対応ということでございますが、観光施設については一般社団法人柳川市観光協会が会員に向けた安全対策について通知を行っております。

まず、1回目は1月23日付で通知をしておまして、風邪やインフルエンザも多い時期であることを踏まえて、せきエチケットや手洗い、うがい等の通常の感染対策及び飲食店、販売店、観光施設等においては出入口等でのアルコール消毒の設置などの対策を呼びかけております。

2回目は2月26日でございます。感染が拡大している状況を踏まえ、特に、対面接客についてはマスクの着用、出入口でのアルコール消毒の対策の徹底、それと、お客様への周知案内文の例をお示しして掲示していただくなど、お客様に安心して利用いただける対応を呼びかけています。

マスクや消毒液については、なかなか確保が厳しい状況の中、各店舗においてはお客様に安全・安心なサービスを提供するために懸命に努力をされております。もちろん呼びかけに当たっては、市と協議を行った上で通知を行っていただいているところでございます。

以上です。

健康づくり課長（田島雅彦君）

万一、市内で感染者が発生した場合に備えた対応も考えておく必要があると思いますがとのお尋ねですけれども、市内で感染者が発生した場合を想定し、柳川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、柳川市業務継続計画に基づき、感染症の発生段階に応じた各部でなすべき対応を再度確認したところでございます。

仮に感染者が発生した場合は、南筑後保健福祉環境事務所と連携を取りながら庁内で情報

の共有を図り、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守ること、市民の生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、来庁の制限や公共施設の閉鎖といった有効な対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

まず、電話相談窓口設置の件ですが、先ほど感染の相談は県の南筑後保健福祉環境事務所を案内しているということでした。もちろんそういったことも必要であろうと思います。

それと同時に、市民の方にとっては、今回のウイルスの対策でイベント等が中止や延期をされております。それと同じように、これから先、市の行事やそうしたイベントがどうなるのか、あるいはほかに施設の利用がどうなっていくのかとか心配されている方もあるだろうし、今後も出てくるだろうと。また、これから事態がどう変わっていくのか、そのとき市民生活にどんな影響が出るのか分かりません。ですから、そうしたとき市民の皆さんは一番身近にある市役所に相談をしたり、情報を求められるだろうと思います。

ですから、そのために、やはり市役所で一元的に情報を管理しながら、相談窓口を設置した方がいいんじゃないだろうかとは私と思いますが、このことについて担当課と打ち合わせる時間がありませんでしたが、答えができればお願いをしたいと思いますが。

健康づくり課長（田島雅彦君）

現在、本市に新型コロナウイルスの問合せがあった場合は健康づくり課のほうに回ってまいります。

感染を疑われる場合の相談につきましては、先ほどお答えいたしました帰国者・接触者相談センターを案内しているところでございますけれども、当課の専門職で対応できる場合は当課でお答えをし、ほかの課に関連するときは他課と連携して対応を行っているのが現状でございます。

白谷議員の御提案については、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

対応できるところは健康づくり課で、ほかのところについては各担当の課で対応をされているということですが、先ほど言いましたけど、どんな事態になるか分かりませんし、市民の方が心配されていることも多岐にわたるだろうと思います。ですから、やはり市役所で情報を一元化しながら対応していく、そういったことも私は必要じゃないかなと思いますので、ぜひ電話相談窓口の設置もやっぱり検討をしていただきたいと思います。

それから、観光施設についてですけど、大体回答いただきました。

ただ、市で運営している施設がありますが、そういったところについては、先ほどマスク

とか手洗い等ということでしたが、今のところ別に閉鎖とかはまだ考えておられないのでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

市の観光関連の施設につきましては、特に、ひなまつり期間中でございますので、通常のひなまつりの展示会場は一応開けております。関連のイベント、例えば、水上パレードであったり、そういうものが中止になっておる状況で、そういう施設関係は開いておりますので、一応報告をいたしておきます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

もちろん状況によっては閉鎖等も今後考えていかれると思うんですが、今のところは通常どおりと。手洗い、マスク等でしていきたいということですね。

次に、市内で感染者が発生した場合の対応についてですが、もちろん必要以上に不安をあおることは避けなければなりません。ただ、万が一のことも想定しておく必要があるだろうと思います。先ほど答弁では、来庁の制限や公共施設の閉鎖等も考えていかなければならないということでしたが、私はもう少し具体的なシミュレーションもしておく必要があるんじゃないかなと思います。例えば、学校で感染者が出た場合はどう対応していくのか。あるいは園児が感染したとき、いろいろ考えられると思います。1つの学校だけを閉鎖するのか、あるいは全部するのかとか、そういったシミュレーションも私はしておくべきじゃないかと思います。

これについても、これ以上話はしておりませんでしたので、今ここでということが無理なら検討をしていただきたいと思います。いいですか、これで。

それから、昨日の今日のことで非常に申し訳ありませんが、回答ができれば分かる範囲でよろしいんですが、今回の学校の休校で一番問題になっているのが学童保育所の問題ですね。これは今しきりにマスコミ等で取り上げられておりますし、昨日の全員協議会でも質問が相次ぎました。

昨日、学童保育について、学校の教室等を開放し、少人数で対応して、指導員不足については教職員で対応するとの報道がございましたが、そういった報道を受けて、本市の学童保育の状況はどうなっているのか、把握をしてあればお聞かせください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

学童保育の状況はとの御質問でございますが、まず、蒲池の学童保育所、こちらにつきましては、午前中から、8時から開所するというこの支援員の体制がまだ整わないということで、教育委員会とも御相談をいたしまして、校長先生とも御相談をいたしまして、学校の教職員のほうでのお預かりが8時半からになっておりますが、15時までにはそちらのほうの教室での対応を体制が整うまでしていただくというお話を聞いております。

それ以外の学童保育所では体制ができておりますので、8時からの開所をさせていただいております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

すみませんね、急な質問で。昨日の全員協議会でも問題になりましたけど、要するに学童保育は1部屋で30人も40人も現実に入っているわけですね。ですから、そのことが危険じゃないかという話でしたよね。もちろんマスクミ等でもそのことが盛んに言われております。ですから、先ほど言いましたように、政府はそれを解消するために、それを防ぐために、学校はどうせ休校ですから、教室で小分けして学童保育をします。当然、小分けすると人員が足りないじゃないですか。ですから、それについては教職員で対応しますという報道が昨日あったんですね。それらに対する状況がどうなっているかをお聞きしているわけですよ。

例えば、今まで1か所でおった学童保育を教室とか図書室に2つとか3つとか4つに分けて学童保育がされているとか、あるいは当然足りないから、それには教職員の先生に応援に来ていただくとか、そういうことに対応しますという報道があったから、本市の学童保育はどういう状況になっておるだろうかと、もし分かれば教えてくださいという話をしよるんです。

保健福祉部長（島添守男君）

昨日付で文科省のほうから都道府県知事とかそれぞれに通知が来ております。確かに今、議員がおっしゃっているように、学校施設内の空き教室等に限らず、そういう施設を使っていいと。教職員についても対応できる人はできるというふうな内容の通知が来ております。それは通知は確かに来ておりますが、その通知に応じてどういう対応をしているかということまでは、ちょっと現時点では把握をしておりません。

以上です。

1番（白谷義隆君）

昨日の今日の話ですからね。

ただ、先ほど市長は明日にでも学童保育を見て回りたいという話でしたけど、そういったところもぜひ各教室で小分けしながらして、先生たちの応援があっているのかどうかとか、そのところもぜひ明日、市長には見ていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

一般質問が今日で終わりますので、予定としては議会日程が明日までということで、明日は空きますので、10時から大体2班で副市長と一緒に回って、そのことも含めて、また、特に学校教育のほうも、教育長も回れるなら一緒に学校関係も回って、そういうことの対策を講じてまいりたいと。

白谷議員が言われるようなことはまたテレビ等でも流れておりますので、柳川市を挙げて、

総力を挙げて学校も市の職員も、そしてまた支援員の方も一緒になってこれを乗り切りたいというふうに考えておりますので、そういうつもりです。

教育長（沖 毅君）

今2点ございました。教育施設の開放、また、先生方で学童を応援すると。

まず、1点目の教育施設についてですけど、既にウイルスに感染しないようになるだけ小分けして、学校施設等も開放して柔軟に対応するようにという指示をしているところでございます。また、先生を学童保育にということですけど、ちょっと保障の問題等はありませんけれども、学童の求めがあれば、また検討していきたいというふうに思っております。今、市長が言われるように、十分に柔軟に対応していくつもりでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

今、教育長のほうから指導員不足については要請があれば先生方で対応をしたいということですので、市のほうにおいてそこら辺を見極めながら、必要があるときは必ず、それこそぜひ教育委員会に先生たちの応援もお願いをしていただきたいというふうに思います。

コロナウイルスはこれで終わります。

次に、消火栓用ホース格納箱の管理についてお尋ねをいたします。

大和町区域では各行政区に数か所、消火栓のそばにホース格納箱が設置をされています。これは火災発生時に被害を最小限にとどめるため、消防署や消防団が到着するまで地域で初期消火に当たるために備えられたものです。

そうした中で、最近、ある行政区で、この格納箱が破損しているので作り直したいということで市役所に補助をお願いしたところ、補助は出せないということでした。そのため、行政区では全部を区費で賄うことはできないので、格納箱の修理を諦めようと考えられたようですが、今までこの行政区内で2件のぼやがあり、そのとき、この格納箱のホースを利用して大事に至らなかったことがあり、そのままほっておくこともできないと苦慮をされているとのことでした。

そこで、お尋ねしますが、補助ができなかった理由を教えてください。

それと、このホース格納箱の設置は、大和町区域だけなのか、ほかの区域にもあるのかどうか、併せて教えてください。

総務課長（平田敬介君）

白谷議員の御質問にお答えします。

議員の御質問にあるとおり、行政区内に設置している消防ホースや筒先、ノズルを格納する格納箱を新しくしたいので、市から補助がありませんかという問合せが区長さんからありまして、そういう制度はございませんので、補助はありませんというふうにお答えをしておりました。

また、市から各行政区へ1世帯当たり年額2,300円の行政区活動助成金を交付しているところですが、行政区によってはこの行政区活動交付金を活用してホース格納箱の費用を捻出してあることも事業実績報告書で把握しておりましたので、ホース格納箱設置の補助金はありますが、行政区活動助成金を活用していただけませんかとお願ひしていたものであります。

次に、この格納箱は大和町区域だけかとの御質問ですが、御質問を受けて、総務課のほうで消防本部や消防団である職員、消防団長、いろんなところに尋ねたり、回ってみました、大和町以外では昭代地区に設置があります。昭代地区の箱には、赤い箱の外側に 公民館 というふうに書いてありますので、公民館が主体となって格納箱を置いてあるようでございます。中には 鉄工所寄贈 ということで、地元の鉄工所さんが寄贈されたものもありました。

また、蒲池校区は以前あったそうですが、今はなくなったというふうに聞いております。

また、柳河小学校区と城内小学校区の一部の行政区では、屋外に赤い消火栓ノズル、ホース格納箱と似たような箱に消火器という記載をして、鍵がかからなくて自由に使える家庭用の消火器を行政区で設置してあるところがあるということで、私が見たところ、2か所ぐらいそういうのがございました。

そういうことでいきますと、三橋地区全域と昭代地区以外の旧柳川地区にホースがないということで、あるのは旧大和町区域と昭代地区にあるようでございます。

以上です。

1番(白谷義隆君)

今、課長のほうから行政区活動助成金を利用してつくっていただきたいということですが、実はこの行政区活動助成金は、先ほど言われましたように、1世帯2,300円ですね。ところが、現実に行政区の活動費というのはまだまだいっぱい、この活動助成金は行政区の運営費のほんのごく一部にしかすぎないんですね。行政区活動のほとんどは区の住民の方の区費で賄われているわけですね。ですから、さっき格納箱の設置は、行政区活動助成金は何にでも使えるからということでしたけど、そのほとんどは行政区内の住民の負担金で活動に当たっているわけですから、助成金があるといっても、それは形だけであって、例えば、格納箱を修理するとすれば、これは結果的に区の住民の方に負担をしてもらわなければならないんですね。

それで、冒頭申し上げましたように、こうした問題が起きたときに、区域の方に新たな負担をお願いするというのはなかなか難しいところもあるだろうと。実際この区長さんは難しいと言ってありますからね。もちろん行政区の運営にどうしても必要なときには、行政区内で新たな負担も仕方のないことだろうと思うんですね。ただ、このホース格納箱は、先ほども言いましたが、火災発生時の被害を最小限にとどめるためのものなんですね。いわば地域

住民の財産と生命を守るためのものです。その市民の安全・安心に備えることは、私は行政区の方が負担するものじゃなくて行政の責任だと思いますが、そこはいかがでしょう。

総務課長（平田敬介君）

確かに住民の安全・安心を守るというのは、行政の大きな役割の一つだと思っております。そういう中で、消火栓そのものは法律で決まって、一定の区域ごとに設置をされております。その消火栓を使って自分たちで消火をしようということで、消火栓そばにホースとノズルを入れる格納箱を設置してきてあったと。これまで大和町、それと昭代ではそういう手段を取ってあったということでありまして。

そのことは十分理解をしておりますが、箱の維持管理をしていく中で、現に大和町のほかの行政区では、実際、何年かに一度、計画的に区費を含めた活動助成金の中で工面をしてあるという実態がございましたので、私のほうではそういう公平感といえますか、そういうところから考えましても、それでお願いできないかということをお願いしたものでございます。

もしこういう格納庫に特化した補助金を考えるということになれば、格納箱に特化した補助金の是非、もしくはその必要性のところから入り直して考えていかなければならないかなというふうに思っています。

以上です。

1番（白谷義隆君）

実はこの問題が区長さんから提起されたときに、どうなっているのか、よその状況がどうなのか、ほかの区長さんにも話を聞いてみたんですね。そうしたとき、確かに行政区で対応してあるところもあります。ただ、先ほど課長も言われましたけど、中にはそのまま放置されているところもあるようですね。それと、ある地域では、これは市がするとやろうということで、全くそういうことは考えていなかったといったところもあるようですね。

要するにこの管理の仕方はそこそこでまちまちなんですね。ですから、課長は補助を出せない理由をそういうことで言われたんですけど、私はそういった管理がまちまちですから、これを機に、やはりこういった生命と財産を守るためのものですから、当然、活動をするのは地域住民の方でしょうが、管理がばらばらですから、ここで一回 こういった設置しているところもあるし、ほっとけばそのままなくなっていくわけですね。先ほども言いましたけど、今、問題提起されている行政区でも、現に金がないからやめようかなと、そのままほっとこうかなと思われたと言いましたけどね。

ですから、せっかく設置されて、消火栓もあるわけですから、万が一のために、やはりそういったことを活用していく。ですから、ここで一回、こういった格納箱とかそういった補助金要綱をつくりながら統一した管理をしていくべきじゃないかなと私は思うんですよ。そこについてはどう考えられますか。そこまで突っ込んだ話はしておりませんでしたけど。

市長（金子健次君）

この問題を協議するに当たって、今まで平田課長が答弁した内容になっていますけれども、私も20代のときに隣の家が火災になって、消防自動車のホースを握った経験があったんですね。一人で握ったら、とてもじゃないが、あの水圧で握れん状態で、くるくる回ったんですね。危険だなという気持ちで、消防長にも打合せしました。消防長の見解、これについて、水圧とか、ある程度の消防団の人は訓練した中で消火栓を開けて、消火栓を開けることも難しいという状況の中で、果たしてそれを全区、柳川市内、これは大和町だけじゃなくて、それを補助要綱をつくれれば、私のところも、私のところもという形になってくるので、それについては、私はちょっとまだそこまでは決めかねると。安全性から見た場合ですね。そういう面については消防団や常備消防に任せたい方がいいんじゃないかということと、もう一つは、家庭でお互い助け合い消火器で初期消火をやってもらった方がいいんじゃないかという考え方を持っております。

ただ、その危険度については消防長のほうから話をさせていただきませんか。

消防長（木下隆行君）

先ほど来、市長が申されましたとおり、消火栓というのは水圧がかかっておりまして、一番先の筒先のところに触れますと大変な大けがになります。

それで、私どもが今、住民の方をお願いしているのは、まずは自分の安全を確保してくださいと。そして、現役消防団、消防職員、または退団された消防団員の方々がおられた場合は有効に使っていただきたいと。それがいらっしやらない場合、そうした場合は各御家庭にある消火器を持ち寄っていただいて消火してくださいというふうなお願いをしています。

以上です。

1番（白谷義隆君）

今、市長、消防長が言われることは、一番後に私は言おうと思ったんですけど、まだ問題は残っておりますけど、ただ紹介だけしておきます。

先ほど私は問題提起された以外の区長さんたちとも話をしたと言いましたね。そのときに、こう言われたんですね。全く同じことなんです。消火栓による消火活動では、消火栓を開けるのに力も要る。ホースを伸ばすのに人数も要る。そうした中で、地域の高齢化が進んでいく中で、消火栓を利用した消火活動だけでなく、消火器による初期消火の対策も考えておく必要があるんじゃないですかと。全く同じなんです。私が意見を聞いたときに、区長さんから今と同じような意見が出ておりました。

ですから、最後に私としては、そうしたことも一緒に今回考えていただきたいというふうなお願いをしようと思ったんですけど、ただ、それはそれで大事なことなんですけど、現実に消火栓ホース格納箱をつくり直したいけど金がない、そのためにどうしようかという問題提起があったんですね。ですから、そのことについて、確かに危ないかもしれない。ただ、それで必要とされているところもあるんですね。先ほど言ったように、その行政区で

はぼやが2件あって、大火にならんでとどめたという中で、そしたら、現実はどうするのかと。先ほども言いましたけど、その格納箱がそのまま放置されて、全然使われない状態にあるところもあるんですね。ですから、そのところについて、果たしてこの安全・安心に備えるための施設が行政区の市民の負担でせないかんもんかですね。私はそれは行政で手当てをしていくべきじゃないかと思うんですよ。問題提起された方も、別段、全額をくれと言ってあるわけじゃないんですね。どうしても区費で賄うことができないから、何とかお願いができないだろうかと言われているわけですね。

ですから、そのことを、確かに消火栓については問題があるんでしょうけど、ただ、現実に今当面している問題に、それをそのままほっとくというのも私はおかしいと思うんですよ。現に必要だから更新をしたいと言ってあるわけですから、そこに行政としてどう対応するかを聞いているわけですよ。すみません、お願いします。

総務課長（平田敬介君）

先ほど来、市長、消防長、消火栓の扱いはなかなか難しい面もあるということでは言われましたけど、白谷議員は必要性があるところの話をしていると。現に古くなっているところをどうするかということでおっしゃいましたので、そもそもとして消火栓を活用した住民の消火活動をどのように考えていくかということから考え直していかなければいけないかなというふうに思いますが、ちょっとこの場で答えは持ち合わせませんので、そのことについて研究、検討していきたいと思います。

以上です。

1番（白谷義隆君）

答弁として、ただ、問題が出たときに、補助を出せなかった理由だけで、それでいいとは思っていなかったでしょうからね、これは行政区で困ってあるわけですから、当然、補助をどうするかという問題まで話としていくじゃないですか。確かに消火栓を活用した消防活動には問題があるかもしれない。ただ、それはそこそこの行政区で人員とか、扱う人がおらんなら要らないところもあろうし、あるいは対応できるところは必要でしょうからね、そこを一律に全部という話じゃなからうと思うんですよ。ですから、必要があるところには、やはり行政として対応をしていく。安全・安心のまちづくりは行政の責務じゃないですか。そういう備えまで住民に負担を強いるというのは、私は違うと思うんですよ。

ですから、検討されるのはいいんでしょうけど、現に困っているところもあるわけですから、そのことについては早急に結論を出していただきたい。もしその間に火災が発生したらどうしますかという話ですから、悠長にしとく場合じゃないと思いますよ。ぜひ早急な検討をして、結論を出していただくようお願いをしたいと思います。

それでは次に、高潮対策についてお尋ねをいたします。

これについても、昨日、伊藤議員から質問がありましたので、できるだけ重複しないよう

にお聞きをしたいと思います。

昨日の質問の中でも話、あるいは説明もありましたが、昨年12月、福岡県では有明海沿岸高潮浸水想定区域図が公表され、浸水区域や浸水深等が報道をされました。新聞報道によれば、柳川市では市の全域が浸水し、浸水の深さは市役所で最大5.2メートル、浸水継続時間は一番長いところで7日以上となっております。

これらの報道を受けて、市民の皆さんの中に、果たしてどうなるのだろうかという不安もやっぱり広がっているようです。今後の対応等について、考えてあることがあれば教えてください。

総務部長（石橋正次君）

私のほうから白谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、福岡県においては、先ほど言われましたように、水防法に基づきまして、有明海沿岸の高潮浸水想定区域図を昨年12月27日に公表されたところでございます。

柳川市におきましては、今回の高潮浸水想定に対するハザードマップ、そして、避難計画策定の方向性が出た段階において、本市のホームページ上などにおいて市民の皆様にお知らせをしたいと思いますというふうに考えているところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ちょっとよく分からん。すみませんね。よか、先に行きます。

それでは、報道によれば、市役所で深さが5.2メートルですね。ほかの区域、例えば、大和庁舎とか三橋庁舎とか、あるいは柳川駅、市内の要所、要所の浸水の深さ等は分からないんでしょうかね。

総務部長（石橋正次君）

大きく柳川庁舎においては5.2メートルということになっております。大和庁舎においても同じく5.2メートル、それから、三橋庁舎については約4.2メートルということでお知らせがされているところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

そしたら、今回の高潮浸水想定で、それに基づくハザードマップの作成は考えてありますか。

総務部長（石橋正次君）

現在、大雨を想定したハザードマップ、これにつきましては作成をいたしまして、全世帯のほうにお配りをしているところでございます。

高潮対策についてのハザードマップということですが、これにつきましては避難計画と一緒に、一体のものとして今後作成をしていくという方向で考えているところです。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

策定をされるということですね。

次に聞こうと思いましたが、避難計画もつくられるということでしたのでね。

昨日の説明では、千年とか数千年に一度という説明がありましたけど、やはりこの報道を受けて、市民の皆さんの中には不安があるようですので、課長は避難計画をされるということでしたので、これについてもぜひ避難計画を策定されて、公表をしていただきたいと。そのことによって、市民の皆さんも安心をされるだろうと思いますので、ハザードマップと併せて避難計画もつくって公表をしていただきたいというふうにお願いをします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時47分 休憩

午後 1 時58分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、2 番橋本憲之議員の発言を許します。

2 番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんこんにちは。2 番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。午後 2 番手の質問でありますので、とても眠くなる時間だとは思いますが、少しの間、お付き合いください。

まずは 3 月議会ということで、今月末退職される職員の皆さんにおかれましては、長年にわたり行政発展、それから、推進に御尽力くださいました。このことに対しまして深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。お疲れさまでした。

さて、この二、三週間、テレビのニュースや情報番組では新型コロナウイルスの話題ばかりです。本市の観光業界、飲食業界におきましても大きな影響が出ていると聞いております。また、市の主催、あるいはそれに準ずるイベントについても中止、あるいは延期が続出しているようです。確かに感染リスクを減らすためにもこの措置はやむを得ないものと感じますが、ほかの議員さん方も意見されていますように、経済活動の縮小は柳川市の税収減少にもつながる非常に懸念される状況だと思います。また、インターネットの普及により SNS の浸透に伴いまして、正しい情報、間違った情報、いずれにしても非常に短時間で拡散するようになりました。この状況下でも例外なく、実は先ほど私に電話いただいたんですが、柳川で感染者が発生したとか、トイレトペーパーがなくなるなどのデマ情報が拡散

されています。市民の皆さんにおかれましても、いたずらに怖がることなく、手洗い、うがい、それから、しっかり食べて、しっかり寝る、免疫力を高めるという感染予防をおののがしっかり励行され、それから、入ってくる様々な間違っただ情報に踊らされることなく冷静に対応していただきたいと思います。また、一日も早いこの状況の収束を願っております。

それでは、今回の一般質問についてであります。本3月議会初日の市長所信表明の中でございましたけれども、第2次柳川市総合計画の将来像「水と人とまちが輝く柳川」、これを実現するため、「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」を政策目標の1番目に掲げてあることもあり、その若い世代である子育て世代の心配事について質問させていただきます。

次に、2項目めですが、年度末の議会ということで、私が昨年3月から行いました3回の一般質問の内容について、質問事項のその後ということで質問させていただきたいと思います。

詳細の質問に関しましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願いたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

まず、最初の質問でございます。これは国の施策ではございますけれども、市民の皆さんへの周知活動のためにもあえて質問させていただきます。

成年年齢の引下げについてです。これはいつから引き下げられるのでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は民法で20歳と定められていました。この民法が改正され、令和4年、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。このため、令和4年、2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。

新しい成年年齢について具体的に申しますと、平成14年、2002年4月1日以前生まれの方は20歳の誕生日に、平成14年、2002年4月2日から平成16年、2004年4月1日生まれの方は令和4年4月1日に、平成16年、2004年4月2日以降の生まれの方は18歳の誕生日に成年年齢となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

2年後の4月、令和4年4月から成年年齢が引き下げられるということで、それで、その成年になられた方、義務、または権利その他変化することがありましたら、あるいは成年年

齡が引き下げられたからといって、それまでの権利などが変わらないところがありましたら教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

民法の成年年齢には、一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さない年齢という意味がございます。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入するといったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると親の同意がなくても自分一人で契約を結ぶことができるようになります。しかし反面、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。また、親権に服することがなくなる結果、自分で住む場所を自分の意思で決めたり、進学や就職などの進路決定についても自分の意思で決めることができるようになります。もっとも、進路決定については親や学校の先生の理解を得ることが大切なことは変わりません。

そのほか、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと、性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても18歳でできるようになります。これに併せ、女性の婚姻開始年齢についても16歳から18歳に引き上げられます。

なお、飲酒や喫煙、公営競技、競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走の年齢制限については、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から20歳のまま維持されます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。改めて未成年と成年、これの有する権利の違いを理解することができました。また、幾ら成年となったといえども、飲酒や喫煙、それから、公営競技の年齢制限についてはいろんな観点から鑑みまして変化はしないということで、ほっとしたところでございます。ありがとうございます。

さて、私ごとで大変恐縮ではございますけれども、今年、長男が18歳になります。長女が16歳になります。最初の質問への答弁で成年年齢の引下げが2年後の令和4年ということでしたが、2年後、実は2人同時に成年という条件を満たすようになります。ということは、同時に成人式を迎えるということにもなるかと思えます。衣装の準備や、もしかして長女が大学に行くことがあれば、その年は多額の費用負担が発生してくる。これは今回、我が家のような2人同時の世帯はもちろんですけれども、一人のお子さんしかいらっしやらないところも18歳で成人式を迎えるに当たりまして、大学進学と、それから、衣装の用意だったりということでも十分に負担が大きいのかなというふうに思います。また、2年後に法改正ということで、女性は特に1年以上前から衣装の予約とか段取りとかを行わなければいけない

ということで、何せうちの奥さんが一番騒動しておりまして、そこで、よく尋ねられることでもありますので、お聞きしますが、成人式に出席する対象年齢も18歳に引き下げられるのか、ぜひともお聞かせください。

生涯学習課長（新開文隆君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

本市におきまして、令和4年度以降、令和5年1月以降の成人式の対象者の年齢については、これまで同様、年度内に20歳になる者とすることに決定いたしました。

この決定までの経過について御説明いたします。

民法の改正により成年年齢が18歳となりますが、成人式対象者について、内部や南筑後管内の成人式担当者会議等にて協議を重ねた結果、対象者を18歳までとした場合、受験や就職などを迎える高校生も含まれるため、混乱を与えないよう配慮すべきという結論に至りました。

なお、近隣においても、大牟田市をはじめ、多くの自治体が令和4年度以降の成人式開催につきましては、対象年齢を年度内に20歳に達する者という方針であることを申し添えます。

また、4年度以降の成人式開催の要領については、今後速やかにマスコミへの公表や広報、ホームページにて周知を行ってまいります。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。あくまでも式に参加するのは二十歳のままにするという明確な答弁をいただきました。我が家でも負担が少し分散されるのかなという感じがいたします。ありがとうございます。

しかしながら、これは私の個人的な意見なんですけど、成人式という言葉、この表現自体も何か違う表現にしないかといけなくなるのかなという感じがするところがございます。

次に、児童・生徒の通学時の安全確保についてお聞かせいただきたいと思います。

昨年6月議会で私が質問、提案させていただきました登下校管理ＩＣタグ「ツイタもん」についてなんですけど、その後、藤吉小学校以外で導入された学校はありますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

登下校管理ＩＣタグ「ツイタもん」につきましては、子供たちにＩＣタグを持たせまして、校門の通過時刻等について記録をするとともに、一部有料の機能がございますが、保護者が児童の登下校時刻をリアルタイムに受信するということができるシステムでございます。

現在のところ、この「ツイタもん」につきまして本市で導入しているのは藤吉小学校のみでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。どの学校も新規には導入されていないということなのですが、それぞれの学校にもいろんな事情があると思います。一概には言えませんが、もし行方不明者が出たときなんか、最低限、学校内にいるかどうか瞬時に分かるシステムなので、リスクマネジメントの観点からも、ほかの学校にも導入をお勧めしたいなというふうに思うところでございます。

次に、通学路についての質問をさせていただきたいと思います。

例えば、藤吉小学校では各地区で協議して決定した通学路を学校に報告して指定の通学路というふうにさせていただいておりますけれども、ほかの小・中学校において指定の通学路はどのように決定をされるのか、教えていただけますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

通学路につきましては、議員の御質問の中にもございましたとおり、市や教育委員会が決めるという形ではなく、保護者が学校までの道路事情、安全性を考慮して決定をしているというふうな形になっております。また、集団での登下校を行っている学校もございます。こういう場合につきましては、保護者同士で話し合いをさせていただいた上で、集合場所、通学路を決定していただいているという状況になっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはりどの学校でも地域だったり保護者の方が大体同じような決め方をされて通学路を決定されているということで、それぞれに安全と判断した道を、ここを歩いて学校に行きなさいと子供たちに教えている、そんな安全なはずの通学路について質問したいと思います。

道路の交通規制についてなので、県の公安委員会が設定して管理していることだとは思いますが、藤吉校区の通学路内にある時間帯通行制限道路、このことについてでございますけれども、国道443号沿い、西鉄柳川駅北側の踏切から三橋中学校までの間の北側に並走する旧道が時間帯通行制限になった、これは時代背景的にいつからなのでしょう。

総務課長（平田敬介君）

橋本議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、警察署のほうへお尋ねをしました。歩行者用道路の交通規制計画に昭和49年との記載が残っていることから、最初に歩行者用道路として交通規制することが決定をされまして、標識が設置されたのは昭和49年以降ということでございました。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。昭和49年以降ということで、私が昭和51年生まれですので、私よ

りも2つ年上の46年前くらいから規制されているということなんですが、確かに私が小学生の頃、既に時間帯通行制限がされておりましたので、この道は狭い道ではございますけれども、登下校時には安全に通行することができました。ところが、最近、うわさでこの時間帯通行制限が解除されるということを聞きまして総務課のほうに事前にお尋ねをさせていただきましたところ、路線全体ではなくて三橋庁舎から三橋中学校までの区間で解除ということで大変驚きました。

それでは、この区間が解除されるまでの経緯について教えていただけますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

これにつきましても柳川署のほうにお聞きしましたところ、地元の区長さんが地元住民の意見として、歩行者用道路解除の要望書を昨年8月23日に警察署へ提出されたそうです。警察署が要望区間周辺の交通量を調査しましたところ、調査時点で児童、小学生の通学がないということで、歩行者用道路の交通規制が必要ないと認められたため解除されるということだそうでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。地元の当該区長さんが地元住民の意思として要望されて、交通量などを鋭意調査されたということでありますけれども、実は解除区間の一部は要望された地区と違う地区も通っております。その地区の区長さんが警察からも市からも何も聞いていないと、かなり憤っておられました。

次に、調査段階における質問なんですけれども、三橋中学校とか関連の小学校、こちらに意見を聴取された、あるいは協議を求められたのか、これについてお聞きしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

警察署としましては、通学に利用する可能性のある小学校に対して、通学している児童の通学実態などの事実確認を行われたということでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

市の職員に言うことではないというふうに思うんですが、申し訳ございません。警察署はこれもまた協議はしていないと。聞いたけれども、ほぼ協議はしていないということで、何か子供の安全の確保というのがないがしろにされているのかなというふうに少し感じる気がします。できれば市のほうからもしっかりとこの2項目について警察署のほうに確実にやっていただき、合意形成を図られますよう要請をお願いしたいというふうに思うところでございます。

それでは次に、このほかにこの路線において時間帯通行制限が解除される予定がある区間

はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

現時点では今回の解除区間以外の予定はないということでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。予定はないということでございますけれども、残りの三橋庁舎から西側、三橋庁舎から踏切の付近までですね、小学生や中学生の車通りが少ない安全な通学路として約50年間使用されています。合意形成がないままで時間帯通行制限の解除がないよう、重ね重ねになりますけれども、警察への要請をお願いいたします。

また、毎朝、私は子供と一緒に歩いていますと、明らかに許可を得ていない、安全に留意しながら通行してある地元住民の方ではない車が猛スピードで通ったりいたします。道幅も狭いため非常に恐怖を感じるわけなんです、そこで、時間帯通行制限道路の取締り強化、これは警察のほうにお願いされてありますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

お願いをしておりますし、これからもまたお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

それでは、なぜこの道に車が進入してくるかということなんですけれども、実は国道443号線蒲船津交差点、神社がある交差点なんですけれども、特に朝、南向き、徳益方面に向かう方向に対して右折車線がございません。柳川駅方面に曲がる車が道を塞いで大変渋滞をするわけなんです、この渋滞を避けるためにその交差点の200メートルほど手前にある、今話しています時間帯通行制限道路に入ってきたり、約300メートルほど手前にあります点滅信号のついた交差点を右折して、また先ほども言っています時間帯通行制限道路に入ってくると、こういう状況でございます。市としてはこれを把握されていて問題だと感じてありますでしょうか。総務課、建設課、それぞれの見解をお願いいたします。

総務課長（平田敬介君）

まず、総務課からお答えします。

蒲船津交差点の渋滞は把握しておりますが、時間帯通行制限道路に進入していくということにつきましては、総務課としては直接把握をしておりません。ただ、そういう通行規制の時間帯に道路に進入するということは大変危険でありますので、再度警察のほうへ取締りの強化を要望してまいりたいというふうに思います。

以上です。

建設課長（待鳥 哲君）

橋本議員の質問にお答えします。

国道443号線沿いの熊野神社南東側にある蒲船津交差点が渋滞していることは把握しているかとの御質問ですが、この交差点では北から南に向かって柳川駅や市街地方面へと右折する車両が多いことや、南北に走る道路自体がずれており、右折しにくい状況であること、さらには南北方向信号機の青の時間が短いことも要因となり、南へ進む方向に渋滞が発生していることは把握いたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

把握してあるということで、それでは、蒲船津交差点の渋滞緩和対策について国道443号線の管理者等と協議はされているかどうか、お聞かせください。

建設課長（待鳥 哲君）

国道443号線の管理者は南筑後県土整備事務所ではありますが、渋滞緩和に向けた具体的な協議は今のところ行っておりません。

渋滞緩和のための交差点改良は道路の拡幅が伴うため、関係者の御理解と御協力が必要でありますので、改めて渋滞状況を調査し、信号機の時間配分の変更を含め、警察など関係機関と協議を行いたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。このような交差点改良、こういった事案は市内のいろんなところから要望が出ておると思います。また、市以外の道路管理者との協議も簡単にはいかないということも承知しております。しかし、この交差点だけに固執した解決方法だけではなくて、違った方法での渋滞緩和策を研究していただきたくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは次は、昨年3月議会から12月議会まで私がしました5つの質問項目についての進捗状況について質問させていただきたいと思っております。

最初は、財政健全化の肝とも言える新ごみ処理施設についてでございます。

昨日の菊次議員の質問と重複するところもございますけれども、あえてもう一度お聞きいたします。

柳川、みやま両市での新ごみ処理施設の建設負担金は幾らになるでしょうか。よろしくお願いたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

新しいごみ焼却場の建設費は約121億円で、そのうち国からの補助金を約36億円と推計しており、残り約85億円が柳川市とみやま市の建設負担金と見込んでおります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

柳川市、みやま市両市での建設負担金は約85億円という莫大な金額でございますけれども、負担割合は再来年、供用開始から1年間のごみの排出量で決定するというふうに昨年の一般質問でお聞きいたしました。

そこで、現在のごみ搬出量で柳川市の建設負担金の割合、額は幾らだと推計されていますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

令和元年度1月末までの排出量で1年分を推計しますと、推計値よりも0.4%ほど少なくなる見込みです。その額は、先ほど答弁した両市の負担金を85億円と仮定すると、柳川市の負担推計約7割、額で5,950,000千円から34,000千円ほど少なくなる見込みです。しかし、みやま市は生ごみの分別を一昨年から始められ、1年間の可燃ごみの量が前年同期間と比べて約2,300トン、月平均200トン減少しております。これからも生ごみ分別が定着して可燃ごみが減少すると予想されており、またこれまで着実に減少しているようです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。前回、私が質問したときには柳川市の負担金は約58億円という答弁をいただいております。1年間で約1億円上がったと。これはショッキングな数字でございます。

確かに平成29年と平成30年の搬出量を比較してみますと、昨年の答弁からですが、柳川の平成29年は1万5,985トン、ほぼ横ばい、みやま市が約2,300トン減らしているということで、こうなったというふうに理解できるんですが、それでは、今年度が非常に気になります。昨年3月、私が一般質問をさせていただいた後のごみ量の推移について教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

令和元年度4月からの1月末までの可燃ごみ量は1万3,422トンで、前年比99.5%、0.5%ほど減少しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ということは、やはりほぼ横ばいという非常に残念な答えかなというふうに思います。

それでは、廃棄物対策課としてこれまでどのような対策をされてきたのか、あるいは考えてこられたのか、これについてお聞かせください。

市民部長（椋島謙治君）

橋本議員の御質問にお答えします。

これまでどのような対策を取ってきたかということでございます。

可燃ごみを減らすことは本市の喫緊の課題でありますので、一昨年の5月から副市長をリーダーに関係部課長で庁内プロジェクトチームを設置し、ごみ減量化をいかに進めていくか協議をいたしてきました。まずは市民の皆様にごみ処理の現状を理解してもらうことが大事だということで、一昨年の9月号の市報から「ごみ減量大作戦」と題した特集記事を掲載し、現在ではやながわごみ分別アプリも配信するなど、意識啓発を図っているところでございます。

また、一昨年12月には電動生ごみ処理機のレンタル事業も始めまして、現在3台から5台に増やし、31世帯の方に御利用をいただいております。あわせて、電動生ごみ処理機やコンポスト、EMバケツ等の購入助成も昨年度より補助率を3分の2に引き上げ、上限額を50千円にいたしておるところでございます。

しかし、先ほど課長の答弁のとおり、ごみの量はさほど減っておりません。そのため、市民の生の声をお聞きし、有効なごみ減量策を検討するために、柳川市廃棄物減量等推進審議会を昨年6月に立ち上げました。幅広い意見を聴くために審議会の委員を20人にし、日常生活に密着した話でもありますので、子育て世代のお母さんからPTA連合会、婦人会、商工会議所女性部、JA婦人部など半数を女性に、学識経験者や料飲組合、収集業者などから活発な議論をいただきました。その結果につきましては、昨年12月に答申をいただいたところでございます。

若干答申の内容を紹介させていただきますと、平成29年度と平成30年度で可燃ごみの組成分析を調査しましたところ、柳川市で焼却されているごみの約54%が紙、布類です。約17%がプラスチック類でございました。これらは分別すれば資源物として再利用することができます。また、成分を分析しますと水分が52%含まれているということが判明しました。

審議会ではこの調査結果に注目しまして、紙類やプラスチック類の分別を徹底するためには、単に分別の負担を強いるだけでなく、分別をしたら得をするシステムをつくるのが大事だという結論に至りまして、ごみ袋の価格改定をする方針が出されました。現在の可燃ごみ袋大と資源物袋の価格は同じ20円で、可燃ごみの小は15円となっています。それを、可燃ごみ袋大20円を40円に、可燃ごみ袋小15円を20円へ値上げする代わりに、資源物袋の20円を10円に値下げしようとするものです。

例を挙げて説明申し上げますと、例えば、今まで週に可燃袋大を2袋出していた家庭が紙類やプラスチック類の分別を徹底し、週に可燃袋の小1袋になったとしますと、40円から20円に節約することができます。これを1か月にしますと約80円の節約になります。また、資源袋は月に1袋で済んでいたのが、分別を進めたことで月に2袋出すことになったとしても袋代は20円で、今までどおりということになります。つまり分別することで家計がお得になるというメリットが生まれるわけでございます。

市民の皆様にはこういう取組の趣旨をぜひ御理解いただいて、ごみを減らす努力をお願い

するものでございます。

今後、市ではこの答申を尊重し、この指定袋の条例改正案を6月議会に提案したいというふうに考えております。実施月につきましては、提案前でございますので、未定ではありませんが、市民の間に混乱が生じないよう十分な周知期間と、それと、今の指定袋の使用期限を設けるなど、対策を検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしく御理解のほどお願いします。

以上です。

2番（橋本憲之君）

大変詳しい説明をありがとうございました。広報とか出前講座、アプリの利用と、いろんな手段で対応されているということはよく分かりました。また、内容もよく理解させていただきましたけれども、私はいろんなところでこのお話をさせていただきます。でも、まだまだ市民の皆さんに周知が足りていないような感じがします。そればかりか、時期を特定しないままにごみ袋が値上げされるというネガティブな情報だけが独り歩きして、一部では買占め行動がそれこそ起きているということも聞いております。業者が保管していますごみ袋に関しまして、在庫が底をつきそうな事態になったというふうにも聞いておりますので、こうならないようにこの取組の趣旨をしっかりと市民の皆様伝えて、理解してもらおうさらなる取組をお願いしたいと思えます。

それでは、今後、市としてごみの削減の具体的な目標量について教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

市としての目標量を設定しているかということでございます。

市としては、年間約1万6,000トンの可燃ごみの量を10%、年間1,600トン削減したいと目標に掲げております。これを1人当たり換算すると年24キログラム、1日65グラムで、およそ卵1個分に当たるぐらいです。これは可燃ごみに含まれる雑紙や廃プラなど資源物を分別し、生ごみの水気を切る、これを一人一人が確実に実践すれば十分可能な目標と考えております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。これは大変厳しい意見かもしれませんが、先ほど答弁いただいたみやま市の平成29年から平成30年の減量実績、これは2,300トンあったかというふうに思うんです。これからいくと、既に年間700トンの減量差が出ているのかなというふうに感じます。卵1個分じゃ駄目なんじゃないですかね。2個分ぐらいいいかと、じゃんじゃん負担割合が増えていくような気がするんですが、目標をもっともっと大きく掲げていただきたいというふうに思います。

次に、搬出箇所の質問でございますけれども、どのようなところからごみの搬出量が多い

のか、把握してありますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

可燃ごみのうち、家庭からが約7割で、事業者からは約3割です。ごみの搬出元ごとの細かい集計はできておりませんが、3割を占める事業者からのごみを減らすため、先ほど部長が答弁しました廃棄物減量等推進審議会から事業所用ごみ袋の導入が答申されております。これらのことを実施することで、事業者からのごみも減らしていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

やはり一番多いのは家庭からのごみ、もちろんですね。これが7割あるということで、事業所からのごみも3割あるということで、3割の中で1か所当たりの事業所さんから出されるごみの量というのは多いというふうに思います。ここの減量の効果は絶大なものがあるんじゃないかなというふうに思います。答弁の内容にあった事業所用ごみ袋の導入、大変難しい問題かというふうに思いますけれども、ぜひともいろいろな方策をしていただきたいなというふうに考えるところでございます。

この問題は、先ほども言われていますように、非常に喫緊の問題でございます。行政が努力するだけではどうにもできない問題かなというふうに考えております。新ごみ処理施設稼働からたった1年、これだけでいいんです。市民の皆さんの協力と努力が必要でございます。少々手荒い方法を取ってもいいんじゃないかなというふうに私は思います。新しいごみ処理施設の供用開始後1年のごみ搬出量が重要な問題ということをしかりと伝えて、目標達成に向けて市民の皆様にも努力していただきますよう切にお願いいたしまして、2点目の項目に移らせていただきたいなというふうに思います。

昨年の3月議会で不妊治療の補助増額の答弁をいただきました。もう一度その内容と今年度の実績を昨年度の比較を含めて教えていただけますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員も御承知のとおり、不妊治療はほとんどが保険適用外であり、その費用は大変高額となっております。そこで、この柳川で子供を産み育てたいという希望を持ちながら不妊治療を続けている御夫婦に対しましては、平成22年度から治療費に対する助成を行ってきております。そして、昨年4月からは従来の助成額を増額し、さらに経済的負担の軽減を図ることができるよう、1回の治療に対する50千円の助成額を70千円にしたところでございます。

平成30年度は28組の御夫婦に対しまして延べ41件、2,004,100円の助成、令和元年度は令和2年1月末現在で19組の御夫婦に対しまして延べ26件、1,520千円の助成を行っているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

それでは、今年度その補助金を活用された方の中で、実際に妊娠を実現できた方、これはどれだけいらっしゃるのでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今年度は1月末現在で7組の御夫婦に子供が誕生しています。ちなみに、平成30年度は12組の御夫婦に子供が誕生しました。

これからも子育てしやすい環境を整えるため、不妊治療に対する助成を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。今年度は延べ26件の補助を活用されて、めでたく7組の御夫婦が子宝に恵まれたということで、確率といっておかしいんですが、3割強、かなり高確率のように感じます。

子供たちの存在は何物にも代え難い柳川市の宝というふうに思います。また、今年度は補助額を20千円増額したにもかかわらず、事業予算自体は全体で約480千円減っているということが実情のようです。まだまだ経済負担面でハードルが高くて、ちゅうちょされている御夫婦がいらっしゃるのかなというふうに感じます。対象者の経済負担が少しでも減るように、さらなる増額や制限回数の撤廃なども含めまして、今後ともこの事業が近隣の市町村に引けを取ることはない充実した事業となりますよう進めていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、3点目です。

3点目は国指定の名勝、三柱神社境内のサギのふん害、有害鳥獣対策についてでございます。その後、どのような対策をされましたでしょうか。

生活環境課長（江口英範君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

三柱神社敷地内の雑木林のサギのふんの被害につきましては、本年度、7月、8月、11月、2月に鷹匠との協議、また、実態調査を行いました。また、そのための打合せ等も十数回、担当職員のほうで連絡調整を図っております。そのほか、生活環境課職員で、これは生涯学習課の職員も一回入りましたけれども、数回、三柱神社のほうに現地調査に入りました。また、神社の方にサギのふんの被害状況を伺うなどして実態の把握をしております。神社の方からは、ドローンで上空から撮影したサギの巣の状況写真を提供いただきました。200個以上の巣を確認することができました。

現地は20メートル以上の高木が連なる雑木林で、高所作業車が近くまで進入できない場所

であります。巣の撤去が困難でございます。そのため、サギが巣を作りにくい環境にするための有効な対策について、鷹匠と協議して実証実験を行うことを計画しております。

昨年8月2日、鷹匠と私どもと現地調査を行った際、ドローンを飛ばして上空を撮影しました。まだ十数個のサギの巣を確認いたしました。このサギの巣については、シラサギ、アオサギなどの複数の種類のサギが時期をずらして交代で巣作りをするということが分かっております。3月から巣作りをして、ひなの巣立ちが終わるまで、8月以降になると思いますが、それぐらいの時期までふんの被害の状況が続くということでございます。

また、昨年3月議会の橋本議員の一般質問で答弁いたしましたけれども、サギの追い払いを目的に、日没から翌朝の時間帯にかけてサーチライトを使った実証実験を試みました。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

昨年の一般質問に対して答弁いただいたサーチライトを使った斬新な方法の実証実験をされたということで、この効果はいかほどだったのでしょうか。

生活環境課長（江口英範君）

昨年3月上旬から4月上旬にかけて、三柱神社の方にサーチライトの貸出しを行いました。巣に向けて下のほうから、20メートル以上の高木になりますが、ライトを直接当ててという実証実験を行いました。残念ながらサギが巣作りをやめるとか、追い払いに成功するとか、そういった効果は得られませんでした。

以上です。

2番（橋本憲之君）

そうですね。残念な結果だったようなんですが、もし成功していたなら、これは非常に安価で、とてもいい対策となっていたんじゃないかなというふうに思います。私はこういう新しい提案をされて実証実験をされたこと自体は、すごく前向きでいいことだったんじゃないかなというふうに思います。行政職員の方々がより安価にできるかもしれないというような方法をやはりこうやって提案して試されるということは、財政改善の視点からもジャンルを問わずやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

それでは、残る鷹匠による追い払いになってくるとは思いますけれども、今後どのように進めていけますか。

生活環境課長（江口英範君）

今後の計画になりますけれども、本日も鷹匠と打合せを担当職員が行いましたけれども、3月上旬頃ということで数日間計画をしております。ただ、鷹匠によりますと、サギが巣作りを始めた頃に対応するのが一番効果的であるというお話も聞いておりますので、そこは鷹匠と協議しながら進めていきたいと思っておりますけれども、鷹匠によりまして樹木の剪定を行

います。そして、サギが嫌がる忌避剤を樹木に塗るなどして、サギに巣を作らせないような取組を考えております。また、鷹による追い払いも同時進行できないか検討しておりますが、ただ飛ばすだけなら一旦は追い払うことができても、3か月程度で戻ってくると聞いておりますので、巣を作りにくい環境づくりと同時に、鷹を飛ばす有効なタイミングや飛ばし方などについて鷹匠と協議しながら進めていきたいと考えております。

ただし、この取組を有効にするためには、地元の方などの追い払いへの協力が欠かせないと言われております。

今後もふん被害等を及ぼすカラス等がすみにくい環境に仕向けていくため、餌場とならない工夫などの対策を地元の方々と共に複合的に行う必要があると考えています。また、そのための実証実験を行いながら、有効な取組にしていきたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。鷹匠による追い払いも確實かどうかは定かではございませんが、成功例がある対策ではあるようでございます。ぜひとも成功することを願っています。また、何回も何回もやらないと効果が出ないのかなというふうに思っております。

それでは次に、4点目の項目、学童保育について質問させていただきます。

藤吉小学校の学童保育のクラス数が2から3へ増やせない理由として、空き教室がないということが絶対的な理由でございました。しかも、藤吉校区、マンションの建設だったり住宅地の開発だったりで児童数が若干増加しておりまして、普通教室までもが足りなくなるような状況に陥ってきております。

学童保育教室を増やすには、まず普通教室の確保がマスト条件。そこで、昨年、普通教室の確保についても質問させていただきました。この教室が不足してくる可能性についての対策、何か解決方法はございましたでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをいたします。

藤吉小学校、現在、予備の普通教室はない状況でございます。今後、藤吉小学校の児童数、推計ができます令和5年度まで、これにつきましては少しずつ増加をする見込みとなっております。何とか現在の普通教室数で足りるのではないかと判断をしております。

ただ、藤吉小学校区は非常に人の出入りが多うございます。今後、予想以上に児童数が増えた場合、不足する可能性もございます。この場合は、校舎内の各教室の配置、利用目的、こういったものの調整を行いまして捻出をしていきたいというふうに考えています。それでも足りない場合は、現在、学童保育で活用している教室についても普通教室として活用することも含め検討していくことになるかと思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

予想以上に増加しても何とか普通教室は確保できる状況にあるとのことと安心していただきましたけれども、それでは、普通教室が確保できたということで、藤吉小学校の学童保育所のクラス数不足の対策、これはその後どうなったでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

藤吉の学童保育所につきましては、現在、2クラスで運営をされているところです。6月議会の後、学校長、学校教育課、藤吉学童保育クラブ運営委員会と子育て支援課の4者で協議を重ね、校区の子供たちのため、様々な検討と御協力をいただいた結果、体育館のミーティングルームを3クラス目の学童保育所として借用できることとなりました。

現在は、地元の皆様の御協力をいただきながら、ミーティングルームに保管されていた物品などを整理した上で、学童保育所としてランドセル棚など必要な設備について改修を行っております。

今後は児童の入所判定や支援員の雇入れを行い、4月には3クラス目として開所をする予定で、藤吉学童保育クラブ運営委員会において準備を進めておられるところでございます。

今後とも学校長や学校教育課、校区の運営委員会の御協力をいただきながら、学童保育所の円滑な運営に努めてまいります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。藤吉小学校の学童保育の増設は長年の要望事項でありましたので、保護者の皆さんも喜んであるのかなというふうに思います。

しかし、これは市内全体の問題ではございますけれども、支援員さんの不足など、学童保育運営には難しい問題も山積しているのが実情だと思います。未来を担う子供たちが安全に過ごせることができ、そして、保護者が安心して子供を預けることができる環境づくりのため、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

さて、最後の項目になります。公共施設の今後の在り方について質問させていただきます。

昨年の12月議会で質問させていただきました。それほど時間はたっておりませんが、何か進展だったり公開できることはございますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

橋本議員の御質問にお答えをいたします。

12月議会におきまして、公共施設等総合管理計画の実施計画となります個別施設計画の策定を進めていることを申し上げておりました。この計画は、当初の予定では今年度中に策定

することとしておりましたけれども、作業が遅れておまして、完成が来年度にずれ込む見込みとなっています。そのため、3月の補正予算に繰越明許費として事業費の繰越しをお願いしているところでございます。

また、12月議会において議員から御提案がありました施設カルテの作成、公表につきましては、個別施設計画の策定と並行して準備を進めているところでございます。個別施設計画の策定と併せまして、市民の皆さんに公共施設の状況に関する理解を深めていただければと考えております。

最後に、12月議会で御案内しておりましたとおり、1月24日にPPP・PFIに関するセミナーが開催されました。一般社団法人国土政策研究会の主催、国土交通省、大牟田市、柳川市の後援により開催されたセミナーでございますが、本市からも5人の職員が参加をいたしております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。公共施設等総合管理計画の個別施設計画というのは、まず第1段階、基本中の基本で、総務省より令和2年頃をめどに策定を求められている計画だとは思いますが。ここで適当に計画を立ててしまいますと元も子もなくなります。公共施設等総合管理計画策定の指針の中には、議会、住民との情報及び現状認識の共有、こういう文言もございます。矛盾することではございますが、急ぎながらも丁寧に、しっかりとした計画の策定をお願いしたいというふうに思います。

また、先々月参加させていただきましたPPP・PFIセミナーにおきましては、大変貴重なお話を聞くことができました。ありがとうございました。議員としてのスキルアップということでも、同様の講演やセミナー等があれば、またぜひとも御案内いただければというふうに思います。

では、最後になりますけれども、実際に民間活力との連携について、市として新たに取り組まれていることなどございましたら教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

PPPやPFIの導入を推進するため、庁内組織として、柳川市PPP・PFI推進プロジェクトチームを立ち上げ、本年1月に1回目の会議を行いました。現在は5人の市職員で構成しておりますが、今後、さらなる体制の充実を図りながら、このプロジェクトチームをベースにPPPやPFIの取組について研究を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

こういう専門的な担当部署の垣根を越えたプロジェクトチームということでございますけれども、私ども総務常任委員会が行政視察させていただきました公共施設等総合管理計画を実際に行われてある静岡県の磐田市、こちらでも組織されておりました。ただ、一つ柳川と違うというところは、専門部署との掛け持ちではなくて、このチームに専任で取り組まれていると、こういうことでございます。本気で財政を改善すべく取り組まれるのならば、PPP・PFI推進プロジェクトチームとは言いません。公共施設等総合管理計画、本気で実行プロジェクトチームを結成されてみてはいかがでしょうか。

最後になりますけれども、全ては未来を担う子供たちのためにということでございます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時7分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

最後でございます。15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス問題、突然、臨時休校となりました。現場の大混乱ぶり、大変と心からねざらい、感謝申し上げます。学童保育所運営委員の一人として、正直、学童保育のやりくりは、何でと開いた口が塞がりません。既に何人もの議員が新型コロナウイルス問題について質問をされました。現実に対応した取組を心から願うものであります。

私は今回の質問で、1つ、民生・児童委員さんに対する表彰で在任期間算出方法の見直しを、2つ目として、市営住宅のエレベーターにバイク乗り入れができるのか、3つ目として、市営住宅の使用料等の滞納はどげんなったるか、4番目、市営住宅跡地売却の促進を、以上4件についてあらかじめ通告をいたしております。

あとは自席で質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

最初の民生委員・児童委員表彰の在任期間算出方法の見直しについて質問をいたします。

初めに、表彰の種類別に表彰規程がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

福祉課長（武田真治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員の表彰につきましては、厚生労働大臣表彰をはじめ、社会福祉功労者に対する県知事表彰、県知事感謝状、市長表彰、また、全国民生委員児童委員連合会会長表彰、さらに、全国社会福祉協議会会長表彰、九州社会福祉協議会連合会会長表彰、県社会福祉協議会表彰、そして、県民生委員児童委員協議会会長表彰があります。

表彰規程にあります表彰の対象といたしましては、いずれの表彰も民生委員・児童委員としての功績が特に顕著である者や地域福祉に貢献した者などであり、在任期間によって表彰の種類が違います。

表彰の種類別に在任期間を申し上げますと、厚生労働大臣表彰が20年以上、県知事表彰が17年以上、ただし、これは60歳以上の方は16年以上、県知事感謝状が12年以上、市長表彰が10年以上となっています。

また、全国民生委員児童委員連合会会長表彰の民生委員・児童委員功労者表彰が20年以上、永年勤続民生委員・児童委員表彰が10年以上、全国社会福祉協議会会長表彰が15年以上、県社会福祉協議会表彰が年齢50歳以上で16年以上、60歳以上で15年以上となっています。

そして、県民生委員児童委員協議会会長表彰が9年以上の在任期間となっています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

民生委員の任期は、御存じのように、1期3年ということになっております。例えば、民生委員・児童委員さんに1期3年、あるいは2期6年と務めてもらいます。ところが、もう6年もしたけん、ひとつ辞めたいと、年も高齢になったからと。すると、区長さんも、ほんなこっちゃんのう、6年もしてもろうてありがとうございました、しょんなかばんもということ言いなさる。そして、その後ですぐ後任者が決まるとよかわけです。ところが、なかなか決まらん。どげんしたっちゃ決まらんもんじゃいけんがら、かといって決めんといかんもんじゃけん、区長さんがしょんなし自分の奥さんば新しい民生委員にされておられるところも今結構あります。

そういうふうで、後が決まればよかばってん、決まらん。自分のおかつつあんも、ぞうたんのごと、せんと言わっしゃる。すると、やっぱりもうしょんなかけんがら、あと1期してはいよといって頼むわけですね。すると、その間、1か月なりちょっと切れるわけですから、ほとんどの民生委員さんは切れたら通算がストップして、任期が通算されないと思われる民生委員さんもおられますが、本当の実態はどうなっておるのか、教えてください。

福祉課長（武田真治君）

先ほど答弁いたしました表彰規程の中で、全国民生委員児童委員連合会会長表彰及び県民生委員児童委員協議会会長表彰は、表彰の対象が民生委員・児童委員の職にあって在職期間が通算何年以上の者と、はっきりと通算と規程の中にあります。一旦退職され再任された場

合も、以前の在任期間につきましても在任期間として通算して算入されるということになります。

他の表彰につきましては、いずれの規程も表彰の資格として民生委員・児童委員として在任期間が10年以上とか20年以上とか、何年以上であることとなっております。在任期間ということであれば、以前の在任期間につきましても在任期間として通算して算入されると解釈できます。市長表彰は通算して算入して運用しているところでございますけれども、他の表彰につきましては、確認のため県の福祉総務課の担当に確認をしました。そうしましたら、通算して算入するように運用をしていると、国の表彰も同様であるということで回答を得ました。社会福祉協議会の表彰においても同様の回答を得ております。

つまりいずれの表彰も、在任期間として以前の在任期間も含め通算して算入するということになります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、例えば1か月ぐらいの、一遍もう辞めると言ってあつて出してある。そして、また再任された場合は通算されるということですね。それで安心しました。ところが、大概の人がもうそれで切れると思うてあるわけですよ。矢ヶ部校区にもそういう方がおられる。いや、それはおかしかろうということで私は取り上げたわけですよ。それで安心しました。

それで、2つの点について要望をいたします。

今言ったように、やっぱり1つは間違った認識の人もあるようですから、正しいことを教えてもらうように。1か月に一遍、民生委員さんの会議とかがあっているようですから、そういう場を利用して言ってもらえばいいと思います。よかったらそのようなお願い。

もう一つのお願いは、10年務めれば表彰という条例がありますね。ところが、任期が3年でしょうが。10年もらうためには3期じゃ足らんもん、あと1年。4期すつと何か残るばん。うんにゃ、あと2年はもうとやっぱり言いなっさるけん、それもよかったら10年じゃなくて3期としたらどうだろうかと私も思います。よかったらそういうふうになんかの機会があれば要望してもらおう。

それともう一つは、市長が10年表彰ですから、これは市長の判断で、ほんなこっちゃんのう、3期とさるっじゃっかと思うばってん、よその、そういう機会があれば、そういうお願いをしてもらえばよかなと私は思うところであります。そういうところで、よかったらこの質問は終わりますが、要望をよろしく取り入れてもらうようお願いをしておきます。

2つ目の市営住宅のエレベーターにバイクの乗り入れができるかという問題であります。まず、なぜこの問題を私が質問するかといいますと、2つの理由があります。

1つは、私ははなから、市営住宅は駐輪場が1階にあるもんじゃけん、とてもやないが、バイクを載せて2階に上がるということはある得んやろうと思うとったですよ。ところが、

実際、私の目の前でエンジンをかけたままで市営住宅のエレベーターの中に入っていたから、私はそういう質問をしておるところであります。

そこでお尋ねしますが、市営住宅でエレベーターの設備があるのはどこかについてお答えをお願いいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

エレベーターが設置されている市営住宅についての御質問ですが、エレベーターを設置しています市営住宅は、蒲池立石団地、中山団地、東宮永団地、柳河団地の4団地です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。今の答弁によりますと、4団地だと。蒲池立石団地、中山団地、東宮永団地、そして、今度できた柳河団地の4団地がついているという答弁がありました。

そこで、質問しますが、エレベーター内へのバイク乗り入れはできるのかについてお尋ねをします。

建設課長（待鳥 哲君）

エレベーター内へのバイク乗り入れはできるのかという御質問ですが、バイクのエンジンをかけたままで団地建物内を移動することは、たとえ押して運んだとしても、危険な行為として当然禁止されるべきものです。エレベーターへの乗り入れも同様であることは申すまでもございません。

ただ、現状として、いたずらや盗難防止の理由から、自室の前のへこんだスペースまでバイクを運ぶ住民は、ごく少数でございますが、おられます。この方たちは通行の妨げにならないように置かれていますし、ほかの入居者の方からも苦情もなく、建物内では当然エンジンは切って運んでいるものと思っておりました。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そこで言いますが、決してそんなことはあってはいけないわけですが、もしもそういう場合にけがが起きた場合、責任はだれが取るのか、お尋ねをします。

建設課長（待鳥 哲君）

もしけがなどがあったら誰が責任を取るのかという御質問ですが、議員御承知のとおり、バイクは車両でありますので、危険な行為を行い、けがをさせた場合は、そのバイクの運転者に責任があるものと考えます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

私も確かに当然運転者に責任があると思いますが、とはいえ、市営住宅の管理者は市長でありますから、どのように市としては対策をされておるか、お尋ねをします。

建設課長（待鳥 哲君）

市営住宅の管理についてお答えします。

本市の市営住宅には自転車やバイクを置くための駐輪場を整備しており、建物に損害を与える、また、他の住民に迷惑を及ぼす行為は、住宅管理条例上、禁止いたしております。

バイクを自室の前のへこんだスペースまで運んでいる住民の方には、そのような趣旨から所定の置場に置いていただくよう指導してまいります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

要は何事も決まりば守ってもらうならば、私も一般質問に取り上げることはありません。

そんなかわりのもほんなこて守らん者のおる。もうざまなかもん。昨日の質問でも取り上げられたように、市営住宅の使用料を払わん、駐車料も払わん、こんな人がおられます。そのツケは善良な市民がかぶらんといかんわけですよ。やっぱり駄目なものは駄目です。良識ある人がばかを見るような柳川市であっては、私は絶対にできないと思います。

やっぱり毅然として立ち向かわれる姿、そんな市長を多くの市民が望んでおられると私は思います。そういう場合は市民は全面的に市長をプッシュしますよ。所見をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

昨日もお話をしておりましたけれども、今回、滞納問題がびっくりするような金額になっております。そのことの督促については私の責任の下にやらなければならないと思うし、昨日の説明では、年に1回だけ報告みたいな形でしていると。打合せして驚いたんですけども、そのことについては毎月やって滞納対策をやっていくと。そしてまた、それでも納めないという方については法的な措置を専門家を入れてやっていくと、そういう姿勢の下に令和2年はやっていきたいという決意を今考えております。

これもいろんな形で議会の応援も必要だと思うし、私が行政マンであったときに、三橋のときですけれども、滞納対策の特別委員会を議会にお願いして、議会をバックに滞納対策を講じたこともありますので、そこまでできるかどうかは別にしても、いろんな形で議会のほうにもそのことを報告していきたいというふうに思って、そういう決意でこれから滞納問題に取り組んでいきたいと思います。

本当に納める能力があって納めないということになれば非常に問題がありますし、福岡県の指導、また、先進地もありますので、そういうところの法的な問題を含めて、弁護士も含めて対応してみたいという決意を持っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしくをお願いします。

具体的な質問に入りますが、3番目の項です。使用料等の滞納について伺います。

さきの質問とダブる面もありますが、また、年度の途中ということもあります。

そこで、2019年、つまり去年1月1日から去年12月31日までの1年間に限ってお尋ねをしますが、住宅使用料の滞納者の中で1年間一円も払っていない人が何世帯で幾らになるのか、伺います。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

2019年1月1日から同年12月31日までの1年間で住宅の使用料を一円も払っていない世帯は5世帯で、金額は合計で1,396,800円です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

1年間一円も払っていない世帯は5世帯もあつとですよ。合計1,396,800円。

それでは、同じく、今のは家賃でしたけれども、駐車場の滞納者で先ほどといっちょん変わらんごと、去年の1年間一円も払っとらん人は何世帯で幾らになるのか、お尋ねします。

建設課長（待鳥 哲君）

2019年1月1日から同年12月31日までの1年間で駐車場の使用料を一円も払っていない世帯は8世帯で、金額は合計384千円です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

駐車料は一円も払っとらん、そんな方が8世帯もあつとですよ。トータル384千円。

それでは、1年間ではなくて、累計で2019年12月31日現在、いわゆる昨年の年末現在で使用料の滞納額のワーストファイブ、これを教えてください。

建設課長（待鳥 哲君）

使用料の滞納額のワーストファイブをお答えします。

1位は3,369,100円、2位は3,145,400円、3位は3,063,700円、4位は2,722,600円、5位は2,593,700円です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今ワーストファイブの報告がありましたように、5世帯を合計して14,894,500円になる。つまり1世帯にほぼ3,000千円が滞っておるということです。恐らくそれも本当はもっと金額が多いはずです。なぜならば、5年間でストップですからね。昨日の答弁でいえば、前んとはのうなっているわけです。それも入れてですか。（「入れてです」と呼ぶ者あり）ああ、

入れてね。それはよかった。よかったち言うていかんばってん、私はそれは入っとらんと思ひよった。5年でチャラにするから。その過去のものも、累計やから入っとるばんということですね。それにしても、やっぱり1世帯3,000千円ですよ。それも悪いほうの5世帯だけ。とてもやないが、これではでけんばんも。開いた口の塞がらん。

それでは、同じく駐車料の滞納世帯の累計で昨年末の12月31日現在でのワーストファイブはどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

駐車料の滞納額、2019年12月31日現在までで過去の部分を全て含めましたワーストファイブの方の金額をお答えします。

1位は572千円、2位は同じ額で2名いらっしやいまして531千円、4位は528千円、5位は412千円です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

駐車料ばやけんのも。駐車料は1か月に3千円ですかね、5千円ですかね、それぐらいでしょう。それが平均すれば500千円ですよ。家賃が3,000千円、駐車料が家賃の6分の1の500千円、ちょっとですね、これじゃやっぱり。これがまともに払ってあるとすれば、皆さんの負担も、それ分、減るわけやけん。私たちの暮らしもよくなるわけですから、やっぱりどげん言うたっちゃ財政ですよ。財政がやっぱりしっかりせんならば、夕張のごとならんですよ。

やっぱりそこをしっかりと考えるべきであると思うが、今、市長も答弁されたけれども、もうどげんしたっちゃ、誰が見てもそれは無理やろうという人は、それは私は致し方なからうと思う。それは互助の精神で、市営住宅というのはやっぱり生活に困ってある人のために建てておるわけやけんが、それは理解するばってんがら、極端に言うと、ばさるよか生活ばあそこはしよらすばんというところがやっぱり滞納されておるところも、実質は、大きな声じゃあればってん、そういう声を私はちらほら耳にします。それは日本国憲法の生活の最低保障の問題、あるいはいろんな問題があると思ひますけれども、やっぱりやれる範囲で、やっぱり市長は一生懸命頑張りよらすばんと、そういう姿が見れるようにですね。先ほど所見も述べられました。意気込みも言われました。しっかり私たちも応援をします。ひとつ少しでも前に行くごつ、市民と一緒にあって、いっちょ頑張ってもらうようにお願いします。まいっちょ答えるかんも。そんなら、まいっちょ言うてはいよ。市長お願いします。

市長（金子健次君）

大応援団がいらっしやいますので、頑張りたいと思ひますけれども、ともかく過去の滞納分よりも現年度を必ず取っていくという形で、後追いを今度、過年度をどうするかということで、恐らく税金の滞納、水道料金、住宅の家賃、駐車場、いろんな問題も恐らく同じ人が

滞納してあるような感じが、私は名前を見たんですけれども、そういう感じがいたしております。ともかく現年度を最優先としながら確実に取って、頑張って、職員たちと一緒にやっていくという決意はここで披歴しておきたいと思います。一遍にはなかなか無理と思いますけれども、少しずつ、前よりも向上すると思いますので、頑張りたいと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

昨日の近藤議員の答弁でもあったように、水道料が一番多い人で1,000千円でしょうが。これだけやなかつちゃん。家賃だけやなか。何もかもそういう状況やけんですね。それはいろいろ問題はあると思います。そして、市には監査委員さんが2人おられます。1人はもう帰られました。私は聞いてもらおうごたった。ほんなこて。絶対大切な問題ですよ。監査委員さんはほんなこてこげんかこつを指摘しよるっちゃろうかと、そげん正直思うた。その代わり、残念ながら見えん。帰らした。ほんなこてですね、やっぱり笑い事じゃないと思うんですよ。しかも、今度のコロナウイルス問題で柳川の商店街の人の言わした。私が丸ぼうるば頼んだ。そしたら、矢ヶ部さん、お客さんなもうおれげん前ば通りよらっさんち。通りよらっさんけんがら、お客さんな入らん、どげんして暮らしていくかんもち。それが実態ですよ。やっぱりそこは行政も私たち議員も一緒になって、しっかり手を握り、心を一つにして頑張っていくと。私はそういう行政が今からは望まれていると思うですよ。また、そういう柳川にせんとでけん。正直者がばかを見るような柳川なら絶対発展せんですよ。

強く私は訴えまして、次に進ませていただきます。

4番目、市営住宅跡地売却の促進をということについて質問をいたします。

市営住宅の跡地で空き地となっているのは何か所あるか、お尋ねをいたします。

財政課長（田中勝裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

現在、市営住宅の跡地として管理している空き地は、隅町北団地跡地、本町団地跡地、白秋南団地跡地、鳥の水団地跡地、大沖団地跡地、畦無団地跡地、中山第二団地跡地、以上7か所でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

7か所が空き地だと。

そんなら、その7か所のうちで、あとどげんするかと利用が決まっていないのはどこか、お尋ねをいたします。

財政課長（田中勝裕君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました市営団地跡地のうち、畦無団地跡地は現在分譲を行っているところであります。また、隅町北団地跡地は今後新設を予定しています子育て支援拠点施設の用地

として、鳥の水団地跡地は国道443号バイパスの道路用地に当たる地権者の方への代替用地として、それぞれ計画をいたしております。

また、白秋南団地跡地は災害時の避難用地として確保しており、大沖団地跡地は地元のグラウンドゴルフクラブに貸付けを行っております。そして、中山第二団地跡地につきましては、中山大藤まつり及び中山フェスタの際の駐車場としての活用を行っているところでございます。

したがいまして、現在活用をしておらず利用目的も定まっていないのは、本町団地跡地の1か所となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

7か所あるばってんがら、当てが決まっていないのは本町だけと。

私が市民の皆さんからよく耳にするのは、もう使う当てのない空き地は早く売ったがようなかかということをよく聞きますが、所見をお願いしたいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

市といたしましても、未利用遊休財産で市が活用する見込みがないものは、土地の有効活用や自主財源の確保といった観点から売却すべきものと考えております。

そのような考えの下、平成28年度に普通財産の中で分譲に適した土地を選定する業務を不動産鑑定士に委託しましたところ、本町団地跡地につきましては、幹線道路からの進入路が狭いことから進入路を整備する必要があるとの指摘を受けているところでございます。このため、現状のまま売却することは難しいと思われまので、必要な条件整備について検討し、売却につなげていきたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

確かにあの本町団地の跡地は幹線道路からの進入路が狭過ぎます。かといって、道路を広げることも私はそげん簡単ではないと思います。

そこで、質問をしますが、そんなら、地元の皆さんから何か要望があるかどうか、あったら教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

本町団地の跡地についての地元住民の要望ということでございますけれども、今のところあっておりません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

あっていなかったら、地元からの要望もないとすれば、何らかの形で早く売るなり、やっ

ぱりそういう判断をしていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日4日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日4日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、4日は休会にすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時45分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

令和2年3月16日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
						徳	永	喜	美
									香

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

- 議案第 1 号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 8 号 令和 2 年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第 12 号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
建設経済委員長報告について

- 議案第 9 号 令和 2 年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第 10 号 令和 2 年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第 20 号 市道路線の認定及び変更認定について

教育民生委員長報告について

議案第 2 号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

議案第 3 号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について

議案第 5 号 令和 2 年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第 6 号 令和 2 年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 7 号 令和 2 年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第 11 号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定について

議案第 16 号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 18 号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

請願第 4 号 「柳川市民温水プール」に関する請願

予算審査特別委員長報告について

議案第 4 号 令和 2 年度柳川市一般会計予算について

日程（ 3 ） 議案の上程について

議案第 29 号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程（ 4 ） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出につ
いて

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。令和2年第1回柳川市議会定例会最終日の日程について、去る3月13日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第29号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第1号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「339億6,155万円」から、歳入歳出それぞれ「673万7千円」を減額し、補正後の予算総額を「339億5,481万3千円」としようとするものであります。

審査の過程で、柳川駅東部土地区画整理地内の市有地の状況及びその売り払い状況についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第8号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第12号 原案可決

本案は、柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法改正により成年被後見人の一律的な権利制限が見直されたことに伴い、印鑑登録を受けることができない者を、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第13号 原案可決

本案は、柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給されるフルタイム会計年度任用職員の公務災害補償の算定に係る補償基礎額を、地方公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により定めようとするものであります。

審査の過程で、新年度予算に計上する会計年度任用職員の人数についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第15号 原案可決

本案は、柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年度から任用される会計年度任用職員について、その任用形態等にふさわしい方法でサービスの宣誓ができるよう改正しようとするものであります。

審査の過程で、会計年度任用職員に移行する以外の嘱託職員の存在についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写しや戸籍の除票の写しの交付等が明確化されたため、交付に係る手数料を新たに定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第9号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「14億7,706万円」、事業費用が「14億4,960万9千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「6億3,880万4千円」、支出を「10億5,881万1千円」計上し、不足する「4億2,000万7千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、配水管等整備事業についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第10号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市下水道事業会計予算についてであります。

4月1日より地方公営企業法の規定の全部を適用する地方公営企業へ移行することに伴い、令和2年度の予算からは、地方公営企業会計制度に基づく予算編成を行っております。収益的収入及び支出では、下水道事業収益が「8億6,191万5千円」、下水道事業費用が「8億4,905万7千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「3億5,148万6千円」、支出を「7億937万9千円」計上し、不足する「3億5,789万3千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、特例的収入及び支出、下水道使用料の滞納額についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第20号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

私有道路の寄付採納等に伴う8路線の新規認定及び道路改良事業に伴う1路線を変更するものです。

審査の過程において、蒲池停車場線についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

2月25日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案8件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105

条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 結果

(1)議案第2号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。療養給付費等の減少に伴い不用額を減額補正するとともに、決算見込みによる予算の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ「3億9,959万2千円」を減額し、補正後の予算総額を「90億5,837万8千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第3号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

保険基盤安定負担金の確定に伴い必要な額を減額するもので、歳入歳出それぞれ「1,207万2千円」を減額し、補正後の予算総額を「10億7,372万8千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第5号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「89億2,377万1千円」とするものです。

審査の過程において、一般会計繰り入れの理由、県の納付金算定、不納欠損額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第6号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「10億9,800万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第7号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「63万2千円」とするものです。

審査の過程において、住宅新築資金等貸付助成事業の期限、償還金額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第11号 原案可決

本案は、柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定についてであります。

天井材の落下により休館としていた柳川市民温水プールについて、市民の安全性が確保できないと判断し、令和2年3月末日をもって閉館しようとするに伴い条例を廃止するものです。

大規模改修を行った場合、莫大な改修費用がかかることとなり、また改修後の利用可能年数も不透明であります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民健康保険の県単位化に伴い、市町村が県に納める事業費納付金について、県が示す標準保険料率を基に税率改正を行うものです。

審査の過程において、今後の税率見直しについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第18号 原案可決

本案は、柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

幼児教育・保育の無償化に際し、「子ども・子育て支援法」等の関係法令が改正されたことに伴い、同法に基づき制定している条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)請願第4号 不採択

本件は、「柳川市民温水プール」に関する請願であります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成者はなく不採択と決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第4号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに324億8,200万円で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして5億1,400万円、率にして1.6パーセントの増額となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、市税や市営住宅家賃等の滞納の推移及び総額、ふるさと応援基金繰入金金の減額の要因、コミュニティバスの活用状況や学校給食費等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費で、会計年度任用職員数と報酬額、総務費では、ふるさと寄付金推進費での寄付額の推移と民間への事務委託の必要性、地域公共交通対策費の地方バス運行補助金の増額理由、民生費では、柳川総合保健福祉センター費の水の郷自主事業の事業数及び市民文化会館事業とのすみわけ、地域子育て支援拠点事業費での整備内容と公共施設個別管理計画との整合性、衛生費では、環境対策費の特定空家等解体事業の今後の方針と行政代執行の予定、生ごみ処理機購入補助申請状況とごみ減量の効果、塵芥処理費の一般廃棄物収集運搬委託料の増減、商工費では、商工振興費のイルミネーション事業の収支、観光費のトイレ改修事業の内容、観光プラットフォーム（仮称）構築事業委託料と柳川観光の未来を担うマルチプレイヤー育成事業費の委託料との関連性、地域おこし協力隊活動費の起業支援補助金の内容と実績及び協力隊の採用数と定住者数、土木費では、蒲池停車場線道路整備事業費の総事業費と補助率、狹隘道路改良事業費増額の理由、水郷柳河掘割地区整備事業費のまちづくり支援業務委託料及び工事請負費の詳細、消防費では、消防団格納庫の改修計画、防災行政無線屋外拡声子局増設工事費の補助率及び設置基数と場所、教育費では、適応指導教室費の指導員の増員、青少年教育費のふれあい自然の家の使用実績及び補修等について質疑がありました。

総括では、中期財政計画の反映、公共施設の再編に関連する子育て支援施設事業への要望、児童手当の見直し、西鉄柳川駅西口の川下り乗船場の建設に伴う関係者との調整や地元説明会の実施の有無、各款での質疑関連で、地域子育て支援拠点事業の内容の再考、イルミネーション事業補助金支出の経緯、トイレ改修事業の場所、利用時間及び維持管理の方針、蒲池停車場線の必要性等について質疑や意見がありました。

討論では、地域子育て支援拠点事業費の設計業務委託料について、既存施設の活用等場所の選定にも疑問があるとして反対討論が行われました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

なお、本案に対して、委員から「地域子育て支援拠点事業については議会と充分協議しながら計画を再構築し、また場所の選定についても、再検討し事業を進めていくこと。」とする付帯決議案が提出され、賛成多数で付帯決議を付すことに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 令和2年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第9号 令和2年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 令和2年度柳川市下水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 市道路線の認定及び変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 令和2年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市民温水プール条例を廃止する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第4号 「柳川市民温水プール」に関する請願について討論を行います。

初めに、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願に対する教育民生委員長報告は不採択であります。

請願第4号 「柳川市民温水プール」に関する請願を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第4号 令和2年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3 議案の上程について。

議案第29号を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

17番（藤丸正勝君）（登壇）

議案第29号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案については、下水道事業が令和2年4月1日から公営企業会計へ移行することに伴い、機構改革が行われるため、委員会条例の一部を改正するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第29号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（樽見哲也君）

日程4．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり所管事項調査を令和3年3月31日まで付託されたいとの申出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申出のとおり所管事項調査を令和3年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本件は申出のとおり所管事項調査を令和3年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 立 花 純

柳川市議会議員 近 藤 末 治